

会報

第97号

国立大学協会

昭和57年8月

(第32卷第3号 通卷第97号)

会報

第97号

8
月
号



国立大学協会事務局

◇ 目 次 ◇

●エッセー			
教育の研究を通じての教育	愛知教育大学長	橋爪 貞雄	7
〈窓〉 進学経路の柔構造	名古屋大学教授	佐々木 享	132
仏教遺跡バガン	大阪外国語大学教授	大野 徹	148

事業報告

●諸会議議事要録（5月～6月）

理事会（5.26）	13
-----------	----

会務報告

協議事項

昭和56年度国立大学協会歳入歳出決算について
第70回総会の日程について
第71回総会の日時・場所等について
特別委員会委員の交代について
常置委員会の担当事項について
各委員会委員長報告と協議
臨調の検討事項（文教政策等）についての対応について
その他（新設医科大学の計画的整備について／図書館特別委員会からの要望書提出について）

理事会（6.22）	21
-----------	----

「職業科」に関する出題科目案について
臨調の文教政策等への対応について

第70回総会〔第1日目〕（6.22）	22
--------------------	----

会務報告

協議事項

昭和56年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）について
昭和56年度国立大学協会歳入歳出決算について
昭和57年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について
常置委員会の担当事項について
各委員会委員長報告と協議
第2次臨時行政調査会の文教政策等について

第70回総会〔第2日目〕(6.23)	34
各委員会委員長報告と協議	
自由討議	
(主として国立大学理工学部の役割について／松田東工大学長　いわゆる地方大学のかかえる問題について／北条信州大学長　研究と教育の関係からみた国立大学の役割について／幡香川大学長　私立大学との関連からみて／香月千葉大学長)	
第37回事務連絡会議(6.25)	68
総会状況報告	
大学入試センター連絡事項	
文部省連絡事項	
第1常置委員会(6.23)	72
放送大学について	
国立大学における外国人教員の任用について	
大学院問題について	
助手問題について	
科学技術振興調整費について	
第2常置委員会(5.11)	73
共通入試関連事項の報告について(各地区連絡協議会における「職業科に係る出題科目案」についての審議状況等について／その他)	
昭和58年度共通第1次学力試験に関する検討事項について	
共通第1次学力試験の実施方法について	
第2常置委員会(6.21)	77
「職業科」に関する出題科目について	
大学入学者選抜制度について	
第2常置委員会(6.23)	82
委員会の今後の審議事項について(推薦入学について／昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方について)	

第2 常置委員会拡大小委員会・入試教科目改訂専門委員会合同会議 (6.11)	85
「職業科」の科目の取扱いについて	
第3 常置委員会 (5.25)	87
留年問題に関する調査結果の報告書のまとめについて	
就職協定の遵守について	
第3 常置委員会 (6.23)	90
就職協定の問題について	
常置委員会の編成替えについて	
留年問題について	
第4 常置委員会 (6.23)	93
委員会の審議事項について	
第5 常置委員会 (6.23)	95
委員会の審議事項について	
国立大学長の中国視察について	
学長の国際交流について	
第6 常置委員会 (5.13)	98
昭和58年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について	
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について	
研究技術専門官制度の新設に関する要望書について	
第6 常置委員会 (6.23)	104
調整手当について	
助手の待遇改善について	
指定職について	
学長交際費について	
非常勤講師の旅費について	
SABBATICAL YEAR 制の導入について	
国際交流について	

医学教育に関する特別委員会 (6.21)	106
<p style="padding-left: 40px;">当面の諸問題について (附属病院の当面する諸問題 について/第2臨調における医学教育関係の部会審 議事項について/受託研究の取扱いについて/治験 の取扱いについて)</p>	
教員養成制度特別委員会 (6.21)	110
<p style="padding-left: 40px;">大学における教員養成の問題について 自由民主党文教部会の「教員問題に関する小委員 会」においての意見陳述について</p>	
教養課程に関する特別委員会 (6.21)	113
<p style="padding-left: 40px;">教養課程に関するアンケート調査について</p>	
図書館特別委員会 (5.17)	115
<p style="padding-left: 40px;">学術情報システムの問題について 昭和57年度の大学図書館関係予算について 大学図書館の昭和58年度予算に関する要望書につい て</p>	
特別会計制度協議会 (5.21)	119
<p style="padding-left: 40px;">昭和58年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針 について</p>	
●第70回総会国立大学協会事業報告 (第69回総会以降第70回総会前まで)	122
<p style="padding-left: 40px;">諸会合 (各委員会主要審議事項) 要望書その他の諸活動 (対外的諸活動/各国立大学 への意見照会等/資料・連絡強化等) 要望書等の受理 刊行物</p>	
●諸 会 合 (昭和57年5月～6月末までの開催会議)	131

要 望 書

国立大学の定員要求について	133
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について	134
研究技術専門官制度の新設に関する要望書	136

資 料

第2次臨時行政調査会部会報告に対する国立大学協会の基本的見解	143
理事会出席旅費について	147
大学設置審議会（大学設置分科会）委員について	147

そ の 他

学長等の異動	149
寄贈図書	150

編集後記

教育の研究を通じての教育

愛知教育大学長 橋 爪 貞 雄

*

7月に発表された臨調に対する国大協の見解には、大学とくに国立大学の使命を「研究と教育」にありとしているようだが、わたしどもの大学ではむしろ「教育と研究」と、その順序を逆に並べねばならないのが偽らざる現状である。ただし研究は二の次というつもりは毛頭ないから、正確にいうと「教育の研究を通じての教育」ということになる。これは単なるコトバの遊びではない。

それに関連して、最近教育の現場とくに小中学校からいろいろな注文や不満を聞かされる。最近の教師は全般に質がよくなったが、まだまだ教師としての知識が不足していたり、偏っていたりする。学生時代スポーツをやってきた先生が、「右向け右」のしかたも知らなかったとか、中学校理科の新任教師が、「わたしはメダカの研究を専門にしてきましたから、そのほかの理科教材は不案内です」と、昂然と言い放った、などという話を聞かされる。知識以外の面、つまり教える方とか生徒に体当たりする情熱などについては、もっともっとグチは多い。

たいていは尤もな話で、わたしはそのたび一応相槌を打つのだが、時々は言い返すこともある。たとえば「小学校の先生のクセにピアノも弾けないのは困る」といわれると、「実はピアノが弾けなくても小学校教員免許状はもらえるのです」と穏かに説明する。ただし相手が重ねて「でも、ピアノが弾けないなら、少しぐらい『すみません』という態度を見せてほしいですね」と言うと、わたしとしては反論のしようがない。

専門職としての教師が具備すべき知識だけに限っても、いろいろ問題のあることは確かで、それについて教師教育に携わるわれわれとして、さらに努力が必要だろう。

「しかし」とわたしは思う。「現場の要請に直接応じるような教育，すぐ役に立つ知識技術を教える教育，一般的に言えば職業に即応し直結した教育だけが大学の任務ではあるまい。もちろん基礎的な研究，直ちに現場に役立たない研究に専念するだけが大学の任務だと極言するわけでもないが。」

そこでわたしは，次のように相手に現状と問題点を説明して，結論として，「大学における教師教育は、『教育の研究を通じての教育』です。どうか長い目で，かれらの成長を見守ってやってほしい。せめて数年間をかしてやってほしい。」とお願いすることになっている。

そのさいのわたしの説明を簡単に述べて，教師教育に比較的縁のうすい学長先生方の御参考に供し，御批判を仰ぎたいと思う。

＊

戦後の教師教育は，多くの研究者が指摘するように，二つの基本方針のもとに行われている。第一は教員養成は大学で行うということ。第二は開放制ということ。

戦前のように特別な教員養成機関で教育を受けなければ教師になれない，逆にいえば，受けていれば必ず教師になれる，という制度が変って，だれでも，どの大学（短大）でも一定の教育を受ければ，教師になれるということになった。一部の人は最近のペーパーティーチャーの増加は，このオープンすぎる制度に原因があるというけれど，実はこの制度にはいくつかの関門が設けられていて，決してオープンすぎるわけでない。

まず大学（短大）が一定のカリキュラムを用意して，文部大臣の認定（課程認定）を受けなければならない。第二に，学生はこのカリキュラムで定められた単位を履修しなければならない。第三に教員免許状をもっている，教員採用試験に合格しなければ教師になれない。こんな幾重ものチェックがあるのだが，それでも免許状をもらう学生は，ひじょうに多い。その原因はどこにあるのか。



sumie

第一の課程認定は学生の関与する所でないから、説明は省くが、現に校数にして大学、短大の約84パーセントがこれを受けているという事実は、この認定がひじょうな難関だという印象は与えない。学生にとって最大の難関は第三の採用試験である。ある医学部の教授と話していたら、「医学生でも最大の難関は国家試験ですよ。どんな学生でも学内の試験は身内の気安さがあるが、外部の他流試合はこわいようです。」と評しておられた。

ところで第二の関門たる単位の履修だが、これには制度上、教育上問題点がさらに多い。

まず制度からみて、「免許法」という法律がある。教員免許状の授与はこれできめられているのだが、この法律は22条の本文に附則がついている。手許の法令集でみると本文の約4倍のページ数がある。わたしのような素人には、全体を読み通すことのできないほど長くて、複雑である。しかし大学の教務関係者はこれおよび関係法令、規則を知悉していなければならない。なぜなら、そこにはさまざまな措置——但し書、読み替え、例外、移行措置などが示されており、これを賢明に活用すれば、思ったより負担を軽くして教員養成カリキュラムが組めるからである。

もちろん簡単に単位が稼げるものではない。ことに教職教科は他専攻の学生にはかなり負担になる。それでもなお、制度上のタテマエからうけるほどの厳しさ

は現実には少ない。

もっとも簡単な一例をあげると、中学校一級免許状と高校二級免許状を同時に取得することは容易である。前者に必要な単位にわずかの専門教科単位を加えれば可能で、たいていの大学でそのような教職課程科目を開設しているから、学生は大半そのとおりに受講している。中学校免許状と高校免許状はイコールで、級がちがうだけだと思いこんでいる教授諸氏も少なくない。要するに、どうすればなるべく負担を少なくして教員資格がとれるかは、大学当局と学生本人の「賢明さ」に依存することが大きいのである。

教育あるいは授業上の問題はこれ以上にさまざまである。わたしは根本問題の一つは、教職関係の学問にまだ教科書が確定していないことに暗示されていると思う。わたしの専攻の教育学を例にとってみよう。

ペスタロッチの教育思想、デューイの教育学などといわれるように、教育学の体系はたいていその人の名前がついている。それぞれすぐれた内容と独自の体系を備えているが、それらが長い歴史のうちに積み重ねられて一つの教育学に集成されているわけでない。せいぜい歴史的に各教育家、教育思想家の説を並べたり、分類したり、コメントしたりする程度の集成である。もちろん教育研究の歴史においては、教育学の自立体系を打ち立てようとした努力もあり、それなりの成果も収めてきた。ヘルバルトやデュルケームがそうであり、ペターゼン、クリークらの教育科学もそうであった。

しかしいままでのところ標準的教育学教科書はできていない。それどころか、教育問題が複雑多岐となるにつれ、教育学ないし教育研究の扱う領域も広がる一方である。教育学が単なる実証的分析にとどまらず、実践と当為にかかわる限り、この傾向は避けられぬかもしれないが、とにかくこういう状況では例えば教育原理の授業も、その教授内容は教授者によってまちまちにならざるをえない。

ある人は教育家の思想を歴史的に概観するし、ある人は教育のあり方について

自己の哲学を披瀝する。教育事典ふうになるべくカバレッジを広くしようと試みる教授者もいる。教育の「荒廃」を政治体制と結びつけて論じる人もいる。学生はそれぞれの授業で単位を履修するが、教員採用試験には別の受験問題集を見て準備しなければならない。問題集を見ると、今までの授業で一度も見聞したことのない内容が驚くほどたくさん出ているありさまである。

大学の講義に教科書が必要だというのではない。教育学研究がまだ自然科学に比べて科学として体系化していないことに問題があるのである。

このような状態は、教科教育においてさらに著しい。国語教育、数学教育等についてはそれぞれの専門家が少しずつ研究成果を積み重ねているが、まだまだ学問体系と呼ぶものは生れていない。それらを総括した独立の「教科教育学」となると、そういう名称さえ生れてから日も浅く、まだ実態のはっきりしない状態である。現場教師たちの教科研究はその量も多く、いろいろな角度から新しい試みがなされている。それらの実践家、研究者と力を合せている大学教授もいるが、まだまだその数は多くない。

結局、教師教育のカリキュラムにおいて、教材研究（小学校）、教科教育法（中高校）の授業は、必ずしもその名にピッタリとした内容が与えられているとは限らないのである。

また例えば授業者に数学者はいても、数学教育学者は少ない。国語も理科も同様である。むしろ数学者は数学教育を論じる事に、消極的である。いろいろな理由があろうし、なかには個人的理由もあるだろうが、基本的には教科教育学が学問として樹立されていず、それだけレベルの低いものと見なされているためだろう。

算数教育法の研究は数学の研究に比べ、はるか程度の低いものであり、せいぜい中高校の数学教科書に出ている程度の知識を持ちあわせていれば扱えるという、偏見さえ少なくない。そうでなくて真剣にこの教育法にとりくもうという人たちも、数学の研究は数理を対象にすればよいが、その教育法となると人間を対

象にした研究のほうに重点をかけねばならず、とうてい自分にはその余裕がないと尻ごみしがちである。あるいはまたバーナード・ショーの有名な文句「自分でできる人は、行う。できない人が教える」を基準にして、教える人は自分で研究のできない人だ、教育は研究の上位に立つことはできないという、別の偏見もないではない。

こういう偏見もつまりは、教育の研究が他の研究に比べ学問体系の確立に後れているからであろう。

こんなふうに、「教育の研究を通じての教育」にはいろいろの困難がある。上にあげた二つの点——授業内容が標準化していないこと、「教育」と名を冠した研究が他の研究より後進的だという思い込み——は、そのような困難の一部分にすぎない。

しかし、果して教育の研究は標準的教科書のつくられるまで、確立した体系への集成が実現するまでは、後進的と見られなければならないのだろうか。哲学はおそらくあらゆる学問のうちでもっとも歴史が古いだろう。しかし標準的教科書、the textbook of philosophy がつくられた話は寡聞にして知らない。教育という人間の営みも人類の発生とともにある。しかし the textbook はまだつくられない。

教師教育をうけた学生が不完全な知識をもって世に出たとて、それだけでかれらを非難するのは酷である。

*

わたしは以上のように説明したうえで、「そのような不備にも拘らず、いやそういうながで苦労を重ねているからこそ、教師教育はすぐには実効をあげないが、長い目でみれば可能性のある卒業生を送り出しているのだ」と話を結ぶようにしている。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 昭和57年5月26日(水) 13:30~16:30

場所 国立大学協定会議室

出席者 平野会長

香月, 沢田各副会長

有江, 牧野, 前田, 小野, 松田, 宮沢, 猪,

金子, 館, 堯天, 添田, 幡, 田中, 福見,

釘宮各理事

広根(第3), 野村(第4), 西川(第5),

諸星(第6)各常置委員会委員長

福田, 吉田各監事

(大学入試センター)小坂所長, 中村管理部長

平野会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から次のように挨拶があった。

本日は、本協会の決算関係事項および来る6月総会の日程その他についてご審議いただくためお集まりいただいた。

なお、このたび岡理事(徳島大学長)に代り添田徳島大学長が新たに理事に就任されたのでご紹介する。

また、共通入試関係事項についての説明のため、小坂大学入試センター所長が出席されるので、ご了承いただきたい。

ついで竹下事務局次長より配付資料の説明があり、議事に入った。

I 会務報告

会長より、以下の事項について「資料4」を基に報告があった。

1. 臨調の検討事項(文教政策等)についての対応について

第2臨調において検討中の「科学技術行政」の問題に関する対応について前回理事会でご報告したが、その後「文教政策」(特に高等教育における国立大学のあり方、国立大学の授業料について等)の問題に論議の焦点が移ってきた状況を受けて、去る2月24日に関係学長(会長、両副会長、特会協議会委員、関係委員会委員長、在京国立大学長等12名)が参会して、その対応について協議した。さらに去る3月24日には、主として国立大学の授業料の問題について関係者(会長、香月副会長、第6常置委員会委員長および教員委員、須甲埼玉大学長等6名)が参会してこれの対応について協議した。

なお、臨調においては各部会の報告を受け、来る7月には「基本答申」をまとめて政府に提出する予定であるので、後刻これまでの経過を沢田副会長その他関係の方々より伺いますと

ともに「答申」が出された段階における当協会としての対応についても、ご協議いただきたいと思う。

2. 大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和57年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公立大学・高専11団体の申合せについては、昨年の12月中旬以降大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討してきたが、過去数年の実績や企業側の採用計画策定期等を勘案し、57年度（58年3月卒業者）においても昨年と同様、10月—11月の線〔求人（求職）のための企業と学生との接触（いわゆる会社訪問等）は卒業前年の10月1日以降、選考開始は11月1日以降〕で実施することになった。

なお、このことについては去る4月2日付会長名をもって各国立大学長宛に通知し、趣旨の徹底方についてご配慮をお願いしたが、本年度の就職事務については、既にご連絡したように、昨年11月、行政的立場にある労働省がこの「就職協定」から脱退するという事態があり、就職秩序の維持に当事者（大学側と企業側）の努力が一層強く要請される状況となったので、各大学におかれては協定遵守に格段のご配慮をお願いしたい。

3. 特別会計制度協議会について

去る5月21日、第49回特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和58年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」について説明を聞き、隔意のない意見交換を行った。来年度の予算編成は財政再建の方針の下にあって格別に厳しい状況となっているが、その詳細について

は後刻第6常置委員長よりご報告願いたいと思う。

4. 大学設置審議会（大学設置分科会）委員候補者の推薦について

本協会から推薦した大学設置審議会（大学設置分科会）委員4名のうち、5月9日をもって任期満了となる3委員（綾部鳥取大学長、幡香川大学長、榊豊橋技術科学大学長）の補充について、文部省より4月20日までに候補者（複数）を推薦されたい旨依頼があったので、両副会長とも協議し、従来の推薦方針に基づき次の5人の学長を推薦することにしたので、ご了承を得たい。

綾部鳥取大学長、幡香川大学長、榊豊橋技術科学大学長、猪新瀨大学長、吉利浜松医科大学長。

5. 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料19」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

II 協議事項

1. 昭和56年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長から、昭和56年度国立大学協会歳入歳出決算についてご審議願いたいと述べられ、ついで事務局より「資料5」を基に説明があった。

これに関し、同資料中の「予備費」の支出内訳について質問がなされたので総会での決算報告の際には説明資料を添付することにした。

ついで、福田監事より、会計監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、異議なく承

認められたので、これを6月総会の際付議し追認を得ることとした。

2. 第70回総会の日程について

このことについて、会長より次のように述べられた。

来る6月22、23両日開催の第70回総会を「資料6」の日程によって運営してよろしいかお諮りする。なお、今回も前回と同様に予定の議題の審議を第1日に終了するよう取り運び、第2日の午後（午前は各常置委員会開催）は、各常置委員会の委員長報告終了後の約2～3時間をパネルディスカッションに当てたいと思うがいかがであろうか。

なお、また今回のパネルのテーマは、一案として「高等教育における国立大学の役割」というようなものを考えているが、この点についても併せてご意見を伺いたい。

以上のように諮られ、異議なくこれが承認されたのち、会長から、パネルディスカッションの発言者として次の4人の学長に依頼したい旨諮られ、了承された。

香月千葉大学長、松田東京工業大学長、北条信州大学長、幡香川大学長。

3. 第71回総会の日時・場所等について

会長から、今秋開催の第71回総会の日時・場所等について、会場借用の都合もあるので「資料7」のとおり予定してよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

4. 特別委員会委員の交代について

会長から、図書館特別委員会および教養課程に関する特別委員会委員の交代、補充について「資料8」のとおり選任してよろしいかお諮り

すると述べられ、ついで竹下事務局次長より、同資料作成後に学長の異動があったため、次の両学長の図書館特別委員会委員選任についても併せてご承認を得たい旨提案があり、異議なく承認された。

(旧委員)

(新委員)

丸山 健委員(静岡大) 加藤一夫委員(静岡大)
岡 芳包委員(徳島大) 添田 喬委員(徳島大)

5. 常置委員会の担当事項について

このことについて、会長から次のように述べられた。

この件については、前回(2.19)の理事会においてその提案理由と参考試案を提示し、できれば来る11月総会までに結論をまとめ、来年6月総会における委員改選に合わせて実施したい旨提案してご協議いただいた。

前回の協議では、提案の趣旨については概ね了承され、その改正試案(①第3常置委員会と第4常置委員会を一本に合併する。②第6常置委員会を「大学財政担当」と「待遇改善担当」の2つの委員会に分離する。)についても格別の異論はなかったように見受けられたが、その際、委員会の担当事項に関し「大学の研究・教育体制に関する問題」をどこの委員会で取扱うのかとの問題提起などがあった。

この点については、その問題を専門に担当する委員会を新設する方法と、既存の委員会にこの新規事項を包含させる方法との二つの考え方があるが、この研究・教育体制に関わる問題は大学の組織・制度と密接な関わりを持つので、この問題は第1常置委員会の担当事項に含ませるということで処置の方が或いは適当かとも考えられる。

以上のように本問題については、常置委員会

の組織の編成替えに関わることで、それぞれの委員会の担当事項の内容に関わることで二つの面があると考えられ、また特別委員会との関連ということもあるので、本日さらにご議論を願い、その上で各常置委員会でもご協議いただきたい。そして、来る6月総会にこれを議題として提起してご意見を伺ったうえ、秋の総会で具体的な結論を得て実施に移したいと考えてるので、ご了承のうえご協議いただきたい。

ついで、「資料9」について、竹下事務局次長より説明があったのち、次のような意見があった。

○ 試案では、新しく設けられる第3常置委員会の担当事項の中に「学費問題」を含ませているが、学生の厚生補導問題を主要任務とするこの委員会で学費の問題を一緒に取扱うということは、その問題の性質上適当でないように思われる。学費問題というのは、むしろ予算問題との関連で考えた方がよいと思われるので、この問題は「大学財政」を担当する新規の第6常置委員会の担当事項としてはどうであろうか。

以上の提言について協議の結果、学費の問題は従前どおり第6常置委員会の担当事項とし、第3常置委員会の担当事項は、「学生の厚生補導」のほかに「育英奨学」を加えることとした。

6. 各委員会委員長報告と協議

各委員長から、それぞれ次のとおり報告があり協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（前田委員長）

①臨調の検討事項への対応について

このことについては、前回の理事会で「科学技術行政」に関する問題への対応についての状

況をご報告したが、その後「国立大学の役割」の問題が論議されているとのことで、これについても専門委員会で検討し、一応の見解を取りまとめた。ところが最近、臨調ではさらに国立大学の授業料の問題が取り上げられているとのことであるが、この問題は第6常置委員会の担当でもあるので、同委員会の方に検討をお願いすることにした。

なお、臨調の第2部会で「科学技術行政」の問題に関し、産・官・学の有機的連携の強化、大学等の組織及び運営の弾力化、研究・教育公務員制度の弾力化等が提起されているが、その趣旨が十分理解しにくい点もあるので、さらに検討することにしたい。

②国立大学における外国人教員の任用について

これに関する法案が今国会に提案されたが、会期の関係で成立が難しいとの見通しが立てられていた。ところが、このたび国会の会期が大幅に延長されることになり、その成立の可能性が強くなった。この件については、国立大学の制度に関係する事柄でもあるので、過般（4.22）この法案を付して当委員会の各委員に意見照会を行ったが、格別の意見はなかった。しかし、この問題については今後なお検討を続けたいと思う。

③行政監察の問題について

昨年夏に国立大学に対し実施された行政管理庁の行政監察の報告が近く出されるようであり、これについては文部省が目下対応していることと思うが、場合によっては国大協として意見書の提出ということも考えられるのではないかと思われる。

④科学技術振興調整費の配分方法について

この調整費が大学に配分される場合、どういう形で大学にくるのがはっきりしない。科学

研究費としてか研究助成費としてか、あるいは昨年のように技術開発事業団を通してくるのか、はっきりしないが、大学がこれに対しどういう形で協力したらよいかということとも関連するので、文部省の方でその点はっきりさせてほしいと思う。

この問題に関し、そのあり方をめぐって種々論議があった。

(2) 第2常置委員会(猪委員長)

委員長報告に先だち会長から、新たに就任された小坂淳夫大学入試センター所長の紹介があり、ついで委員長より次のとおり報告があった。

①昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目についてこれについては、大学入試センターの試験教科目等調査研究委員会での検討結果を踏まえ当委員会の入試教科目改訂専門委員会で検討して「資料12」のような案をまとめ、現在各国立大学(公立大学も含む)にこの案についてアンケート形式による意見聴取を行っている。

なお、これの処理についての今後の予定は次のように考えている。現在行っているアンケート調査は5月末をもって締切り、これを集計した結果を基に更に当委員会で検討したのち、理事会に諮ったうえ来る6月総会にこれを提案する。総会で承認が得られたら直ちにこれを公表し、関係各方面の意見を徴したうえ整理を施し、来る11月総会において先の「中間まとめ」と総合して「60年度以降の共通1次試験の出題教科・科目」についての最終案を提出する予定である。

以上のような前置きののち、「資料12」を基に、この案の内容の要点(職業科の出題科目と

して、工業高校の「工業数理」と商業高校の「簿計会計Ⅰ」および「簿計会計Ⅱ」を数学の出題範囲として選択解答させる)について説明があった。

これに関して次のような意見の交換があった。

○ この「職業科に関する出題科目(案)」をまとめるに当たって農業高校出身者に対する配慮を払われたのであろうか。商業高校あるいは工業高校に関係する科目だけを取り上げるのは公平を欠くのではないかとの意見もあるようである。

○ この案をまとめるに当たっては、入試センターの方で実際に職業高校の実態をよく調査し授業内容を十分に検討した結果このような結論となったものである。この「職業科」に係る出題科目を検討するに当たっては、各学科の専門の基礎に関する科目で共通的に履修するものとされている「基礎科目」を出題科目の検討の対象とするという方針が立てられ、その結果このような結論となったわけである。

ついで、このことに関し入試センターより次のように説明があった。

この「職業科」に係る共通1次試験の出題科目の検討の際、農業高校側から「栽培環境」という科目を出題科目に加えてほしいという要請があった。そこで入試センターの調査研究委員会では、この「栽培環境」の科目の中身について慎重に検討したところ、出題科目としてはふさわしいものの、共通1次試験の性格(一般的、基礎的な学力を検査する)からは若干ずれがあり、共通1次試験の出題科目としては不適切であるという結論となった。つまり、「栽培

環境」は農学部進学者に対する出題科目としては適切ではあっても、全学部を対象とする出題科目としては不適切であるということになった。なお、この件について非公式に高校長会議で説明したが、高校側としては止むを得ないという受け取り方をされたようである。

以上の点に関しなお若干論議があり、今後機会があれば、関係者の懇談を開くということにして本議題の協議を終わった。

②共通1次試験受験地の地区割りの変更について

このことについて2つの地区から要請があった。その一つは埼玉県・神奈川県の一部地区の受験生を東京都の試験場に受入れるというものであり、いま一つは鹿児島県の一部地区の受験生を沖縄県の試験場に受入れるというものである。これについてはそれぞれの地区連絡協議会でも合意され、第2常置委員会でもこの申し入れが了承されたので、「資料13」に示された案について理事会のご承認を得たい。(承認)

③昭和58年度の共通1次試験の実施方法について

まず来年度の共通1次試験の実施期日についてであるが、入試センターからは本試験は昭和58年1月15日(土)～16日(日)、追試験は同じく1月22日(土)～23日(日)という希望が出されている。ところが、1月15日(土)は成人の日であるため、来年の本試験は連休をつぶして行われることになり試験実施に当たる大学側には若干問題があるが、諸般の事情でこれの日程の変更はむずかしいので、第2常置委員会では止むを得ないとしてこの日程を了承した。従って、追試験はその1週間後の土曜日、日曜日となり、その試験場は本年同様東日本、西日本の2箇所とする。これの実施校については後日検討のうえ、当該大学にご依頼したいと考えている。

ついで、小坂大学入試センター所長から次の2つの件について要望があった。

1) 国公立大学ガイドブックの刊行について
大学入学志願者のためのガイドブックをこれまで3回刊行してきたが、本年も引き続き刊行する計画である。この国公立大学ガイドブックは、これまで主として受験生およびその父母等を対象に編集してきたが、今回からは高等学校における適切な進路指導および一般社会の理解にも資するものにしたいと考えている。そのような趣旨から、過去3回の刊行実績等を踏まえ、かつ、体裁、内容等に対する各種の意見をも勘案して、内容の充実刷新を図るとともに体裁上の工夫改善も行いたいと考えているので、よろしくご協力をお願いしたい。

2) 教科専門委員の委嘱について

入試センターにおいて試験問題の作成に当たっている教科専門委員については、その性質上覆面というかたちで委嘱しているが、問題作成のため出張の機会が多いため、本人はとかく大学のなかでは肩身の狭い思いをしているということである。しかし、共通1次試験は全国立大学の共同作業で実施しているものであるので、各大学では本人の立場をお考えの上、よろしくご理解下さることを願う。

(3) 第3常置委員会(広根委員長)

①留年問題に関する調査結果報告について

一昨年夏以来検討を続けている留年問題について、その検討の過程で行った「留年問題に関する調査」の結果をこのたび取りまとめ、各大学の参考に資することとした。この調査の目的、集計結果、その意義等については配付の「資料14」にあるとおりであるが、この調査報告書について了承が得られれば総会に提出する

ことにしたい。なお、この結果を踏まえ、今後更に留年の実態を広く把握し、その対策に資するものを取りまとめたいと考えている。(了承)

②就職協定の問題について

57年度の国・公・私立大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せ事項については、先ほど会務報告のなかで会長から概略が述べられたので、それによってご了承を得たい。

なお、本年の就職協定については、行政的立場にある労働省がこの協定には参加しないということもあり、この協定の遵守が一層むずかしい状況に置かれている。それで大学側としてはこのような事態に対処するため、就職問題懇談会(大学等11団体で構成)のなかに、就職協定遵守委員会を設け、大学等に対して協定の遵守について周知徹底を図るとともに、企業、業界団体及び就職情報企業に対して協定遵守の協力要請などを行うことになった(その他大学等及び企業における協定遵守の状況についての調査等も行う)。そこで、当委員会としてもこれに対応した活動をするために、随時この問題について協議する小委員会を新たに設けることにした。

(4) 第4常置委員会(野村委員長)

○「学生教育研究災害傷害保険」についてのアンケート集計結果について

昨年秋の総会でご了承を得て、全国立大学に対し「学生教育研究災害傷害保険」についてのアンケート調査を実施した。その結果を取りまとめたものが「資料20」である。このアンケートは5項目(さらに小設問がある)に分れているが、それらの中で大学の意見がほぼ一致をみたのは次の3点である。①保険料(掛金)は現行どおりで大体よい。②課外活動中の事故も正

課中の事故と同等の保険金額(支給額)とした方がよい。③本保険の担保内容を拡充し通学途上の傷害なども加えた方がよい。

以上の3点は大方の意見が一致したものであるが、その他については回答が分散しているので、さらに検討したい。なお、この集計結果は過般の委員会(1.22)の際、学徒援護会の関係者に手渡した。学徒援護会としては来年約款を改正して希望に添いたいとのことであった。なお、本委員会としては、この調査結果をさらに検討し焦点を絞って本保険の改善を図りたいと考えているが、一応この報告を総会に提出したいのでご了承を得たい。(了承)

なお、関連して、目下学徒援護会で構想中の学生の互助共済制度のことが話題となったが、これについては大学生協連が昨年より同種の事業を始めていることもあり、慎重に対処することとした。

(5) 第5常置委員会(西川委員長)

①メキシコ国大学長の招致について

本年度の外国学長の招致については、メキシコより3名の学長を招待することにしており、その来日時期は目下のところ10月13日より26日までの2週間という予定である。なお、昨年招待したカナダ国大学長の来日に関する報告書を来る6月発刊の「会報」に掲載することにして

②前回委員会の状況について

去る2月24日に委員会を開催し、例年のとおり翌年度の国際交流関係予算について文部省側より説明を聞き、中国の派遣留学生の問題、学術審議会の動向、若手研究者の海外研修派遣の計画等について意見交換をした。なお、その際、先程第1常置委員会から報告のあった「国公立

大学における外国人教員の任用」の問題についても説明を受けた。そのほか当委員会の今後の検討課題である国内大学間の交流の問題について協議した。

以上の報告があったのち、関連して会長から、最近「帰国子女の問題」がクローズアップされてきたが、これの大学受入れの問題について検討する必要があるのではないか、との提言があり、この問題については第2常置、第5常置の両委員会で連絡のうえ処置することになった。

(6) 第6常置委員会（諸星委員長）

①要望書の提出について

次の2つの要望書を今総会に提出したいので、ご承認をお願いしたい。

1) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

これは例年提出しているものであるが、現在人事院で国家公務員給与の抜本的見直し作業が進行中である点を勘案し、その表現を若干修正した。

2) 研究技術専門官制度の新設に関する要望書

これについては既に昭和53年12月1日に文部大臣宛提出しているが（人事院総裁には54年7月3日提出）、その後文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議、直轄研究所長連絡協議会等と協議の結果、若干手直しをすることになったので、改めてこの機会に提出するものである。

以上の二つの要望書の総会提出について協議の結果、これを承認したが、1)の要望書については臨調の動向との絡みもあり、これを関係方面に提出するか否かは会長一任ということにした。

②特別会計制度協議会における要望事項について

来年度の概算要求に関し、去る5月21日開催の特別会計制度協議会において、第6常置委員会の意見として、次のような要望を行った。

- 1) 教官研究旅費の増額について
- 2) 光熱水料の高騰に伴う予算的配慮について
- 3) 新設医科大学の整備・充実特に定員確保について
- 4) 授業料問題について

7. 臨調の検討事項（文教政策等）についての対応について

このことについて、会長から次のように述べられた。

臨調の答申がこの7月にまとめられるということであるが、これに先立って、今総会において国大協として臨調の構想に対する見解をまとめるべきかどうかという問題がある。これについては、一応準備だけはしておこうということで、その案を安盛専門委員（第1常置）、高梨・大石各委員（第6常置）をお願いしている。本日は、その案がまだ出来上らないので項目だけを一応提示したが、この国大協としての「見解」発表に関し、ご意見を伺いたい。

これについて協議した結果、「長期的観点に立った大学（とくに国立大学）の役割——人材養成と学術振興の必要性」を大所高所から強調する意見書をまとめることとし、これの提出時期については会長一任とした。

8. その他

①新設医科大学の計画的整備について

これについて、館理事より次のような提言があった。

新設医科大学の計画的整備については、国立

医科大学長会議から国大協宛（会長・副会長・医学教育特別委員会委員長）に陳情書が既に提出されていることと思うが、新設医科大学の整備のための定員純増は既存の各大学の定員要求に影響をおよぼすのではないかと考えられる。われわれとしては新設医科大学の整備充実を推進したいが、既存の大学の立場も考慮しなければならぬので、総会に臨む際にその対応策を予め考えておく必要があるのではないかとと思われる。

これに対し会長から、そのことについては私も承知しており、過般の特別会計制度協議会で新設3医科大学の定員確保については別枠で配慮してほしい旨要望もしている、と述べられ、

また猪医学教育特別委員会委員長から、このことへの対応については本委員会でも検討し、必要なら要望書を提出したいと考えている旨、述べられた。

◎図書館特別委員会からの要望書提出について

広根図書館特別委員会委員長から次のような提言がなされた。

学術情報システムの中核的機関である学術情報センターの設置促進のため、本委員会は昨年、これの早期実現に関する要望書を提出したが、これをさらにプッシュする意味で、本年も要望書を提出したいと考えているが、その方向で作業を進めることとしたい。（了承）

以上をもって本日の議事を終了した。

理 事 会

日 時 昭和57年6月22日(火) 12:00~13:00

場 所 国立教育会館中会議室(6階)

出席者 平野会長

香月、沢田各副会長

有江、牧野、前田、小野、松田、宮沢、猪、

金子、館、飯島、山村、堯天、小西、添田、

幡、福見、田中(代:荒木)、釘宮各理事

広根(第3)、野村(第4)、西川(第5)、

諸星(第6)各常置委員長

福田、吉田各監事

平野会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から開会の挨拶があったのち、直ちに議事に入った。

【議 事】

1. 「職業科」に関する出題科目案について

このことに関し、猪第2常置委員会委員長より、先ず配付資料〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目について〕の中の一部字句修正について説明があったのち、これの取扱いについて

次のように提言があった。

この配付資料〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目について〕の案について本日の理事会でご承認がいただければ、今総会に諮り承認を得たのち、この案に資料〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目についてのアンケート調査集計結果〕を添付して、これを公表することとしたい。それと同時に関係方面にもこれを送付して、9月末までにこの案に対する意見を聴取

し、それらの意見を踏まえて最終案の取りまとめを行いたい。そうして来る11月総会には、この「職業科」に係る出題科目についての案と、既に昨年11月に国大協総会の承認を得て発表している「中間まとめ」の案とを総合した報告書を取りまとめ、今回の「高等学校学習指導要領改訂に伴う昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等」に関する国大協としての最終報告としたい。

以上の提案について協議の結果、異議なくこれを了承した。

ついで、本議題に関連する以下の配付資料について同委員長より説明があった。

- (1) 昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目(昭和57.6.22付総会承認実施案)
- (2) 昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目についてのアンケート調査集計結果
- (3) 昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目についてのアンケート調査の集計結果のうちの修正案及び特記事項の内容の概要
- (4) 「中間まとめ」に対するその後の各大学の検討に基づく意見

なお、以上の資料のうち、(1)、(2)、(3)については、総会後これを各国立大学宛送付すること

とした。

以上をもって、本議題に関する協議を終了した。

2. 臨調の文教政策等への対応について

このことについて平野会長より次のように発言があり、了承された。

臨調の検討事項への対応に関し、今総会で国大協としての「意見表明」をまとめてはどうかと考え、これまでの関係委員会および理事会等の意見を踏まえその原案の作成を関係者をお願いしていたが、このまとめには今少し時間を要するのではないかと思う。従って今総会にその原案を提案することは無理なので総会ではその経緯を説明のうえ、必要に応じ緊急に対応できるように、その処置については会長に一任されるよう諮ることにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

最後に、この7月末日をもって学長任期が満了となり、それに伴って副会長を辞任される香月副会長に対して平野会長より謝辞が述べられ、これに対し香月副会長より離任の挨拶があった。

なお、後任の副会長については、10月中に開催予定の理事会において互選を行うこととし、それまでの間は空席とすることとした。

第70回 総 会 (第1日)

日 時 昭和57年6月22日(火) 10:00~17:00

場 所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

平野会長から、開会の挨拶があったのち、次のとおり代理出席者の紹介があった。

茨 城 大 学 菊池人文学部長

富山医科薬科大学 増田薬学部長

福井医科大学 奥田副学長

滋 賀 大 学 岡本教育学部長

京都工芸繊維大学 奥田学長代理
九州大学 荒木学長代理

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、去る5月26日に開催された理事会において協議した結果、別紙(資料3)により運営することになった旨の説明があり、了承された。

(3) 前回総会以後の学長の交代について

会長から、前回総会以後交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前任)	(新任)
弘前大学	大池弥三郎	牧野吉五郎
群馬大学	畑 敏雄	小野 周
お茶の水女子大学	井上 茂	藤巻 正生
電気通信大学	平島 正喜	田中 栄
富山医科薬科大学	平松 博	佐々 学
静岡大学	丸山 健	加藤 一夫
京都工芸繊維大学	吉田徳之助	福井 謙一
大阪外国語大学	伊地智善継	林 栄一
神戸商船大学	南 正巳	松本 吉春
徳島大学	岡 芳包	添田 喬
愛媛大学	野本 尚敬	坂上 英
大分大学	中村 末男	釘宮 保雄

(4) 委員長の交代について

会長から、前回総会以後における常置委員会委員長、特別委員会委員長の交代について、次のとおり報告があった。

第6常置委員会

(前任) 畑 敏雄(群馬大学長)

(新任) 諸星静次郎(東京農工大学長)

大学格差問題特別委員会

(前任) 丸山 健(静岡大学長)

(新任) 金子 曾政(金沢大学長)

I 会務報告

会長から、前総会以後の主な事項について、それぞれ次のとおり報告があった。

1. 愛媛大学長の逝去について

昨年11月20日、野本愛媛大学長が病気のため急逝され、12月10日に大学葬が行われたので、幡香川大学長に会長の弔辞を代読していただいた。ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りする次第である。

2. 要望書の提出について

(1) 国立大学の授業料の改定問題については、さきに提出した「昭和57年度予算に関する要望書」(56.6.16)および「臨時行政調査会『第一次答申』に関する要望書」(56.8.10)において、これに対する本協会の見解を述べ、増額を行わないよう要望したが、その後の情勢の推移にかんがみ、さらに授業料問題について関係方面に要望することとし、昨年12月21日、会長が大蔵省の高橋事務次官に面談し、「国立大学の授業料の改定に関する要望書」を提出した。さらに文部省に対しても同要望書を提出し、善処方に努力されたい旨を要望した。

しかし、これらの努力にもかかわらず昭和57年度国立大学の授業料は20%増の年額216,000円となった。なお、この値上げに際して授業料免除枠の拡大や学生関係経費への重点的な配慮等が行われた。

(2) 行政改革の一環として、国家公務員の定員要求の抑制が一層強力に進められる旨仄聞したので、これの国立大学の研究教育に及ぼす影響の大なるにかんがみ、急遽関係方面に要望を行

うこととし、さる6月10日、諸星第6常置委員会委員長と松田理事（東京工業大学長）が同道して行政管理庁加地事務次官と面談し、「国立大学の定員要求に関する要望書」を提出し、配慮方を要望した。

3. 共通第1次学力試験について

(1) 去る1月16、17の両日、第4回目の国公立大学共通第1次学力試験が実施され、無事終了した。その後、5月11日第2常置委員会では、その実施結果を基に問題点の検討を行い、来年度の実施方針を協議した。

(2) かねて埼玉大学、横浜国立大学、鹿児島大学から要望のあった「共通第1次学力試験受験地の地域割りの変更」の問題については、関係の地区連絡協議会で合意が得られたので、第2常置委員会で検討を行ったうえ、去る5月26日の理事会に諮って承認された。これに伴い、埼玉県・神奈川県と東京都の間、および鹿児島県と沖縄県との間の受験地の新しい地域割りの設定は、昭和58年度から実施することとなった。この結果は、6月1日付で当該大学に回答するとともに、大学入試センター所長および文部省大学局長に通知した。

4. 第2次臨時行政調査会の文教政策等に関する検討事項に対する対応について

第2次臨時行政調査会は、昨年7月10日の第一次答申以後、9月1日から四つの部会で本年7月頃までに「基本答申」を提出する予定で審議を進めてきた。このうち第1部会および第2部会においては、「科学技術行政の問題」（研究開発における官・学・民の協力体制の確立を目指す科学技術行政のあり方等）、「文教政策の問題」（今後の高等教育のあり方、特に国立大学

の役割、国立大学の授業料等）など、国立大学の研究教育のあり方に重大な関わりを持つ問題が取り上げられていることにかんがみ、これの対応について関係委員会（第1、第6常置委員会）で協議するとともに、非公式な会合（会長、副会長、関係委員長、関係委員会委員、在京大学長等）を随時開くなどして、必要に応じて対処してきた。

臨時行政調査会においては、各部会の報告を受け、来る7月には「基本答申」をまとめて政府に提出する予定であるので、この答申が提出された段階の当協会の対応について、従来の経過を関係者から伺いながら協議したい。

5. 大学卒業予定者のための就職協定について

昭和57年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公私立大学・高専11団体の申合せについては、昨年12月以来、大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討してきたが、本年度も昨年同様10月から企業側と学生との接触開始、11月から選考開始の線で実施することになった。

このことについては、去る4月2日付をもって各国立大学長あてに通知し、趣旨の徹底方について配慮をお願いしたが、本年度の就職事務については、昨年11月、行政的立場にある労働省がこの就職協定から脱退するという事態があり、就職秩序の維持に大学側と企業側の当事者の努力が一層強く要請される状況となったので、各大学におかれてはこの協定の遵守に特段の配慮を願いたい。

6. カナダ国大学長の招待について

かねて計画を進めていたカナダ国大学長の招待は、昨年12月9日、3名の学長を迎えた。そ

の後学長一行3名は、所定のスケジュールに従って国内各地の大学、諸施設等を訪問視察し、2週間の日程を終了して12月23日無事帰国した。なお、帰国前日の22日には、本協会主催の懇談会と送別パーティを催した。なお、本年は、メキシコの学長を招く予定で準備を始めた。

7. 特別会計制度協議会について

去る1月20日、第48回の特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和57年度国立学校特別会計予算(案)」の内容について説明を受け、これについて種々意見の交換を行った。

さらに5月21日に第49回特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和58年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針(案)」について説明をきき、隔意のない意見交換を行った。なお、来年度の予算編成は、財政再建の方針のもとに極めて厳しい状況にある。

8. 大学関係7団体との会見について

大学関係7団体(日教組大学部、全院協、全学連、全寮連、全国大学生協連など)から、対政府統一要求に当り本協会に要望したいとの申し入れがあり、昨年11月28日、畑第6常置委員会委員長が同団体の関係者6名と会見し、大学予算、定員削減、教職員の待遇改善、育英奨学制度、学寮の経費負担区分、オーバードクター等の問題について懇談した。

II 協議事項

1. 昭和56年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局から、「昭和56年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)」(資料7)について説明が

あったのち、会長から、本案は理事会には事前に諮り承認を得ているが、総会には従来の慣例により事後承認をお願いすることを理事会でも了承を得ているので、追認願いたい旨の発言があり、異議なく追認された。

2. 昭和56年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局から、「昭和56年度国立大学協会歳入歳出決算」(資料8)について説明があったのち、福田監事から、監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、異議なく承認された。

3. 昭和57年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

予算案の審議に先立ち、事務局から、「理事会出席旅費について」(資料10)について、理事会に出席する理事、常置委員会委員長、監事の旅費については、予算の範囲内において「総会、事務連絡会議出席旅費支給基準」に準じて支給することができるようにしたい旨の説明があったのち、会長から、学長が本協会の会議に出席することによって当該大学の旅費に影響の及ぶことをできるだけ少なくするために、この措置を講じたい。なお、このために会費を値上げするということはせず、節約によって経費を捻出したい旨補足説明があり、「理事会出席旅費について」は、異議なく承認された。

ついで事務局から、「昭和57年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」(資料9)について説明があったのち、会長から、本案についても理事会には事前に諮り承認を得ているが、総会には従来の慣例により6月の総会に諮ることを理事会でも了承を得ているので、追認願いたい旨の補足説明があり、異議なく追認された。

4. 常置委員会の担当事項について

会長から、次のとおり説明があった。

本協会は、昭和25年7月の協会創設時に、大学における諸問題を審議するため、四つの「特別委員会」を設置したが、昭和25年11月の第2回総会において特別委員会を「常置委員会」とすることが決定された。その後、昭和27年5月の第5回総会において、常置委員会が全面的に改組され、ほぼ現在の形態となった。しかし、その後30年を経て社会の情勢も大きく変化し、かつ、大学の状況も異なってきているので、この際常置委員会の担当事項を検討し、現状に即応するよう編成替えを考慮してはいかかかと考えた。具体的には、現在第3常置委員会を担当している「補導」と、第4常置委員会を担当している「学生の厚生」を合併して第3常置委員会とし、「学生の厚生補導」に関する事項を担当することにする。また、第6常置委員会は、大学財政、定員問題、教職員の待遇改善問題、学費問題等多岐に亘る問題を担当して負担過重となっているので、これを二つの委員会に分離して、主として大学財政、学費の問題を担当する委員会（これを従来どおり第6常置委員会とする）と、主として教職員の待遇改善の問題を担当する委員会（これを新たに第4常置委員会とする）としてはどうかと考えている。

この問題については、常置委員会の組織の編成替えに関わることで、各委員会の担当事項の内容に関わることの二面があり、そのうえ特別委員会との関連もあるので、各委員会で協議願ひ、次回総会までには具体的な結論を得て、来年6月の総会時における常置委員会委員の改選の時期に合わせて実施したいと考えている。

なお、常置委員会と特別委員会の関係につい

ては、現在、「大学格差問題特別委員会」から問題の提起がなされている。同特別委員会は、昭和38年6月、いわゆる新制大学の拡充・整備を促進することを目的に発足したものであるが、その後、時勢の推移に伴い取り組むべき問題が「大学院問題」に集約されてきた。そこで同特別委員会から、委員会担当事項の転換と、それに伴う委員会名称の改称の意向が理事会に伝えられている。ただ、これについては、第1常置委員会の担当事項との関連もあるので、大学院問題を第1常置委員会から分離することに第1常置委員会の同意が得られれば、大学格差問題特別委員会の改組もこの際考慮してもよいと考えている。

以上の説明に対して特に意見はなく、この問題は次回に改めて提案することになった。

5. 各委員会委員長報告と協議

会長から、第2常置委員会は現在共通第1次学力試験に関する問題を検討しているが、この問題は広範多岐にわたる内容を含んでいるので最後に報告願ひことにしたい旨の発言があり、了承された。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員会委員長から、大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（前田委員長）

第2次臨時行政調査会に関する問題について、去る1月29日、文部省の大学課長および学術課長から、臨時行政調査会の第1、第2部会の審議内容と経過（主として科学技術行政の問題に関して）について説明をきき、質疑応答を行った。その結果、この問題に関する大学側の態度を明確にした方がよいということになり、専門委員をわずらわせて2月15日にこの問題に

関する見解のメモをまとめた。その後2月19日の理事会にこのメモについて報告したところ、もう少し簡略にしてはどうか、また課題研究と学術研究との相違とその関係をさらに明らかにしてはどうかとの意見があった。その後第1部会では文教政策の問題に焦点が移り、高等教育のあり方——国立大学と私立大学との関係、国立大学の役割等——について論議される状況となったので、この問題についての基本的考え方をまとめるため、3月9日に専門委員会を開催してメモを取りまとめ、必要に応じ対応できる準備をした。その後さらに、第1部会では国立大学授業料の問題が取り上げられることになったが、この学費に関する問題は第6常置委員会の担当事項であるので、同委員会に検討を委ねることにした。

次に、以前から国会等で問題提起されていた「国公立大学における外国人教員任用の問題」が今国会に議員立法として提案されることになったので、大学の組織・制度に関わることでもあるので検討を行うこととし、過般本委員会の各委員にこの法案を送付して意見聴取をした。これに対し格別の意見の提出はなかったが、この問題については明日の委員会でも更に検討したいと思っている。

(2) 第3常置委員会（広根委員長）

(1) 従来、学生の就職については、大学側と企業側で10月1日以降企業と学生の接触開始、11月1日以降選考開始の協定を結んできたが、昨年11月、行政的立場にある労働省がこの就職協定から脱退するという事態が生じたため、本年2月8日、就職問題懇談会を開催してこれの対応策について検討した。その結果、本年度は従来の方針を踏襲することを大学・高専関係の11

団体で確認した。その後、新聞等が労働省の就職協定からの脱退に伴う就職戦線の異変の問題を盛んに取り上げるようになり、これが就職期にある学生に動揺を与えることが懸念されたため、就職問題懇談会においてその対応策について協議した結果、同懇談会の中に「就職協定遵守委員会」を設置して対処してゆくことになった。この委員会の任務は①大学等に対して協定の遵守について周知、徹底を行うこと。②企業・業界団体及び就職情報企業に対して協定遵守の協力要請を行うとともに協議すること。③大学・高専及び企業における協定遵守の状況について調査等必要な措置を講ずること、などである。

一方、企業側でも今回の事態に対応する措置について検討し、去る1月29日の中央雇用対策協議会において、本年度については従来どおり10月—11月の線で実施することを申し合せた。しかし、その際に、同協議会が昭和55年6月5日に申し合せた「大学・高専卒業予定者の採用選考開始期日等の厳守に関する決議」等を廃止することを併せて決定した。このことは、従来企業側が成績証明書、卒業見込証明書、健康診断書等の応募書類の提出を10月15日以降に求めるということをやめることになるので、大学側としてその対応策を検討する必要があるので、明日開催の委員会での問題を討議したいと考えている。

(2) 大学進学率の上昇の中で留年者の増加が目立ってきたので、これの対策について検討するため一昨年よりこの問題を取り上げてきた。ところが、この留年問題は、複雑な要素があり、そこからいろいろな考え方が出てくる。そこでまず、その実態を把握するため第3常置委員会のメンバー校20大学に対して予備的調査を行っ

た。その結果、①留年学生の存在そのものが学内に沈滞ムードを生じ、②学生経費を圧迫し、③指導・連絡等に教職員の負担が増大し、④年次進行が一様でないためカリキュラムの編成に支障を生じ、⑤年度によっては学生数が定員を大きく上廻るため実験・実習をはじめとして施設・設備・指導に障害が多い等の事実が明らかになった。この留年問題については学生のメンタリティの問題もあるが、当面は大学運営上から問題点を解明することも必要であるということから、さらに検討を進めることとなった。そこで昨年6月、全国立大学を対象にアンケート調査を行った。その結果が本日配付の「資料20」のとおりまとめられたので、これを各大学に報告申し上げるとともに、今後は、これに対する対応策について更に検討をすすめたいと考えている。

(3) 第4常置委員会(野村委員長)

昨年6月開催の委員会で「学生教育研究災害傷害保険」の問題を検討することが決定されたが、この問題を取り上げるに至ったのは次の三つの理由からである。

- ① この学生教育研究災害傷害保険は、昭和51年度から実施され満5年を経過したので、この時点で問題点を検討して約款等を改善する余地がないかを見直す必要がある。
- ② この保険は、国・公・私立大学、短期大学が対象となっているが、保険加入率は昭和55年度の統計で、国立大学100%、公立大学86%、私立大学44%となっており、学生の加入率も国立大学は79%と非常に高い。このような状況からして、国大協としてこれの運用状況を検討することは意味がある。
- ③ 世上、この傷害保険はこれを取扱っている

保険会社が儲けすぎているのではないかとの批判がある。当初この保険は、その損害率を75%と算定して発足したが、実際には昭和55年度の実績は50~60%と推定されている。従って、支払保険金額の増額や担保範囲の拡大等について検討の要がある。

以上の理由から、この保険に関して、全国立大学において過去5年間にどのような問題があったか、また今後の改善のためにどのような問題を取り上げたらよいかを調べることになり、昨年11月の総会の上で了承を得て全国立大学に対しアンケートを実施した。その結果90大学から回答を得ることができ、それによって次のようなことが明らかになった。

- ①被保険者(保険加入者)の資格について尋ねたところ、これについて疑問の生じたことは、まったくなかった。
- ②保険の担保内容については、担保内容に含まれていない災害、傷害のため困った事例が7大学にあった。さらに、現行の担保内容の拡充に関しては、現行のままでもよいとするもの19大学、担保内容は現行に留め、支払保険金の増額など給付内容を充実すべきであるとするもの34大学、給付内容は十分でなくても通学途上の傷害なども担保に加えるべきであるとの意見が55大学にあった。
- ③支払保険金の種類及び金額に関しては、同一の災害・傷害であっても、それが正課・学校行事中に生じた場合と、課外活動中に生じた場合では、支払われる保険金額に差があるが、これをやむを得ないとするもの38大学、同等に扱うべきであるとするもの58大学であった。さらに支払保険金は、死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金の3種であるが、このバランスについては、現行どおりでよいとするものが46大学で最も多く、ついで医療給付金の増額を主張するものが

38大学、後遺障害重視が26大学、死亡重視が15大学となった。また、死亡保険金は事故発生後180日以内に死亡した者に、後遺障害保険金は事故発生後180日以内に生じた者に支払われるが、現行でよいとするもの88大学、改善を要するとしたもの2大学であった。医療保険金は、正課、学校行事中の傷害等は治療日数4日以上、課外活動中のものは30日以上のものに支払われるが、これに対しては、現行どおりでよいとするもの60大学、改善の必要があるとするものが30大学であった。④保険料については、文科系の学生は年額350円、理工・体育系の学生は850円であるが、これに対しては現行どおりでよいとする大学が69大学、差を縮めるべきであるとするもの20大学、差を拡大すべきであるとするものが4大学であった。さらに、現行の保険料を適当とするもの67大学で最も多く、担保内容を上げたり、支払保険金を増額するなら保険料を上げてよいとする大学が30大学あり、支払保険金を減額してもよいから保険料を下げるべきであるとする大学はなかった。⑤この保険以外に大学独自の学生の災害、傷害、疾病等に対する補償、救済制度の有無については、学生健康保険組合等独自に救済制度を設けているものが15大学、互助共済・見舞金制度を設けているものが11大学、会社保険に加入しているものが1大学であった。

今後は、以上の結果をふまえてどの問題に重点をおいて検討していくかを研究したい。

以上の報告に対して、大学生活協同組合が行っている「学生総合共済」の事業との関係について質疑応答があった。

(4) 第5常置委員会(西川委員長)

(1) カナダ国の学長の招へいについては、

Horowitz アルバータ大学長、Osmon セントメリー大学長、Watts キーンズ大学長の3学長が昨年12月9日に来日し、2週間に亘る大学等の訪問視察を終えて12月23日に無事帰国された。なお、帰国前日の12月22日には本協会主催の懇談会を開催して、カナダ国大学長と大学関係者との意見交換を行った。なお本年は、メキシコのLopezヌエボ・レオン自治大学長、Villaグアダラハラ大学長、Bojorquez パーハ・カリフォルニア自治大学長を10月13日から2週間招へいすることで準備を進めている。

(2) 去る2月24日、第5常置委員会を開催し、昭和57年度の国際交流関係予算について文部省から詳しい説明をきき意見交換を行った。その際、文部省の留学生課長から、中国政府派遣大学院留学生の受入れについて説明があり、また国際学術課長からは、最近の学術審議会の動向について詳しい説明があった。

また、目下本委員会が検討中の「国内大学間の交流」の問題に関し、教育交流(単位互換等)、研究交流(共同研究等)等について所管課より資料の提供と現況についての説明を受けた。今後これらの資料を基に本問題についての検討をすすめたいと考えている。

なお、国公立大学における外国人教員への任用問題について先程第1常置委員長より報告があったが、この問題についても当日所管課長より説明があり、これについて意見交換をした。

——正午から午後1時まで昼食休憩——

(議長を香月副会長に交代して議事を再開)

(5) 第2常置委員会(猪委員長)

共通第1次学力試験に関する問題の審議経過については、会報第96号に掲載されているが、本日は「昭和60年度以降の共通第1次学力試験

における高等学校の「職業科」に係る出題科目」についてお諮りしたい。これについては、すでに各大学にアンケート調査をお願いしたが、その結果に基づいて次のように実施案を取りまとめた。

【実施案】

「職業科」に係る出題科目およびその試験方法については、次のとおりとする。

- ① 「工業数理」並びに〔「簿記会計Ⅰ」及び「簿記会計Ⅱ」(前半の内容を出題範囲とする。)]をさきに「中間まとめ」で公表した出題科目の『数学』の出題範囲に加える。
- ② これらの科目は、それを履修した志願者に限って、選択受験できるものとし、全大学・学部の第2次試験への出願を認める。
- ③ これらの科目の出題範囲、出題内容、解答方法等については、大学入試センターの「新教育課程試験問題調査研究委員会」による調査研究を経て定めることになる。

次に、今回のアンケート調査の集計結果について申し上げますと、出題科目について実施原案に賛成である大学が80大学(84.2%)、試験方法について実施原案に賛成である大学が84大学(88.4%)であった。それで本日、この「職業科に関する出題科目案」の承認が得られたら、各国立大学には別紙13-1の通知状にこのアンケート調査の集計結果を添えて送り、また高等学校等関係機関に対しては別紙13-2「昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目について」にアンケート調査の集計結果(総括表の部分のみ)を付して送り、9月末までにこの実施案に対する意見を求めることにしたい。そして、その結果を基に整理を行い、これと昨年公表した「中間まとめ」を総合して「昭和60年度以降の

共通第1次学力試験の実施案」の最終報告を取りまとめ、来る11月の総会に提出することにした。

なお、参考までに同案に対する公立大学の集計結果を申し上げますと、出題科目については原案賛成が29大学(85.3%)、修正案2大学であり、試験方法については原案賛成が30大学(88.3%)であった。

以上の報告ののち、提案の「昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目」の資料を公表すること、これについての高等学校等関係方面の意見を求めること、および各国立大学に同資料の要約とアンケートの集計結果を送付することがいずれも承認された。

以上ののち、松井専門委員より、今回の「職業科に関する出題科目案」についてのアンケート調査の集計結果について、別紙13-1に基づいて詳細な説明があり、また同時に実施した〔「中間まとめ」に対するその後の各大学の検討に基づく意見〕のアンケートの結果について、別紙13-3により説明があった。

引続いて昭和58年度共通第1次学力試験の実施に関して次のとおり報告があった。

昭和58年度の共通第1次学力試験の実施期日は、1月15日(土)、16日(日)に行い、追試験は1月22日(土)、23日(日)に行うこととしたい。この期日については、来年は1月15日が祝日、16日が日曜で連休に当たるため、この試験期日を1週間繰り上げること、ないし1週間繰り下げることとも考えてみたが、いずれも実施上に難点があるため、上記の日程で実施したい。なお追試験は、本年も東日本と西日本の2地区で行い、東京大学と京都大学にお願いすることとなった。

また、共通第1次学力試験受験地の地区割りについて、埼玉県・神奈川県の一部地区の受験生を東京都へ、鹿児島県の一部地区（離島）の受験生を沖縄県へ繰り入れることについて関係大学および関係地区の連絡協議会より申し入れがあったが、第2常置委員会としては、その趣旨を了承したので、本総会においてもご了承をお願いしたい。

以上の報告ののち、昭和58年度共通第1次学力試験の実施期日、追試験場、受験の地区割りの変更については、了承された。

ついで小坂大学入試センター所長から、次のような説明と要望があった。

4月1日付をもって加藤所長の後任として就任した。大学入試センターは、国立大学協会の方針に従って業務の実施に当たっているの、今後ともよろしくご指導願いたい。さらに入試センターの業務に対しては、日頃各大学よりご援助を賜り感謝に堪えない。ところで、入試センターは、試験問題の作成に当たる「教科専門委員会」に各大学から毎年200名程度の教官のご協力をお願いしているが、この委員の委嘱については、その性質から、学長、学部長だけにご了解願ひ、公開しないことになっている。このことは一方では、大学内で他の教官に理解されないこととなり、委員を委嘱されている教官は大学における職務の一部を犠牲にしていることに対し肩身の狭い思いをしている。そこで、各学長におかれては、これらの教官に対し、学内行政の仕事を軽減するとか、授業の一部を他の教官に代ってもらうなど格別のご配慮をしていただきたい。

また、入試センターでは、共通第1次学力試験に関連して昭和54年以来毎年各国立大学紹介のためのガイドブックを出している。しか

し、これが平面的な記述で余り評判がよくないので、本年度は各大学の特色なり、個性なりを強調していただく意味で学長又は学長の代理の方に大学の抱負なり希望なりを書いていただくなど、魅力があり、解りやすいガイドブックにしたいと考えているので、よろしくご協力願いたい。

以上の報告ののち、猪委員長より、共通入試制度全般についての問題についても委員会で検討中である旨の報告があり、これに関し推薦入学制度の導入、帰国子女の受入れ問題等について意見の交換があった。

(6) 第6常置委員会（諸星委員長）

(1) 財政問題については、国立学校特別会計制度協議会を数回開いて、昭和57年度予算および昭和58年度予算概算要求について検討したが、財政事情は年々厳しくなり来年度はマイナスシーリングの声もきかれるような情勢である。そうした状況の中で、本委員会としては、教官当積算校費の増額、光熱水量費に対する予算措置、新設医科大学の充実、授業料問題の対応の4点について特に配慮されるよう申し入れを行った。なお、国立大学の授業料問題については、臨調で、これを私立大学並とするようにとの意見もあるやにきいているので、これへの対応について検討し、必要な場合には要望書の提出も考えている。

(2) 教職員の定員問題については、本年度より第6次定員削減が実施され、さらに臨調での定員抑制の強い意向を反映し、極めて厳しい状況にある。一方、国立大学側としては学年進行に伴う定員確保や新設医科大学の附属病院創設に伴う定員確保という特別な事情があるので、去る6月10日、行政管理庁に対し来年度の定員要

求に対し格別な配慮をされるよう要望した。

(3) 国立大学の教官等の待遇に関しては、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を数年にわたって提出してきているが、本年も承認が得られれば前年同様の要望書を関係方面に提出したい。関連して研究技術専門官制度の新設についても関係方面に要望したいと考えている。この研究技術専門官制度については、数年前に要望書を提出しているが、現在人事院において国家公務員の給与の抜本の見直しがすすめられているので、この機会に再度要望書を提出し、その実現の促進を図りたいと考えている。

以上の報告ののち、助手の任務と待遇改善、国立大学教官の自己評価の問題等について意見があり、助手問題については今後第1常置、第6常置の両委員会で更に検討することになり、提案の「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」の両要望書は、原案どおり採択された。

(7) 図書館特別委員会（広根委員長）

現在、学術情報センターの設置と大学図書館のあり方について検討を進めている。学術情報センターについては、学術審議会の答申を受けて文部省でも推進しようということであるが、サービス業務を行うまでには4年間を要する。どのようにネットワークを作るか、利用者の管理をどうするか等問題は多いが、昭和58年度にはデータベースを作り、試行的にサービスが開始される予定である。

一方、学術情報システムはたくさんあり、それらと今回の学術情報センターのシステムとは緊密に連携していくべきであるが、今回の学術情報センターは、大学の学術情報が中心であり、科学技術情報センターとは違ったものを考

えている。問題点としては、教官のプライバシーの問題、外国との情報交換の問題等のことがある。

なお、学術情報システムについてはすでに本協会でも要望書を出しているが、今回は国の財政事情も厳しい時期であるので、要望書の提出は見合わせることにした。

以上の報告に対して、情報システムの設計も行う司書の処遇改善の問題、学術情報システムの啓蒙の問題等について意見の開陳があった。

(8) 医学教育に関する特別委員会

(猪委員長)

(1) 厚生省は、医師国家試験に関わる問題を検討するため常設の委員会の設置を考えているが、まだ実現していない。これは重要な機関であるので、国立医学部長会議等の動きをみて今後対処していきたいと思う。

(2) 最近、医師過剰問題が話題となっているが、この問題については、諸外国の例なども参考にして適正な医師数などを人口比等から検討していきたい。

以上の報告ののち、新設医科大学の病院の整備計画の問題（定員確保）等について質疑応答が交わされた。

(9) 教員養成制度特別委員会（井沢委員長）

本委員会は、教員養成制度の充実を目的としてその歴史、理念から、特別聴講制度等まで検討してきた。しかし、まだ最終結論を得るまでにはいたっていない。秋の総会には「大学における教員養成—教員養成制度充実のための課題—」の要点について報告したいと思う。

次に、自由民主党文教部会では教員の資質向上について小委員会を設けて検討しており、す

でに中間報告を出して関係方面の意見を求めている。その内容は、教員採用の条件、時期、免許制度等、従来本委員会が検討してきたことが大部分であるが、去る6月16日、同部会の求めに応じ私が個人的な資格で同小委員会に出席し、先に本委員会が作成した「大学における教員養成」の趣旨を述べ、かつ、教員養成制度についてはなお検討中である旨付け加えて説明を行った。

以上の報告に対して、新設教育大学における教員養成、教育系大学院の問題、現職教員の再入学問題等について意見の開陳があった。

(10) 教養課程に関する特別委員会

(須甲委員長)

教養課程の問題は、多岐にわたるため、まず問題点の整理を行いたいと考えた。そのためアンケート調査を行い、その結果をふまえて今後作業を進めたいと考えている。教養課程の問題については、文献、報告も多いが、究極は高等教育に教養課程が必要かどうかという問題につきあたるようである。そこでこのアンケートも現状、理念、教育等、大局的、実務的な面に亘るものとしたいと考えているが、アンケートの案ができた段階で各大学の意見を伺いたい。なお、この調査は、専門学部の教官、大学卒業生等の個人を対象として実施したいと考えており、来る秋の総会までにそのアンケート案をまとめたいと考えている。

(11) 大学格差問題特別委員会(金子委員長)

3月末に委員長の交代があり、私が委員長に就任することになった。その前の3月1日に開かれた委員会で今後の検討課題が検討されたが、いわゆる新設大学の拡充整備の問題が次第

に大学院の整備の問題に移ってきている現状から、本委員会の名称も「大学院問題特別委員会(仮称)」と改め、今後大学院に関わる問題を専門に検討してはどうかということになった。これについて、次回総会までには結論を出したいと思う。

6. 第2次臨時行政調査会の文教政策等について

初めに沢田副会長から、第2次臨時行政調査会の審議経過について、大略次のような説明が行われた。

第2次臨時行政調査会は、各部会の報告が出揃い、現在調査会の答申のまとめの作業が進められている。私が属している第1部会では学術行政、高等教育行政、科学技術行政等が重視されて論議されたので、その経過の概略をご報告したい。

昨年7月の第1次答申後、8月以降次の「基本答申」の検討に入ったが、そこでは行政改革の理念、指針となる基本的考え方をまとめるに当たり、現状認識と将来に亘るビジョンを提示する方針とした。そして、その将来のビジョンとしては次の三つの柱、すなわち①成熟社会の活力の維持、②国際社会に対する貢献、③安心と安全の確保、を中心に討議がすすめられてきた。中でも一番問題になったのは、成熟した社会における活力の維持を果すために、学術、研究の進歩・推進が必要であり、技術開発なくしては活力を維持できないとし、そのため、これは今後積極的に進める必要があることを強調している点である。その観点から、重要行政施策として、文教政策、科学技術行政等10項目を取り上げ、その具体化にそって各部会で検討がすすめられている。

文教行政の基本的な現状認識については、質的充実を進めることを重点としている。また、高等教育の費用負担については、受益者負担重視の思想がある。一方、高等教育、学術行政は、国の重要施策として質的充実がうたわれるが、その方途として民間の活力も入れて国際化を進めることもうたわれている。さらに昭和70年以降の18歳人口を念頭において、国立大学の新・増設は全体として抑制し、特色ある大学作りを行うため国立大学の法人化等も考えとともに、総合的な大学行政を進めるための体制の整備を図るなど、高等教育の多様化の方向づけをしている。

次に科学技術行政については、わが国では全体に自主的・創造的な研究開発が十分でないこと、研究開発を推進している各省庁、各機関の連携が不十分であることの現状認識に立って、自主的・創造的な研究開発を中心とするとともに、産・学・官の連携の促進及び民間の研究開発力の活用等の推進を提言している。そしてさらに、国際社会への貢献を強調している。これについては、科学技術は国の行政等の目的をもつものであり、人文・社会科学は含んでいない。また、学術研究は、研究者の主体性と独創

性を重視するものであるということを力説しておいた。

一方、改革の方向としては、官・民の協力、特にリスクの大きい研究の国の分担等について述べている。この底流には、科学技術庁が行っている科学技術会議のあり方を明確にすべきであるということがある。

以上の説明に対して、科学技術振興調整費に係る文部省と科学技術庁の調整、国立大学の法人化、科学研究費と科学技術振興調整費との関係、学術研究の国際協力の方向、基礎研究充実の方向、受益者負担と授業料の問題等について意見の交換が行われた。

最後に会長から、第2次臨時行政調査会の報告に対する本協会の意見がまとめられればと考え、関係委員会の教員委員の方々にお願いして文案を作成していただいているが、本日間に合わなかったため、今後の臨時行政調査会の動向をみながら公表したいので、その取扱いについては会長に一任願いたい旨の発言があり、了承された。

以上をもって総会1日目の協議を終了した。

第70回 総 会 (第2日)

日 時 昭和57年6月23日(水) 13:00~17:00
場 所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

議事に入るに先立ち、平野会長から次のように報告があった。

昨日、第2臨調の問題について協議した際、部会報告に対する本協会の意見を作成中である旨ご報告したが、これの執筆に当たっていた東京大学の石教授(第6常置委員会委員)よ

り、昨夕、原案が届けられた。しかし、本日ここでご審議いただく時間がないので関係者の間で検討のうえ、後日、各学長に送付することにしたいのでご了承いただきたい。

【議 事】

1. 各委員会委員長報告と協議

本日午前中に開催された常置委員会の審議結果について、各委員長から、概略次のように報告があり、若干の質疑応答があった。

(1) 第1常置委員会（前田委員長）

担当事項のうち、懸案となっている問題について次のように整理した。

① 第2臨調関係事項

今後の報告等の状況をみながら対応していく。

② 放送大学の問題

これについては、学習センターを設置することについての敷地の問題のほか、教官の協力、体育実技のあり方、大学図書館の利用、単位互換の問題などが考えられたが、現在のところ関係大学において特に問題がないとされていることから、今後の推移をみて対応する。

③ 国公立大学における外国人教員の任用の問題

国会の審議状況を見守っていくこととするが、この問題は大学の自治にもかかわるのであるため、各大学において慎重に対処することをお願いし、委員会としては特に取り上げない。

④ 大学院の問題

連合大学院および総合大学院の問題を含め、この問題は大学格差問題特別委員会に付託する。

⑤ 助手の問題

助手の処遇問題については複雑な要素もあり、また、学部により事情も異なることなどから、十分慎重に対処する必要がある。今後第6常置委員会と共同して検討していきたいが、そ

の前に第1常置委員会でさらに復習し、検討するため、9月に開催する委員会で再度取り上げる。

⑥ 科学技術振興調整費等の問題

この調整費については、現在は使いにくい面もあるが今後、受託研究として取扱うこととなる模様であるので、文部省の係官から説明を伺ったうえ、国立大学において使いやすくなる方向ですすめられるようお願いしていく。

以上の報告に関連し、平野会長から次のように説明があった。

大学院の問題を大学格差問題特別委員会に付託することが了承されたことに伴い、同特別委員会の名称変更の問題があるが、これについては秋の総会で決定することとし、大学院問題の審議は現在の名称のまま始めていただきたい。また、科学技術振興調整費および受託研究等の問題については、明日の国立大学学長会議においても取り上げられる予定である。

(2) 第2常置委員会（猪委員長）

今後の検討事項について審議した結果、概ね次のようにすすめることとなった。

昨日の総会で「昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目案」が承認されたので、各国立大学にこれを通知するとともに、高等学校等関係方面にもこれを送付し、9月までに意見を聴取することにした。その上で10月中に委員会を開き、それらの意見を検討するとともに、さきの「中間まとめ」とを合わせ「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の実施案」を取りまとめ、これを11月総会に提出して、「最終報告」としたい。

次に、当面の問題としては、共通第1次学力

試験に関する種々の問題のうち、直ちに取り上げることが可能な事項から検討していく。例えば、推薦入学制度を取り入れる問題について、現在実施中の大学の実態を調査し、これを参考資料として各大学に提供する。同時に帰国子女や社会人の大学受け入れ問題についても検討をすすめる。また、共通1次試験そのものの問題として、これの実施期日を遅らせることについても検討したい。

このほか、高校の学習指導要領改訂に伴い60年度以降入学する学生の学力低下が懸念されるので、これに対する大学の教育体制の問題について、第1常置委員会および教養課程に関する特別委員会と共に検討をすすめてゆくことにしている。

(3) 第3常置委員会（広根委員長）

① 留年問題

昨日報告した留年問題に関する調査の集計結果報告は、93大学全部について実施した調査の結果であるが、更に詳細に調査する必要があると考えられる。特に、共通第1次学力試験の実施以前と以後とを比較してどのように変化したかについても調査してよい時期に来ているので、更にきめ細かい調査を行うことを考えている。

② 就職協定の問題

今年は労働省が関与しない就職協定ということになったが、これに伴い先般、中央雇用対策協議会が新たに決定した「大学等卒業予定者の採用選考開始期日等の申し合せ（57.1.29）」では、以前同協議会が申し合わせた「大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考期日等の厳守に関する決議」（55.6.5）等が廃止されることになった。このため、従前は就職のための成績証明書、推薦書等の応募書類の提出は、10

月15日以降となっていたのが、野放し状態になることになった。

このことについて、一方において野放しでもよいとの議論もあるが、他方では就職戦線が過熱化する可能性もあり、このとりきめが急に廃止されると種々の弊害が予想される。そこで、私立大学側の考え等も勘案したうえ、国大協としては、少なくとも推薦書については10月15日以降に発送することにはどうかと考えたが、各大学団体の足並を揃える必要もあるので、今後就職問題懇談会が開かれる機会にその旨を提言して、取りまとめの努力をしたいと考えている。

(4) 第4常置委員会（野村委員長）

① 大学生の互助共済制度の問題

学徒援護会が目下企画中の「大学生の互助共済制度」と、大学生協が昨年から実施している「学生総合共済」の事業との関係のことについて昨日ご質問があったが、大学内で両者が対抗するような事態にならないよう学徒援護会に対し、両者の間で円満に話をつけてほしい旨、申し入れることにした。

② 学生教育研究災害傷害保険に関するアンケートについて

昨日報告したアンケート結果の報告書を学徒援護会に渡し、このアンケートの趣旨に沿って現在の約款を出来るだけ学生に有利になるよう改善してほしいと申し入れたところ、本日、同会から、口頭により改善についての意思表示があった。また、このアンケート結果にもとづく委員会の今後の検討課題について協議したが結論に至らなかったため、これについては本委員会委員のうち東京近辺の者をもって構成する小委員会を設けて検討することとなった。

このあと、平野会長から、学生の互助救済事業の問題に関連して、大学生協からの申し入れについてはどう対処するかとの質疑があり、これに対し野村委員長から概ね次のように応答があった。

大学生協からは、特に返事を求めてきてはいないが、学徒援護会に大学生協と円満に話し合ってもらいたい旨申し入れたことを伝えることにする。

(5) 第5常置委員会（西川委員長）

① 当面の審議事項について

今後の審議事項について、昨日配付の資料（常置委員会の担当事項）を基に検討した結果、次のとおりとすることになった。

イ) 国際学術交流について

ロ) 国内の大学間交流について

ハ) 学長の国際交流について

また、懸案事項は、配付資料11-2に示すとおりとし、このうち、外国人の国立大学教員任用の問題については、第1常置委員会との関連もあるので、同委員会とも協議していく。また、帰国子女の大学受け入れについては、第2常置委員会と連携を取りながら検討したい。

② メキシコの学長招致について

メキシコの3学長を、本年10月13日から10月26日までの2週間招致することとなった。なお、これの訪問視察計画に関し、二、三の委員からメキシコとの特別な関係から、スケジュールに組み入れてほしい旨要望があったが、今後文部省との協議をすすめる段階で、考慮していく予定である。

このことに関連して、今後の方針に関し、昭和49年以来的実績等を踏まえて検討した結果、今後ともこの事業を継続していくこととし、さ

らに今後は、わが国からも相手国を訪問できるよう考慮することとした。

なお、来年度の招致国については、二、三の候補があげられたが決定までには至らず、来る11月総会までに決める予定である。

これについて平野会長から、当面の審議事項として、国際学術交流の問題が取り上げられたが、留学生の問題はどこで担当されるのか、との質疑があり、これに対し西川委員長から概略次のように応答があった。

留学生の問題については、従来、文部省の留学生課の説明を伺いこれについて希望を述べて来た経緯はある。本日の委員会では、中国留学生の具体的な問題について話題になったが、留学生一般の問題を項目として取り上げるまでには至らなかった。しかし、次回の委員会でのこの問題も検討することにしたい。

(6) 第6常置委員会（諸星委員長）

自由討議を行い、次のような問題が提起された。

① 調整手当の問題

特手手当の実情に合っていないので、改善する必要がある。

② 助手の処遇問題

これについては複雑な要素があり、種々の問題を含んでいるので、第1常置委員会とも共同して検討していく。

③ 学長の給与格差の問題

学長職の給与に格差があるので是正が必要であり、また、学長交際費も少ないので改善する必要がある。

④ 外国の学長等の招へいの問題

学長の権限で招へいできるよう予算化された

い。

⑥ その他

名誉教授等に対する慶弔費の予算化などについても論議された。

このあと、外国の学長等の招へいの問題について概略次のような補足意見が述べられた。

第6常置委員会では、大学として招へいできるように現在の学術振興会のような組織を考えてはどうかとの意見であったと思う。

以上の報告のあと、概ね以下のような質疑応答があった。

○ 就職協定の問題について、第3常置委員長に要望したい。従前においても地方の国立大学は就職情報の不足等で不利な状況に置かれていたが、このたびのような事態になれば更に困難を増すので、是非ともルールの正常化に努力願いたい。

(広根委員長) いわゆる地方の国立大学の相当部分は、企業の集まっている地域から離れた位置にある。このため、いわゆる就職情報の面でギャップが生じていること、また、学生諸君が普段から企業に接触する機会が少ないことなどの事情が考えられる。

就職協定は、学生諸君ができるだけ多くの企業を訪問して理解を深めてから試験を受けるようにとの理想のもとに、10月1日訪問開始、11月1日試験開始としている。しかし、現実にはこれが仲々守られていない。いずれにしても今後はインフォメーション・ギャップを埋めて理想に近い姿に近づけていく努力をしていきたい。

(西川委員長) 第5常置委員会報告で申し落したので一言追加報告いたしたい。一昨年、国立大学学長団の訪中が実現したが、この事業

の継続についてかねて検討してきた結果、委員会としてはこれを引き続き実現していくことになり、昨年希望者を募ったところ6名の応募者があった。

一方、文部省では昨年春に中国政府から正式に数名の学長を招へいしたいとの話を受けてその選考等の作業がすすめられていた。それで二つの訪中計画が重なることになったが、文部省と協議の結果、両者を同時に行うことは適当でないとの結論となり、国大協の方の計画は見合わせると同時に、文部省に対し、派遣学長の選考にあたっては、今回国大協が募った際の希望者を極力加えてほしい旨要望した。なお昨年の中国政府からの招へいは1回限りの計画であるといわれている。

それで、国大協の今年度の訪中計画について本日の委員会で検討した結果、受け入れる中国側の事情や訪中希望者が少なかったことなどを勘案して、今年度は見送ることとした。

(平野会長) 仄聞するところでは、昨年第6常置委員会において、大学の事務の能率化についての意見があり、その時は、第2臨調等との関連から取り上げる時期として適当でないとのことであったときくが、この問題についてどこかで取り上げてよいのではなかろうか。

(前田委員長) 第1常置委員会としては、事情が十分把握できない点もあり論議しにくい。第2臨調の部会報告が出されれば、いずれ文部省からも何らかの意向が伝えられることも予想されるが、国大協でこの問題を取り上げて十分論議できるかどうか自信はない。構成員に事務局長等を加えて取り組むゆき方も考えられるが、今すぐ取り上げるつもりはない。

2. 自由討議

初めに平野会長から次のように述べられた。

昨日開会の際に申し上げたように、今回も昨年11月総会の時と同様に、数名の学長によるパネルディスカッションを企画した。今回のテーマは「高等教育における国立大学の役割について」ということにし、あらかじめお願いした4人の学長にご意見を述べていただき、これをもとに自由討議を行いたい。なお、発言者とそのテーマは次のとおりである。

東京工業大学松田学長

主として国立大学理工学部の役割について

信州大学北条学長

いわゆる地方大学のかかえる問題について

香川大学幡学長

研究と教育の関係からみた国立大学の役割について

千葉大学香月学長

私立大学との関連からみて

以上の説明があったのち、4学長よりそれぞれ次のような趣旨の提言があった。

主として国立大学理工学部の役割について

東京工業大学 松田学長

ただいま会長からお話がありましたように、私は、国立大学の理工学系の教育・研究ならびに管理運営の問題について述べたいと思います。

まず、大学における教育の問題、特に国立大学理工学系学部における教育の役割と方法についてありますが、私は、その役割は、基本的にはわが国社会の充実発展の基礎となるべき科学技術について、これまでに蓄積された知見を伝承し、それによって、社会にとって有為な人材を育成することにあると考えます。

そこで、育成すべき人材のタイプについて考えますと、大学進学率の著しい上昇や社会の多様化、国際化など現実社会の動きをみると、私は、二つのタイプのプロフェッショナルを育成する必要があると思います。

その第一は、伝承すべき知見を確実に伝達し、実現できるかなり多数の中堅技術者の育成であり、その第二は、知識の第一線を推しすすめるいわば独創力のある有能な科学技術者の育成であります。この二つがわが国の国立大学に要請されている使命であると考えます。言い換えれば、与えられた問題を確実に解けるタイプの人材と、新しい問題を発見・設定し、さらにこれを解いていけるタイプの人材の双方の育成が必要であるということでもあります。

前者の、狭い意味での問題解決型の知識と方法における日本人の能力は、まさに世界に冠たるもの

があると思うのですが、後者の問題発見・設定型の知識や方法論については、どうも日本人には苦手であるように思われます。そして、日本の社会においてもはやされるのは、前者の人材であって、後者の人材育成は、かなりおろそかにされがちであるということができると思います。つまり、確実に問題解決のできる人材の育成は、かなり成功していると思われていますが、あらたに問題を発見し設定していけるタイプの人材育成には問題があって、これが国立大学の課題であり、特に独創力のある人材の育成という点から大学院の教育が重要になる訳であります。

一方、多様化する時代という側面から考えてみますと、例えば、全国の大学教育を一つのシステムとしてみた場合、第一に、そのアウトプットの多様化が予想されます。そして、それは一つには、科学技術の進歩が細分化の方向をとっていることであり、二つには、医学・人文社会科学系の仕事の内容が次第に理工学系の技術・知識を必要としてきていることであります。さらに、現在の先進国社会が脱工業化社会、ポストインダストリアル・ソサエティ (Postindustrial Society) などと言われ、労働人口の構成因子の変化をみてもうなづけることでありますが、いわゆる第三次産業或いはサービス産業等といわれる分野における理工学系卒業者に対する需要がかなり増加していることなどがあります。

第二に、システムに対するインプットの多様化が予想されます。特に、本年度から実施された新高等学校学習指導要領のもとでは、科目選択の自由がかなり大きくなってきており、それによって大学入学者の学習のバックグラウンドの内容は、今までよりは大幅に多様化することが予想されます。国公立大学の場合は、共通第1次学力試験により幾分かは、平準化されることは思われますが、共通1次の中にも或る程度の選択が入り込む訳であり、大学に対するインプットの多様化は避けられないのであります。加えて、新学習指導要領のもとでは、大学へのインプットの質的な低下が憂慮されており、それが各大学の第2次選抜試験の在り方や入学後の一般教育ないし低学年教育の在り方に影響を及ぼすであろうことは眼にみえております。

第三に、大学の国際化が進むに伴って、アウトプット、インプットともに多様化することが予想されます。

例えば、各種レベルの外国人留学生の帰国後の将来などについて、キメの細かな配慮をすれば国の違うだけアウトプットは多様化すると思います。また、留学生や日本人帰国子女の受け入れが増加すればそれに伴ってアウトプットは多様化してまいります。

学生を物ないしは商品にたとえるのは良くないかも知れませんが、私の専門としている経営工学の見方からすると、学部、大学院を含めて大学教育のシステムを企業における物の流れのシステムにたとえることができます。即ち、プロキュアメント (Procurement)、プロダクション (Production)、マーケティング (Marketing) のシステムにたとえられます。適正良質なインプットをプロキュアしてそれに教育課程という生産工程において必要適正な加工を施し、高品質なアウトプットを適切な顧客に渡すことが大切であります。このうちで、学生のプロダクションについては、これまでもカリキュラム編成その他一応の関心が払われてきた訳であります。適正良質な学生のプロキュアメン

トについては、特に国立大学においては、黙っていても優秀な学生が集まって来るので、あまり熱心ではなかったのであります。このことは、大学入試センターが国公立大学に代って出している国公立大学受験ガイドブックを私立大学のそれと比較してみれば明らかであります。

また、卒業生のマーケティングということについて考えますと、従来は、指導教官や就職担当教官に任せたままになっておりますが、これをアメリカのプレースメント・オフィス (Placement Office) やわが国の私立大学の就職課の活動などに比較すると、わが国の国立大学は学生のマーケティングに対する力の入れ方が不十分であったように思います。もっと積極的に、例えば大学に関する情報をキメ細かに企業サイドに渡すことなどが必要であろうと思います。

こうした学生のプロキュアメント、プロダクション、マーケティングに関連して、国立大学の持つ強みは、私立大学に比べて教官当りの学生数が少ないことから少数精鋭主義が貫けるということであり、キメ細かい教育指導が可能な点であります。

最近、私立大学への政府の助成がすすむに従い、私立大学の建学の精神や特色ある学風が薄れてきて、単なるマスプロ大学になっているケースが多いのであります。一方、国立大学は、制度上画一的になりやすいように見えますが、そのなかで各大学が特色を出すべく努力を重ねており、特に全国各地に置かれている国立大学においては、地域の特殊性を踏まえた特色ある地方文化と地方産業の発展に貢献し得る人材の育成に努力され、成果をあげつつあります。この点は国立大学の大きな役割であると言ってよいと思います。

次に、大学における研究の位置づけについて考えてみますと、国立大学の役割でまず第一に考えなければならぬことは、教育を通じて後世に伝承すべき知見を獲得し、確立することが必要であるということです。そのためには基礎的な学術研究が必要であります。

大学における学術研究の成果は、それ自体文化的共有財産として文化的価値を形成すると同時に、応用化・技術化を通じて我々の日常生活を支える基盤を提供する役割を果たしている訳であります。このような学術研究は、本来研究者の自由闊達な発想をもとに展開されるものであります。そして、学問の自由というものが近代社会における一つの社会規範として定着しておりますのも、長期的観点から見て学術研究が人類社会の発展に有益であるという歴史的経験を踏まえた認識によるものであると思います。

大学は、そのような自由な知的探究を行う場として学術研究の中核とされており、特に国立大学は国家の財政的保証のもとに国民の付託をうけて、こうした基礎的学術研究を行う機関とされている訳であります。

しかし、現今、学術研究に係る諸状況は急速に変化しつつあります。その一つは、さきにも申し述べました大学教育の大衆化現象であります。戦後のわが国の大学教育の量的拡大は著しく、現在の大学学生数の同一年齢の青年数に対する比率は、戦前の旧制中学校のそれを上回る状況にあるといわれております。このような大学の大衆化は、大学における教育面での負荷を増大しております。そのため、いかにして高度な研究を維持し発展させることができるかを考えるとき、質的な充実が当然大き

な課題となってくることは皆さんご承知のとおりであります。

いま一つは、学術研究に対する社会的要請の増大ということであります。今日、我々人類の目前には、エネルギー資源の確保、環境の汚染防止、海洋の利用、人口問題など全地球的規模で取り上げなければならない問題が山積しております。また、地震予知や災害防止或いは癌等の難病の研究など、人類の生存にかかわる緊急な課題もあります。さらに、技術開発に伴う弊害を予測し、評価するためのいわゆるテクノロジー・アセスメント (technology assessment) に対する要請も非常に切実な問題となっております。このような社会的要請の増大のために大学における学術研究は、課題研究の色彩が濃くなってきているのも事実であります。そして、その中で研究者の自主性を維持し、発揮する努力が必要であることは言うまでもありません。

学術研究をめぐる環境の変化がみられる一方で、研究の発展に伴う学術そのものに内在する変化も著しいようであります。その一つは、いわゆるビッグサイエンスの登場であります。即ち、実験・観測・データ処理等の装置や方式が急テンポで開発されるとともに、極めて大規模な実験計測手段なしには学問の最先端を切り開いていくことが到底不可能であるような研究の拡大であります。

このように、研究の大型化は、言うまでもなく研究経費の急速な増大を招く訳であります。世の上しばしば嘆かれる、産・官に対する大学の研究面での地盤沈下の原因も、このような大型化にあると言えます。ここに学・産・官の間のそれぞれの分に応じた協力研究が要請される所以があるとともに、そうした学・産・官協力の中で大学ないしは大学教官の主体性を確保することに注意を払わなければならないことは前に述べたとおりであります。

次に、私が、縄のれん型発展と呼んでいる問題があります。縄のれん型発展とは、一つ一つの縄の方向への各伝統領域の深化と、のれんの上にある横棒の方向、即ち学際領域の開発の両方を言うのであります。諸科学は著しく専門化し、研究の最先端は、ますます精緻になっている一方で、個々の専門分野を超えて学際領域或いは境界領域の分野の問題や、既存の知識だけでは研究できない分野が生じてきております。

伝統領域の深化の面では、わが国においては、残念ながら未だに先進国追随型即ち国外からの知見や理論などの導入に忙しく、その部分的な改善や精密化に力点がおかれがちで、ユニークな研究活動があまり数多くないのであります。このような傾向の原因の一つは、わが国の研究開発投資における風土的な面からきていると考えます。わが国では海のものとも山のものとも判らない基礎研究にはなかなか金が出ない半面、既にメドのついた技術導入型の研究には金が出やすいという風土があるためであろうと思います。

学際領域研究に関連して、私の大学における経験をご紹介しますと、昭和50年に横型の10専攻を内容とする独立の学際大学院として総合理工学研究科を創設しましたが、最初は新製品の売り込みと同様でありまして、就職など大変苦勞した訳であります。と言いますのは、企業の人事担当者の考え方は、物理、電気、機械などのように縦割りになっているところへ、エネルギーとかシステムなどという横割り型のものが持ち込まれたため困ったようではありますが、最近はややそのようなことはな

くなりました。

今後、開拓していくべき学際分野としては、一つは、医工学ないしは生態工学の領域と、もう一つは、人文科学との学際領域が考えられます。私は、先般アメリカのマサチューセッツ工科大学（MIT）へ行き、その辺の実態を調査して来ましたが、MITの教官900名中、150名が何らかの形でバイオメディカルな研究に従事しております。これは大体6人に1人の割合であります。また、ハーバード大学ともジョイントプログラムとして大変立派なバイオメディカルエンジニアリングのコースを持っております。

また、MITの教官で一番格の高いのはインスティテュート・プロフェッサーですが、現役のインスティテュート・プロフェッサー10人中5人までは人文社会科学の領域の人達であります。それほど人文社会科学の領域あるいは理工学と人文社会科学との境界領域に力が入れられております。幸い、私の大学には人文社会科学の方面にユニークな人材を擁しておりますので、理工学と人文社会科学の境界領域の開発がもっと活発に行われることを希望しております。

現在、十分とは言えないまでも、経常的な研究費に恵まれている国立大学においてこそ異なる領域から研究費を持ち寄って学際領域の研究プロジェクトを作るとか、併任・客員等の講座部分を持って学際領域に進出する等、さらに研究体制の弾力化をはかる必要があると思われます。

研究者の育成ということに関連して、最近非常に顕著な問題としてオーバードクターの問題があります。

私は、この現象を解消するための策としては、ただ一つ学位取得後に産業界を目指す者を増やすことであると思ひます。現在のように博士課程修了者の側に自分が高度な専門家であるという強い自負心があり、また、受入れ企業の側もその修了者の専門家としての側面だけを尊重するようではオーバードクター問題の解決はできないと思ひます。現在の課程博士の学位は関連分野でいかなる課題が与えられても独立して何とかこなしていく能力があるという証明書ないしサーティフィケートのような意味で出されている訳であります。このことからして、私は、高度なジェネラリストとしての博士も考えるべきであると思ひます。それぞれの分野の高度のスペシャリストをコーディネートしていくという仕事の仕方がこれからの日本の社会には必要であるように思ひます。とにかく、博士課程修了者や指導教官の側と企業の側とがお互いにもっとコミュニケーションをよくして、キメ細かい情報を交換し合い、これら博士課程修了者の適切なマーケティング即ち、適材を適所に配置するということをさらに注意深く考えるべきであると思ひます。

これまで国立大学における教育と研究について考えてまいりましたが、次に、管理運営の問題について検討事項をいくつか取り上げてみたいと思ひます。

私は、経営工学のなかで組織工学を専門としておりますが、その立場から、国立大学の組織戦略について若干述べてみたいと思ひます。

今日の大学組織をめぐる情勢が大変きびしいものであるということは私が申すまでもありません。行政改革、財政再建の声のもとで新規事業や規模拡大は困難であるばかりでなく、予算のゼロシー

ング、さらにはマイナスシーリング、定員削減措置など、研究・教育の現在の水準を維持することすら容易ではないことは学長の方々が痛感しておられることかと思えます。

この状況は、しばらくは続くと思われまますので、大学をとりまく環境はいわば暗い冬の時代であると言わねばなりません。これに処するに、首をすくめて冷たい風の通り過ぎるのを待つか、或いは、行政改革にかかわる一連の措置を一つの契機にして、組織の中でふだんできないことを実現するようなショック療法を試みるかは、我々の気の持ち方次第であると思えます。

このような時にこそ我々は、定員・予算枠など組織のもつ内部資源を、その制約の中でより有効に利用することを指すのみならず組織の体質強化を図り、やがて来る春の日における飛躍に備えなければならぬと思えます。即ち、組織運営の効率化と組織の活性化を図るべきであると考えます。

運営の効率化と言いますと、とかく短期的・近視眼的観点からみた能率についてのみ云々するよう受け取られがちであります。ここで私が申しますことは、むしろ長期的・戦略的な視点を取り戻して、そのうえで見直そうということでありまます。効率化という言葉は、往々にして現在の仕事をより少ない人員や経費で行うことのようにとられがちであります。ここに言う効率化は、むしろ逆に、現在の人員や経費でより大きな、或いはより密度の高い仕事をこなすということでありまます。その意味で内部資源のより有効的な活用と申し上げたのであります。

組織の活性化の問題に関しては、さきほど研究体制について述べましたが、運営の効率化がどちらかといえば量的な概念であるのに対して、組織の活性化は組織についての言わば質的な概念であります。

組織の活性化とは、一つは、組織機構の弾力化ないしは流動化によって環境の変化に適切に対応できる柔軟な機構を持つことでありまます。例えば、学長補佐制度の活用や、企画室の設置、或いは管理運営上のプロジェクト方式の採用などの方策が考えられます。もう一つの組織の活性化の方策としては、組織構成員の動機化、即ちモチベーションをたかめるということであり、人々にやる気を起こさせるということでありまます。例えば、教官をなるべく雑用から解放することや、必要な情報を関係者にタイミングよく伝達すること、さらには入学者選抜制度の改善によりやる気のある学生を入学させることなどが考えられます。

別の観点からすれば、国立の大学として文部省の官僚機構という優れて機械的な組織に今までなじんできた大学の組織をいかにもっと有機的に運用するか、或いはいかに有機的な組織を導入するかということであると思えます。

最後に、私立大学との関係について少し述べてみたいと思えます。

私立大学に対する政府の助成が増すにつれて私立大学の良さ、即ち、よりゆるやかな社会的制約のもとで独自の建学の精神と学風を持つという点が薄れてしまう傾向があるのは大変残念であります。しかし、私立大学には国立大学が持たない良さがまだ十分残されております。そこで私は、私立大学との交流が望ましいと考えまます。例えば、大学院レベルでの単位互換なども考える必要があると思えます。かつて、私の大学でも早稲田大学と慶応義塾大学の大学院理工学系研究科との間で単位互

換を企てたことがあります。最終的には、聴講料の徴収という会計問題で壁につきあたってしまいました。将来は、制度上の是正等も必要になってくると思われま。

以上、感想めいたことを申し上げ、国立大学の役割という点ではあまりまとまりませんでした。何かのご参考になれば幸いです。

いわゆる地方大学のかかえる問題について

信州大学 北条学長

本日のテーマについて、どのようなお話をしたらよいか、先ほどの松田学長のように順序だてたお話の用意がありませんのであらかじめお断りいたしておきます。

私は、大学が今後生き残っていくために、大学になくはならない点は何かと考えますと、昨日（学長会議）も話がありましたが、これは自由に研究ができるということでありま。研究の自由が保証されない限り、それは大学ではないと考えま。

我が国における現状をみますと、ややもすればこれが規制される心配があります。

教官の定削が0.5%行われることになりましたが、これについては、関係の方々が非常に努力されたわけでありましたが、ゼロではなかったことを重くみていま。この次は更に2%、4%となる可能性があると思いま。

このような実態を我々がどのように受けとめて対応していくかこれから考えていく必要があると思いま。

大学における研究の自由ということについて我々は分かっているつもりでありま。果して、一般の国民が理解しているかどうか、このことが単に大学の人間のためだけでなく国家的に国民の利益に通ずるということをお我々がいろいろなところで申し述べて理解を得ることが必要であると思いま。同時に大学人としての自覚に欠ける点がありま。最近の国鉄の例のようなことに連なり、大学の本質まで揺り動かされる心配があると思いま。従って、我々は内に向けては厳しく自己規制していかなければ対応していけないのではないかと考えま。

次に教育の問題につき、その質と量ということについて述べたいと思いま。

例えば、私立大学では、全体の学生の60~70%を養成しておりますが、国立大学は経費はかかるが少ない学生しか養成していないと言われていま。しかし、我々は、私立大学ができない分野のことをやっていくことが必要であろうと考えま。そのためには木目の細かい教育が必要でありま。

また、国家的にみて重要な分野であっても、仮に、現在はそれ程必要ではないからと、やめておくようなことになりま。その分野での後継者はいなくなりま。卑近な例としては、石炭の液化の研究は戦前から行われていたのでありま。現在、この研究を行おうとしても既に後継者は一人もいないのでありま。

国家的にみて、ある特定の分野で活況を呈しているところには、放置しておいても沢山の人材が集まり、教育にあるいは研究に関与するわけでありますが、そうでない分野についてはなかなか人材が集まらないのであります。私は、むしろこのような分野について積極的に支援し、それを残していかなければならないと考えます。

また、先ほど申し述べました教育の質と量の問題についてであります。現在の全国の大学の学部と大学院の学生数をみますと、昭和55年の統計であります。学部学生数は、国立93大学で約360,000人、私立324大学で約1,300,000人の学生数を擁しております。これに対して大学の学生数をみますと、大学院をもつ大学は、国立が89大学、私立が160大学であります。この大学院の学生数は、ドクターコースで、国立大学が約10,000人、私立大学が約6,500人、マスターコースで、国立大学が23,000人、私立大学が約12,000人です。このように数だけみましても国立大学は、マスターを含めたいわゆる大学院に特徴があると言えます。このことから、国立大学は、いろいろな分野の研究者養成という面で役に立っていると言えると思います。

昨日の臨調の報告にもありましたが、国立大学の一部を残して、他は県に移管してはどうかとの意見があったやに聞きますが、大学の設置状況を昭和51年から55年の間の学生数の計画を実績から見てみますと、国立大学では、計画が約10,000人で実績が約8,800人、達成率が88%であり、公立大学では計画が約1,500人、実績が775人で達成率は約50%となっております。又私立大学では、計画が17,500人で実績が13,400人、達成率は74%であります。これをみますと公立が一番うまくいっていないようであります。

このように大学院学生を中心とした質的な充実は、いろいろな分野の先導的な研究者、技術者を国立大学が教育していくことによってなされるものであり、そして、それは木目細かい教育によってのみ可能なことであります。学生数と教官数などの単純な比率などからは到底論ずることはできないものであると考えます。

私のおります信州大学には、8学部と教養部があり地_方ではやや大きい方に属する大学であるかと思いますが、国立大学は長野県内では一つであり県の人口は約210万人であります。典型的なタコ足大学で、一日で学部を全部廻ることができない位であります。これは悪い意味での特色であります。しかし、これを逆に利用しようとすれば、地域との根が大変広く拡がっているとも言えるのであります。このことから、信州大学では地方とのつながりをより一層密にしてゆき、県下の学術文化の中心としての役割を果していきたいと考えております。

また、成人教育、生涯教育ということが盛んに言われており、ある意味では世界的な傾向ではないかと思いますが、特に日本のように会社に入りますと一生涯保証されるというような国においては、どうしても社会人の成人教育が重要な意味を持ってまいります。各県に置かれている国立大学は、その意味でのネットワークを作るには非常に都合がよいのではないかと思います。こう言いますと、先ほど申し述べました県立大学であってもよいのではないかという意見がでるかも知れません。

私は、教官の諸君には、教育は地方的でもよいが研究は世界的な研究をしていただきたいと話して

おります。と言いますのは、地方における研究は地方においてだけ利用すればよいということではなしに、日本全国あるいは、世界的に利用しなければもったいないと考えられるようにすべきであり、その点教官が自覚して頂きたいと申し上げているのであります。

共通第1次学力試験との関連から、地方大学の地盤沈下が起こっており、過去において立派な伝統ある大学が、地方にあるということからかなり地盤沈下していると私は感じております。

現在の若者の都会志向は否定できませんが、これをどのように地元に引き戻すかということは非常に大きな問題であります。現実の問題として、私のおります大学の経済学部は、今年の入学者数の定員割れが大きかったため文部省のおしかりを受けたのでありますが、これに関連して、志願者の流れの追跡調査を行い、他の大学へ行った理由等を調べたところ、中には本気かどうか疑わしいような意見もあり、例えば受験に来てみて大学内に樹木が少ないとか、近辺に遊ぶところがないなどと言ったり書いたりしている者がある程でした。従来のように、国立大学であれば放っておいても学生が来るという認識ではいけないのではないかと考えます。先ほど、松田学長の御指摘もありましたが、現代の若者の認識が変わってきているということについても我々は十分認識し、その実態を知る必要があると思います。

戦後、いわゆる新制大学作りが進みある意味で非常に画一化されてきており、特色のあった大学が次第に画一的になっている例が増えているのであります。

文部省からは、特色ある大学を作るように以前から言われておりますが、実際問題としてこの特色作りは大変難しく、推進しようとするとその分野にだけ何故力を入れるかと学内から反発が起こるなどいろいろな事情が生じてまいります。しかし、この問題は、広い立場からこのような会で皆さんと相談しながら努力していく必要があると思います。

また、これも画一化されたためであろうかと思いますが、どうしても理論に走りがちであり、基礎に重点がおかれ、実学については学生も教官もあまり関心がなくおろそかになっている面があります。このことは、例えば外国人の学生を引き受けて教育を行っても、その国に帰ってから役に立たないことにもなりかねないのであります。

信州大学には繊維学部があり、そこにはモンゴル、インドその他の国から11名程の留学生が来ておりますが、現在の我が国で使われているいろいろな繊維機械を与えても、その国には全くないわけであり、そういう教育を受けて帰国することになれば、日本で4年間をむだに過ごしたということにつながっていくのではないかと思います。そこで、取り急ぎ実学重視という立場から、工場整備等を取り入れておりますが、これもなかなか経費がかかることであります。

次に私は、研究の自由と同時に、教育には企業性を持たせてもよいのではないかと考えます。自分の行う研究と教育とが一致していることが理想的ではありますが、今の段階では、それはなかなか許されないものであります。

我々は、教官の立場において、研究の自由は絶対を守るべきでありますが、同時に教育については、企業性を発揮させて、これを時代とともに変えていくという認識を教官の方々に持っていただく

必要があると思います。

私は、工学系であります。工学系学部においては、かつて高度成長時代に多くの学科が作られたのであります。作られたときは、その時代にマッチした学科でありましたが、10年、20年と経過しますと、どうも時代の要請に合わなくなって来る場合があります。これを変えていこうとするとき大きい問題にぶちあたります。

新設学科が認められた場合はある程度既存学科の組織や体質改善が行われてきたと思いますが、今後は、そのようなことは非常に難しくなっています。どうしても現在の状態での自己改革が必要であり、これが最大の問題であると考えます。それには、教官の意識を変え、教育にはある程度の企業性が必要であるという認識を持っていただく必要があります。

私は、かつて工学部長会議に参加しておりましたが、5年程前、そこで提案をしたことがあります。それは、工学系についてであります。10年位たちますと、いろいろな研究設備が役にたたなくなってきましたので、これを替えていただきたいのであります。単に替えてほしいと言っただけではなかなか実現しないので、10年たったなら、カリキュラムを考えたり学科を改組することなどある程度義務づける、ただ改組するというだけでは内部で納得しないから、その時には、新設と同様の設備費を文部省から頂くようにしてはどうかというものであります。工学系の学科数を数えますと、国立大学だけで約500ありますから、10年として、1年に50あまり、1学科に大体2億円として年間100億円位を工学部長会議で認めていただいた上で文部省に提案してはいかかがと申したのであります。ついぞ賛成が得られず継続審議となっていたかと思えます。

これは、教官の意識を積極的に改革に向けたいという目的で申し上げたのであります。こういったことが出来ないのは、どこの大学においても多くの方々は、そのような時代認識を持っておられると思いますが、やはり、学問の自由とかその時の一部の人の意見に押し切られてしまうためではないかと思えます。

今日の経済情勢のもとでそのようなことができるとは必ずしも思いませんが、教官には、このような時代認識を持って頂きたいのであります。

しかし、このことは、みなが自分の研究をやめてある決められた事をやらなくてはならないというようなことでは決してありません。最初に述べましたように、私は、研究の自由がなければそれは大学ではないと考えております。その意味で、時間をかけて教官の認識を変えていけば、時代に対応していけるのではないかと思えます。

次に、共通第1次学力試験の問題についてであります。これについては、関係常置委員会で御検討いただいているわけですが、地方大学においては、やはり非常に大きな影響を受けており、私どもも評議会等において、学長は、国大協で声を大にして発言せよと言われるのであります。もちろん、私は、これをやめるようなことはなかなかできないと思いますが、何とかよい方法を考えて、今、問題となっている輪切り現象とか、あるいは、無気力な学生が入学して来ることにより全体の教育にとって大きなマイナスとなることがないよう考えていく必要があると思います。

このほか、授業料について、私は国立大学は他の国の例にもあるように、これをとらないことが当然であって、全部徴収したところで大した額にはならないと思います。しかし、現実的には難しいと思います。そこで、私は、こうしてはどうかと考えてみたのであります。例えば、授業料免除は、現在全学生数の7%か8%かよくわかりませんが、これを仮に各大学で10%免除するというように入学前から明らかにして別枠で入学させる、そうすれば、経済的な理由で入れない学生や意欲を持った学生が集まって来るのではないかと考えます。

また、奨学金の問題であります。全部とは言いませんが、奨学金を受けている学生が全て経済的に困っている学生かという点必ずしもそうではなく、車を乗りまわし、車検のために奨学金を使っている学生がいるというような実態を考え、本当に困っている学生に与えられるようにすべきであろうと思えます。授業料引上げの口実に奨学金を増やすのはどうも適当ではないように思えます。

以上まとまりのないことを申しましたが、私の意見を申し述べた次第であります。

研究と教育の関係からみた国立大学の役割について

香川大学 幡学長

研究と教育の関係について割当てを受けましたので、私の考えを申し述べたいと思います。

大学は、研究・教育の機関であって、学問の展開と伝授によって国家社会の進歩と人類の福祉に貢献する使命を持っている訳であります。大学のこのような使命を達成するには、研究と教育の一体性が必要であると思えます。

大学の教官には、真理を探究し、学問の発展に貢献すること即ち研究と、学生に学問を伝授すること即ち教育との二つの使命が課せられています。

一方、学生は、学問を修得するのでありますが、それには一定の学問的知識の学習と学問の研鑽ならびに真理探究の方法を修得し、独創力と応用力を養うということが必要であります。大学ではむしろ後者の方が重要であると考えます。学問を本当に理解するには、自ら研究することによってその学問がいかにして展開されてきたかを体得するほかには道はなく、単に、既成の知識を勉学集積するだけではその目的は達成できないと思えます。

大学の教官は、専門とする学問分野の研究を誠実にやることによって、その分野の学問を進展させ、研究の成果をあげて国家社会の期待に応えることができ、研究者としての責務を果し得るのであります。そして同時に、研究によって関連分野の学問に対する理解がますます深まり、研究開発の能力もたかまるのであり、このことによって、学生を教育するために必要な学識と研究指導の能力が豊かになるのであって、教育の使命も果し得るのであります。この両者が相俟って大学の教官は、国家社会の信託に応えうるのであると思えます。このような教官の研究活動の重要性は、学部のみならず、大学院を持つ大学であっても本質的には変わらないと思えます。

学生は、このように現に研究活動を行っている教官から教育を受け、研究に必要な図書や施設、設

備その他十分に整備された研究の環境と雰囲気の中でこそ真の大学教育が得られるものであると思います。

また、学生が研究に何らかの形で参加することによって自己教育がなされ、大学教育が充実したものとなるのであります。とくに大学院の学生については、自己教育のための研究活動が十分行われねばならず、その研究は、結果的には、大学における研究成果の上にも大きく貢献できるのであります。

次に、学問の自由について考えてみますと、学問の自由は、真理を探究し、学問を展開すること、即ち研究の自由と、学問を修得すること、即ち勉学の自由の二側面が考えられます。

さらに研究の自由とは、研究テーマの設定、研究手段の選択、実行及び研究成果の発表が自由に行えるということかと思えます。

学問の自由は、憲法によって今日では国民の誰にでも保証されておりますが、自由な研究が行えるのは、実際的には主として大学においてであると言っても過言ではないと思えます。

私立の研究所や国公立の試験場などで自由に研究活動ができる所もありますが、それは稀であると思います。企業体の研究所では、上部で設定した当該企業の営利に直結するような研究テーマで研究を行い、また、研究成果の発表は、それを禁止するか、或いは厳格な制約下においてのみ許可するというような場合が多いかと思えます。国公立の試験場においてさえ、研究者個人の研究テーマを自由に設定できない所が多いようであります。

学問の真の発展は、このような制約下での研究活動では望み難いと思えます。そこで、研究の自由が保証されている大学に期待するところが大きく、特に、目前の利用には直結しないと考えられるような基礎研究の進展において然りであると思えます。

このため、大学の研究としては基礎研究が極めて重要なのでありますが、しかし、実生活や産業上直接関係の深いことを研究テーマとする応用研究であっても、研究の自由性が比較的少ない試験場や研究所で計画テーマとして組み入れられていない重要な課題が非常に多いので、大学において応用研究を行うということもまた大切であると思えます。

テーマの設定、研究成果の発表など一連の研究活動が自由であるところに大学における研究の意義があると考えます。私の専門分野は木材化学であります。私の見ている国公立の試験場でも応用研究が行われておりますが、むしろ、大学における応用研究の方が新しいものを産み出していると思えます。大学においては、自由にテーマの設定ができるということから、独創性に富んだ研究が産まれるのではないかと思えます。大学における研究・教育の一体性ということを考えますと、国立大学の間には研究・教育の施設設備その他において隔差があってはならないと思えます。

また一方、資源が乏しく国土が狭いわが国が、今後国際社会において信頼され繁栄していくためには、わが国全体の学術文化を一層高めていく必要がありますが、それには全ての国立大学を充実していくことが大切であろうと思えます。どの国立大学にも大学院を置き博士課程までの研究・教育が行えるようにすべきであると思えます。

ユニバーシティとは、アンダーグラデュエイト・スクールからグラデュエイト・スクールまでの一連の研究・教育が行えるものを言うのであります。博士課程の研究・教育が行える状態であってこそ、学部の研究・教育が十分行えるのであると考えます。

このことに関して、私が約20年程前ニューヨークのフォーダム大学で研究生活をしていた頃、私の大学がどういう学部を持っているかと、組織について聞かれたことがあります。向うの人は、香川大学も京都大学も東京大学も大体同じように考えているようではありますが、私が説明すると、博士課程がないならそれはユニバーシティではなくカレッジだと言われたものであります。ニューヨークには、数学部を持ち修士課程を有するハンタカレッジがあります。これは日本では当然ユニバーシティと呼ばれるものであります。ドクターコースがないのでカレッジと称しておるのです。

以上、大学における研究と教育の関係について一般的に申し述べた訳であります。次に断片的に私が思いついたことを若干申し上げてみたいと思います。

一つは、よく聞くことであります。あの教員は研究は熱心であるが教育は不熱心であるとか、教育には力を入れているが研究はそれ程ではないなどと言われることがあります。私は、根本的にはこういうことはないと思っております。人間の良心は一つ、能力も一つですから、国立大学の教員には研究と教育の二つの責務が課せられていることを認識しておれば、研究と教育とは両立している筈です。しかしながら、研究・教育が十分に行われているかどうか、その成果がどうであるかなどについては、常に大学内で自己評価することによって十分にその使命が達成されなければならないと思います。

次に、大学における基礎研究が大切であるということは前に述べたとおりであります。はじめは産業に直結しないようにみえる基礎研究であっても、そこから極めて重要な大きな先端技術が展開したという実例は枚挙にいとまがない程多いのであります。古くは、米国のワクスマンが農場における土壌の微生物の研究からマイシンに展開させています。最近のわが国の例でも、鉄のサビの基礎研究からフェライトの応用に展開している世界的に有名な研究があります。このように基礎研究が大学においては大切であると思います。学問発展の歴史からみて、基礎研究の成果は必ず応用につながるのです。基礎研究が重要であるということは、あらゆる分野において言えることであり、そのためにも教官当積算校費を十分に確保して、全ての学問分野の基礎研究が活発に行えるようにすることが大切であります。

次に、大学教官には、教育のほかに、国家的に大切な研究の責務が課せられておりますので、その待遇を改善する必要があります。そうでなければ、生活が安定せず研究と教育の両面で十分な活動ができないばかりか、人材も集まらないのであります。

わが国の大学院の学生数は、欧米先進諸国に比べて非常に少ないのであります。学部学生数に対する大学院学生数の比率をみますと、フランスが24%、イギリスが23%、アメリカが15%であるのに対し、わが国は僅かに3%であります。これはせめて10%位まで引き上げる必要があると思います。

次に、オーバードクターの問題について述べてみたいと思います。これについて私なりに考えてみ

ますと、ドクターコースを終えた人が主に大学教員になろうとのみ考えてこれを目指し、実社会に入ろうとしない傾向があると思います。私は、自ら修得した力を活用するために実社会に入るべきだと思います。

私の専門分野に関連する会社、例えば製紙会社等でもよくみるのでありますが、ドクターコースを出た人、またはドクターを取得した人が会社で能率よく働いている例は多いのであります。

また一つは、教職課程を修得して高等学校の教員になる道も考えられます。今日わが国にはきわめて多くの高等学校があります。昔、我々が学生の時代では、高等学校、専門学校の教員は大学の教員と人事の交流ができる程の人が多かったのでありますが、現在の高等学校の教員の大部分は、小・中学校の教員と資格の上で大きい違いはないのではないかと思います。

先年、マジソンへ行ったとき、マジソンの或る中学を見学したのでありますが、その校長は、アメリカでは中学校の教頭、校長になるには少なくとも修士課程を出ている人、また、高等学校ではドクターコースを出た人が好ましいとされていると言っておりました。日本でも高等学校の教員の3分の1位はドクターコースを出た人になるべきであると思います。

わが国では、大学院学生の経済的基盤に関するものとしては、育英会による奨学金がほとんどであり、他は父兄からの学資やアルバイトによっているのでありますが、大学院に入って学究を続けようとする優秀な学生でも経済的な理由で進学できない例が多いと思います。アメリカやカナダでは、政府その他から来る研究費などから、大学院の学生が先生の補助的の仕事をすることによって、給与が支給されており、大体ドクターコースの学生が夫人と子供1人の3人が生活できる位の経費が支給される場合が多いのであります。このように父兄から学資を貰わなくても優秀な学生が大学院に進学し、安心して勉強ができるのであります。わが国でもこのような制度を何らかの形で今後考えていく必要があると思います。

大学院の学生は、学問の国家的自衛にあたっているとも言えるのでありますから、大学院の学生が経済的に心配なく勉強ができるようにすることは国家的に大切なことと思うのであります。

次に、日本は戦後学制の大改革を行い、6・3・3・4・2・3、即ち米国式に変えたのでありますが、大学の中には昔の制度がまだ残っております。学部、学科、講座、学科目などであります。アメリカ、カナダなどにおいては、学部よりも学科単位を重視しており、1人一講座方式をとっているのですが、わが国でも筑波大学は他の国立大学と別の方式をとっております。法令その他社会情勢が異なりますのでアメリカやカナダの方式が直ちにわが国にそのまま適用できないかも知れませんが、今後研究・教育体制について十分検討していくことも大切なことかと思います。

また、アメリカやカナダでは、26~7歳でドクターコースを終えたとき、大体ドクターが与えられ、そして企業に入る人も多いのでありますが、学位取得後、2年間位いずれかにおいて働いたあと28歳位で大体アシスタントプロフェッサーになる訳であります。こうなると独立の研究が行え、学生の指導もできるのであります。したがって、35~6歳位ですでに世界で活躍し、著名な学者になっている者も多いのであります。

わが国では、講座制でありますから、37～8歳位でも理工系ではまだ助手であり、正式に講義することも認められていない状態であり、独立した研究もできないという状態が多いのではないかと思います。現在の制度上やむを得ないとしても、学問の進展のために青年の独創力や活力を十分にのばしていくことが国益の上からみても必要であると思います。

次に、アメリカでは私立の立派な大学も多いのですが、強力で大規模な州立大学が多くあって、研究・教育を強力に行っております。私は一つの州に一つの州立大学かと思っていましたが、例えば、ノースカロライナ州だけで19の州立大学があると聞きました。国立大学は、アメリカでは陸・海軍の大学だけであります。

わが国の国家政治体制から考えると、昭和24年に定めた各都道府県に少なくとも一国立大学という現在の原則が最も適しているのではないかと考えております。

先年、アリゾナのツーソンにあるアリゾナ州立大学の農学部に行ったときに聞いたことでありますが、その学部が州から受けた助成金よりも多くの利益を州に与えているという計算書を見せてくれたのであります。即ち、基礎および応用の研究・教育について州の生産、文化にプラスとなった額をすべて金額として計算し、州から受け取った金を差し引いてプラスになっているという主張をしているのであります。わが国の国立大学についても研究・教育の成果によって、産業、教育、文化の面での国家への貢献度ははかり知れず大きいものがあると思います。

わが国のほとんどの大学は講座制をとっておりますが、講座制は研究・教育の責任体制を明確にして、能率的な単位ではありますが、人事が硬直的にはり付けられておりますので、教官人事などの面でいろいろな困難があると思います。学位もあり、多くの業績があっても40歳を越えても助手でなければならぬという場合も多いのであります。従って、今後とも講座制を続けるのであれば、その構成員を、教授、副教授、助教授として、助教授を副教授に、助手を助教授と改めていくのが適当であると思っております。また、講座制以外の方式をとることも考えられます。

いろいろ申し述べましたが、私は、知識の源を涵養する根本として、研究・教育が国家的にますます重要になっていることを痛感する次第であります。

私立大学との関連からみて

千葉大学 香月学長

私に与えられましたテーマは、“私立大学との関連”ということであります。私は、私立大学の内容について十分に判っているとは思っておりませんが、高等教育について考える場合に、国立大学に在るわれわれとしては、私立大学との関連ということ避けて通る訳にはいかないであります。そこで御批判を覚悟の上でいささか申し述べてみたいと思います。

今までの3人の先生方のお話の中にもありましたが、新制度下の大学となる直前の昭和25年当時、大学生数は、約225,000人で、そのうち私立大学の学生が60%を占めておりました。学生数はその後

次第に増えてきて、特に著明なのは昭和35年から昭和45年の間で、この間に学部学生数は620,000人から1,400,000人に増えております。このうち特に私立学は400,000人から1,040,000人と100万人を突破し、全体の74%を占めるに至りました。

いろいろなところで、私立大学は大学生の80%を引き受けているということがいわれておりますが、現実に昭和56年の数値では約76%の学生が私立大学に行っております。これは大変なことです。それでは一体何故このように私立大学の学生が急速に増加していったかということであり、特に昭和35年から45年の間に見られた急激な変化を指摘しましたが、この期間は、わが国の経済が急速に伸びてきた時期にあたります。家庭的にも経済上のゆとりができてきたことにもよると思いますが、大変な勢いでいわゆるゆとりのある大学生が増えてきたということが現実であります。

私立大学連盟が出している資料には、「社会的要請に応じて……」ということばが何回となく出てまいります。社会的要請に応じて私立大学が、膨大に学生数を増やしてこれに応じて来たという表現が出てくるのであります。私は、一体この社会的要請とは何であろうかということにまず疑問を抱きます。

次第に数が増えてきて、或る程度まで伸びたところで経済成長が鈍化した状態となり、私学助成ということが口にされるようになりました。そして、実際に私学助成の途が開かれたのは昭和45年であり、昭和50年には私立学校振興助成法が制定されております。そしてこの助成は一昨年で2,340億円であり、昨年はさらに増えております。これが一体どのように分配されているかははっきりとは判りませんが、表面に出てくる数値をみますと、例えば文科系、理科系、医科系の三つのグループに分けた数値が出ております。即ち、その42.5%が文科系に、27%が理科系に、そして30%が医科系に配分されております。ところで、これに対応して国立大学に約7,000億円あまりが支出されているとされております。

これを同様な分け方で見てみますと、文科系では、私立大学が約42.5%、約1,000億円が支出されているのに対して、国立大学では、社会科学系を含む文科系に26.9%が支出されており、理科系では私立大学が27%、国立大学が49%であり、医科系では私立大学が30%、国立大学が24%となっております。

ここで医科系は別として、理科系と文科系に国庫から支出された金の配分比率は、国立大学と私立大学とでは著しく異なっており、私立大学では文科系への支出が非常に高いということにお気付きになると思います。このことは、社会的要請というもの強調されるとすれば、人文社会系の学問分野に対する社会的要請が非常に強いと受けとらざるを得ないのであります。

また、学生1人当りの国庫負担額が推計として出されておりますが、私立大学連盟の出している資料では、文科系では学生1人当り約11万円しか支出されておられません。約1,000億円の助成金が支出されているのに対し、学生1人当りでは11万円にすぎません。これに対して国立大学では学生1人当り約119万円の国庫負担があると書かれております。

これをみますと、私立大学の学生増は人文系への傾斜が非常に大きいことが解ります。

また、理科系では、私立大学の約23万円に対し国立大学が209万円となっており、私立大学の約9倍が支出されていると述べております。これは推計であり、必ずしも正確な数値とは言えないとしても、文・理の比重から見ますと、私立大学の量的拡大の急速な進行を単に社会的要請というような表現で表すということは大変無理であるという気がします。

国立大学側の方々も私立大学に対していろいろな感応を持っていると同様に、私立大学側の方々も国立大学に対していろいろな感じ方を持っております。

私がかつて衆議院文教委員会に参考人として出席した時、国立大学では私一人であり、他は私立大学の方々でありましたが、たまたま議員の方から国立大学と私立大学の役割はどうちがうかとの質問がありました。私は、大学である以上国立も私立も基本的には同じであると答えましたが、私立大学の方々は、国立大学は研究を主として行うところであり私立大学は教育を主として行うところである、と答えておりました。

現実には確かにそれが実態かも知れません。大学の本質というものについて私立大学の方も十分心得ておられるものと思いますが、私立大学が教育に重点を置いて、研究は国立大学にまかせるという状態を抱えていることは確かであると思います。それはたとえ結果であるとしても現在、非常に多数の学生を抱え、これに対する教員1人当りの学生数も国立大学のそれに比べて非常に多く、少ない教員が沢山の学生の教育にあたっている、研究どころでは無い状態にある、という主張であります。

ここに至った因子は別として、この現実について、私達もそれを素直に受け止めねばならないと思います。唯この現状をとらえて（両者が本質的に大学という枠をいささか離れて歩んでいるという中で）、私立大学と国立大学の本質を対比させることは大変難しいと思います。

ところで、私立大学側からいわせますと、国立大学は画一性を要求されているといいます。さき程の3人の学長先生のお話の中にも画一性からの脱却ということが述べられておりましたが。

国の予算でやっており、またいろいろな法律もありますし、制度の上で国立大学が機構としてある制約を受けるのは当然ですが、独自の財政基盤を持たず、独自の教育方針もないというのであります。それに比べ、私立大学には独自の建学精神があるといいます。そして、宗教的なものも受け入れることが可能であり、個性的な教育体制をとった運営ができると主張します。このような視点から、自分達の立場を認識し、国立大学と対比するという状況があるのだと思いますが、その中に述べられたことで大変気になることがあります。それは次のようなことであります。

教育の自由ということについて、教育をうける国民の側は、多様な大学を欲しているのであって、仏教の大学があってもよいし、キリスト教の大学があってもよいのであり、大学の種類の多様性こそ国民が望んでいることである。国立大学が画一性を持ち、枠の中にはめられていて面白味がないから、そういうところは別枠にしておいて、私立大学の自由な多様性の中に国民の要請が受け入れられる状態があつて然るべきだということであろうと思います。このことは、けっしてまちがっているとは思いません。しかし、多様性ということとは、大学であつての多様性だと思います。大学の多様性ということに加えて、教育の機会均等或いは開かれた大学等ということから、みんなのための大学であ

るというようなことや生涯を通じて教育を受ける権利を持つ人達を受け入れる体制を持っていないなどといわれます。

私はこういう飛躍的な弾力性のある考え方の中に大学の性格が次第に曖昧模糊としてくるという危惧を感じております。

学生から、教育を受ける権利という言葉は聞くことがありますが、勿論、どこへ行っても、また、誰でも教育を受ける自由は持ってよいと思いますし、一種の権利であると思いますが、しかし教える方にも権利があると思います。

さき程の学長のお話の中に、学生が加工され製品化されて出ていくということがありましたが、私は大学に入ってくる学生は半加工された人間であって材料ではないと思います。おそらく赤ちゃんであってももはや材料ではないと思います。学生が大学に入ってくる時の状態というものは、当然のことですが各人がそれぞれ異なっていると思います。

私は医学専攻でありますから、人間が物にたとえられたり、機械にたとえられて物質化されて考えられることには抵抗を感じます。ただ、多くの共通点を持った生物が人間という集団を作っており、人という呼び名で表わされていることをわれわれは認識しております。

一人一人が全く別であるという認識の上になつて考えるとき、同じような自動車ができるようにわれわれが出来上がっていくというようなことには異和感があります。

教育を受ける自由というものは、結局は、個人に帰属する問題であると思います。簡単にいえば教育を受けるのは結局は個人であるということであり、従って、大学の組織機構なども個人を出発点としたものであり、あくまで個人を対象としたものでなければならぬと思います。このことから、私立大学も含めて大学の学生数には当然限度があるものであって、それをマスとして扱うことは、技術的にはできないことはありませんが、しかし、それは教育の本質から次第に外れていくものであると考えます。そして、それは原点が見える間はよいとしても、見失われるようになれば大変困ります。

現在の私立大学の言い分は十分聞かなければなりません、私は、私立大学が今もっとも必要としていることは、国公立大学を通じての高等教育の基本的なイメージを改めて画くということであると思います。大学というものは、国公立を問わず同じ基盤の上に立ったものであり、現実に対する焦慮の念がいろいろの面で現われてきているように感じます。そして、その一つが国立大学と私立大学との格差解消の問題であります。

私が引用いたしました私立大学の資料には、国立と私立の格差、さらに、教育研究の実績、物的条件、即ち、学生の納付金、交付金その他種々の項目が掲げられております。いずれにしても私立大学の方々が国立大学に対して、きびしい目を向けています。これは大変有難いことで、われわれにはわれわれの世界があるというようなことになっては困ると思います。反面、われわれ国立大学の立場としては、国立大学がどのような状態におかれているかということを常に知っている必要があると考えます。

さき程申し述べました、社会的要請ということについてはありますが、これをおしなべて幼児教育から大学教育までを一緒に考えるわけにはゆかないと思います。

初等・中等教育と申しますのは、平均した社会生活に適合できる人の育成にその本質があると思います。しかし、高等教育特に大学教育がこれに連続したものであると考えることには大きな疑念を持ちます。

高等教育が社会機構、或いは社会的な生活から分離したものでないことは確かではありますが、しかし、私は、人間が作る機構としての社会において良い意味での指導的立場をとり得る人材を育成するのが高等教育であると考えます。

最近、ともすると社会生活に適合できないように見える学生が多くなっているため、高等教育を初中教育に連続したものと考えられがちではありますが、大学教育というものはそういうものであってはいけないと思います。

以上、いろいろ申し述べましたが、結局、高等教育の理念としては、個人の能力をあくまで尊重していくべきであり、それには、大変に無駄に見えるような投資が行われることがその前提となります。これに対して、集団というものには限度があり、集団の拡大はこの方針にマッチしないものであります。

よく質的向上ということがいわれますが、私は、現状のままでは現在の私立大学全体に質的な向上を望むことは困難であろうと考えます。

大変申しにくいことをいろいろ述べましたが、口足らずの点をお許し願いたいと思います。

*

以上4学長の演述があったのち、平野会長から次のように述べられ、ついで自由討議が行われた。

お忙しいところ4人の学長にお願いしてご意見を述べていただいたが、私としては、大学の研究の自由或いは研究と教育との関係など一般的なことについては、学長の皆さんは十分ご承知のことであるので、ここでは現在当面している問題についてのお話をお願いした訳である。

松田先生には、理工学系の役割についてお話しいただいたが、現在、理工学系では、昨日の臨調の問題の中でも出たように産・官・学の関係という問題が非常に重要になってきているので、このあとの討論の際にはつつ込んだ意見を伺えれば幸いである。

北条学長のお話については、実は臨調対策のご協力をお願いしている信州大学のある教授の方から次のようなご意見を伺ったことから、先生に地方大学に関わるご意見を願うことにした次第である。

地方にある国立大学のかなりの部分は今後数年間のうちに破産するのではないかと。現在、大学生人口というものは或る程度は増えているが、暫くすると安定し、やがて減少してくるのではないかと。現在でも国立大学の入学辞退者が増加しているが、このままいけば、いわゆる地方の国立大学の3分の1位は破産するのではないかとというような意見であった。それで、北条学長には、或いはそのような

お話が伺えるかと考えてお願いした次第である。若干柔らかく触れられたようであるが、このあとの討論でそのような点についてさらにご議論をいただきたい。

幡先生には、特に教育と研究の関係について意見発表をお願いした。北条学長のお話にもあったように、教育における企業性というか、研究と教育の間にかかなりのギャップがあるように思う。

さき程のお話の中で、私立大学は教育だけやっていたらよいと言われていたというようなことが紹介されたが、特にいわゆる地方の国立大学の場合は、かなりこれに近い関係にあるのではないかとと思われる。そのような中で、研究をどこまで重視するか、勿論、現在の学界の水準に追いつくための研究、即ち教育に必要な研究は当然必要であると思うが、本当にオリジナルな研究というものが、いわゆる地方の国立大学においてどこまで行えるのかという問題があると思われる。最近、東京大学で、理工学系についてコンピューターを使い、各大学でどれだけの業績をあげているか集計してみた例があるが、それによると、東京大学の理工学系の教授より大阪大学の教授の方が一人当りの研究は多いようである。これは単に量だけのものであるから、質的にどうかは判らないが、こうしてみると、大学の教授が果してどれだけ論文として発表できる業績をあげているかということが調査できるのである。どこの大学の先生がどれだけ業績をあげているかということが言えることになれば、これはかなり大きな問題であると思う。

しかし、そこにはまた、論文としての業績を必ずしもあげなければならないかどうかという問題もある。学生に対して十分に良い教育を行うために研究を行っている教授が多いということも、また意味のあることかと思う。いわゆる地方大学の方々がそのいずれを選ばれるのであろうか、また、その間の矛盾ということについてどのように考えるか、伺いたいと思う。

また、日本の大学の将来を考えていくためにもこの機会に高等教育の全体の問題として国立大学と私立大学のあり方についても討論願えれば幸いである。

私から勝手な問題点の指摘をしたが、できればこのような点についてご発言いただきたい。勿論、その他の問題についても結構である。

ついで次のような意見交換が行われた。

○ 第2臨調の報告について書面をみたり或いは話を聞いたりしているが、行政改革のテーマの中で抜けているのではないかとと思われるものがある。それは学術情報に関する問題である。これは、本日のテーマでもある研究にしても、教育にしても、この学術情報をいかに手際よく、しかも遅滞なく全世界からインプットするかということが今の日本の大学のみならず、行政面、政策面からも大変大事なことであると思う。これについては、おそらく各省庁間などでは或る程度の組織をもって行われていると思うが、これこそ政策或いは行政面での最大の懸案事項として早急に解決しなければならない問題であると思う。

このような学術情報が整理されると、研究の組織にしても、また教育の組織にしても、大変効率化されると思う。そこで、情報科学の整備という問題について、第2臨調はどの程度の触れ方をし

ているのか沢田先生にお話ねがいたいと思う。

- 学術情報については、文教政策或いは科学技術政策の中では、教育の或いは科学技術行政の多様化という表現で表わされているが、学術情報或いは情報化社会に対する基本的な姿勢を確立しなければならぬということは、基本理念の中で強調されている。

このことは学術とか科学技術行政だけではなく、全体の中で必要なことであり、また、国としても、臨調としても、非常に大きなファクターであるから基本理念の中で強調しているのであって、軽視している訳ではない。

このようなことから現在、文部省でも学術情報システム化ということで、昨日もお話があったように、図書館行政を中心にして検討がすすめられている。

ついでに産・学・官の問題について少し申し述べたいと思う。

私は、学問の主体性を尊重した上での産・学・官の協力でなくてはならないと思っている。臨調の中では、学問をもっと大切にすべきであると主張してきたが、委員の方々もその点ではある程度認識をあらたにしていると思う。

実際、一つの学問について、その基礎研究を応用研究化し、開発技術化していくためには、協力がなければならないし、最終的には、それが人間の幸福につながっていくものである。従って、学問のための学問であったり、研究のための研究であってはならないのである。

基本的には、そういう哲学を持たなくてはいけないのであるが、具体的には、産・学・官の協力をすすめる場合に一番注意しなければならないことは、やはり、産からいろいろな研究費等の援助が行われる場合に、それが応用研究や開発研究に流れやすいということであり、これまでの先進諸国の例もそうである。そして、この点について最も反省しているのが現在のアメリカであると思う。

このようなことから、今後わが国の学術行政或いは科学技術行政をすすめるにあたっては、産・学・官のあり方について研究者一人一人がいわゆる科学者憲章ともいべきものをもっていなければならないと思う。具体的に言うと、研究費や助成費をうける場合に大学自身としての倫理規制がなくてはならないと思う。私は、臨調において産・学・官の協力は必要であるが、それが行き過ぎると応用研究或いは開発研究に流れやすいこと、そして、大学の使命としては、やはり本来の基礎研究を重視していかなければならないということを主張してきたのである。

- 沢田先生のおっしゃることはそのとおりであると思うが、私のところによくアメリカの学長等が来られ、その話によると、アメリカでは高度の研究は企業内で行われ、程度の低い研究だけが大学で行われているときかされる。日本も次第に、大学では程度の低い研究しかやらないで、高度の研究は企業や国立の研究所などにおいてやるという状況になるのではないかという気がするが、この点はいかがであらうか。
- ただいまのようなことは、一般論としてはいかなものかと思う。最近のNSFとかNIH或いはカリフォルニア大学、プリンストン大学、MIT等の責任者から聞いたり、或いは、ノーベル生

理学賞を受賞したワトソンが昨年来日したときの発言などを聞いても、いずれも大学の基礎研究を重視しなくてはならないと述べており、また、大学の基礎研究が企業の研究所におけるそれよりも程度が低いということも聞いたことがない。部分的にはそういうこともあるだろうが、それは、或いは研究費が足りないために遅れたり、企業の方が進んだということであろうと思われる。特に遺伝子工学などはそうであろうと思う。

それから、先般、ハーバード大学に行った際に聞いたことを一つの例として申し述べると、ハーバード大学では遺伝子工学を企業化して、その利益により同大学の年間1,200億円の財政を支えることができるという計画について、また伝統あるハーバード大学として遺伝子企業を大学の関連として持つかどうかについて、2年間検討したということである。そしてその結果は、やはり大学としてのあるべき姿は基礎研究を重視することであって、開発工学につながる遺伝子工学は企業にまかせるという結論に至ったということである。

また、MITにおいては、一つのルールとして、教授は、正常に勤務する時間の20%以内であれば企業に協力することが許されており、それ以上になれば、やはり本来の基礎研究が妨げられるので大学としては許さないということがはっきりきめられている。

ケンブリッジ・シティのシリコンロードには、約500社の先端企業があるが、その先端企業の技術開発は、主としてハーバード大学とMITの教授によってなされたという自負心が持たれている。

最近、大学における基礎研究の重視が叫ばれ、見直しが行われていて、ハーバード大学においては、企業からの献金を受ける際に一つの倫理委員会を作って、そこを経てから受け入れるようになっているし、MITでもさき程述べたように、一つの企業への協力を20%以内とされている。そして、本来の基礎研究をしっかりとやろうとしているのである。この他、プリンストン大学では、教授の任用にあたり、その教授の専門領域の基礎の業績がどれだけあるかということを最も重視していると言われている。

アメリカの現状はあまり先端的な研究に走りすぎており、また、防衛技術的分野やNASAのようなスペースサイエンスの予算が非常に大きいのであるが、これはまたそれなりに成果をあげていて、それが基礎研究の面でも間接的な効果をあげていると考えられる。

しかし、大学の一般の研究というものが非常に沈んできており、それが研究の低迷をきたした原因であるから、これからは政府としても基礎研究を着実にやっていくように推進を図っていると言われている。そして、企業からの研究費の助成についても条件をつけず、大学が基礎研究に自由に使用できるような助成が行われつつあり、また、それが増えつつある。

私は、人文、社会、自然とバランスのとれた基礎研究の推進が必要ではないかと思う。これが産・学・官の協力ということで押し流されるようなことがあってはならないと思っている。

- 沢田先生のお話にあった学・産・官の協同・協力について、私はかなり危機感を持っている。それは、最近の物価上昇や光熱水料の値上りなどで教官もかなり貧しくなっており、乏しい研究費で

研究を行わなければならない状況になっている。そうすると、いわゆる「貧すれば鈍する」で、研究費さえ貰えれば何でもよいというようなことが起こってくるのではないかと思う。

産・官における研究は、いわゆる課題研究であり、テーマがきめられていて、それに取り組むのであるが、大学の研究のもつ大事なところは、テーマを自分できめることであり、問題の重要性というものを、個人の主義であっても或いは社会のためでもよいのであるが、その重要性の検討が行われていることである。大学は、このような点で産・官と異なるものを持っているべきであると思う。

さき程の香月先生の抵抗に私も抵抗するが、組織工学について弁明すると、組織工学のねらいは、結局、組織と個人の問題をどう調和させるかということであり、大変難しい問題を抱えている訳である。組織自体のパフォーマンスと言うか、或る有効性ということと個々人の満足感をどうバランスをとるか、これは解決のつかない問題であるが、大体このようなことがテーマとなっているのである。

また、私はさき程たとえ話をしたが、これはけっして人間を物として見ている訳ではなく、むしろ個々人の興味と能力とを重視する認識が必要であろうと考えているのである。

○ さき程学術情報についてのお話があったが、私は、これは非常に大事なことであると思っている。しかし、学術情報の内容により事情が異なるという考え方もあると思う。情報の内容によっては、勿論その整備が必要であると思う。ところで、かなり以前のことであるが、学術会議がリスト計画というものを答申したが、それ以来ほとんどこれが進展していない。そしてつい先頃の答申においても、リスト計画のままでもよいといわれている。産・官・学の中で、非常に具体的な問題として学術情報或いは、科学技術情報の整備や流通という問題が、わが国の将来にとって大きな問題であるにもかかわらず、内容のつめた論議がされていないのは誠に残念である。

○ ただ今話に関連して少し申し述べたいと思う。私は、さき頃、日本のIBMのテクノロジーフェアを見たのであるが、その際、IBMがどの位金を助成金として支出しているかを初めて知ったが、約3,000億円が支出されているのである。これは、NSFの全部の予算に匹敵する額である。こういうことはIBMだけではなくベルテレフォンなどの大企業も同様であり、こうして5,000人に及ぶ科学者、技術者が養成されてきたのである。こういう規模は、われわれから見るとまさに天文学的数字である。

さき程の幡先生のお話の中にもあったし、また沢田先生も基礎研究という言葉が使われたが、私は、この言葉の根拠となっているものは必ずしも同一ではないと思っている。基礎研究をやれば、そのうちに役にたつという面も確かに必要であるが、役に立たなければどうなるかという問題もある。基礎研究という以上、やがてその上にものが建つと言えるのか、または、建たなくてよいという場合についても基礎研究というべきか、大変難しい問題である。

私は、大学と産とか官とかいうものとの間の接点の問題が当然出てくると思う。大学における研究というものは、未来志向を持つものだと思っている。例えば、企業が21世紀のための研究をして

いたら、その企業は潰れてしまうであろう。やはり、3年とか5年先とかの短い期間のものであり、もう少し長いものは、政府関係の機関によるものとなるであろう。

大学の場合は、養成している学生が、例えば今入ってくる18歳の学生は、30歳代の後半には確実に21世紀になっているのであるから、その時に社会の中堅の人材となっているのである。未来は、特に今日のような時代においては大変不安定であるから、未来のための準備ということが研究面においても、また、教育面においても必要であり、そして国際的文化の発展に伴い、われわれは絶えずグローバルな視点にたって考えていく必要があると考える。

しかし、未来は現在と無関係ではない。そういう面から官・産との関係が当然出てくるのであるが、われわれの主要任務は、未来のための人材の養成である。そして、未来への諸準備を行っているのである。それは広い意味での文化の創造ということでもある。われわれは、それだけの自信を持たなければならないのであり、それなくして、ただ単に基礎研究を行うことがあたかも免罪符となるようなことであってはならないと思う。

未来のための人材を養成し、未来への準備のための研究を行っているという自負心を持っているという点が、われわれと産・官との相違であると思う。このような視点に立てば、産・官との協力も自ら途が開けてくるものと考えられる。

- 産・官・学の問題で少し言い残したことがあるので補足したい。

わが国の大学における産・官・学の協力の実態という点、それは、企業から助成金を受けたり、奨学金を貰うことを考えるが、私は、実質的に最も大きいものは、師弟の関係であると思う。

企業に送り込んだ技術者或いは研究者がある壁につき当たった場合に、その場においてたずねるのは、師弟の関係或いはそれに近い関係にある大学の研究所や教授であり、そこで解決策を見出す。これが或る期間の留学となる場合もあり、定期的に来て研究するというようなことになる訳である。こうした師弟の関係における産・学の協力が非常に濃密に行われている。これは表面には出ないが実態として非常に大きな効果をあげており、また大きな特色であると思う。私は、昨年来日したカナダの学長とこのようなことを話したのであるが、大変驚いておられた。欧米ではこのようなことは考えられないのである。わが国では、このような師弟の関係による産・学の協力が行われ、その実効があがっているということは、見直す必要があると思う。

- 私は、医学の立場から、産・学或いは学・産の問題で最も気になる問題は、医療が産業化していく傾向が非常に強くなっているということである。このことが好ましいことであるかどうかということも大変問題である。ご承知のように第三次産業とか第四次産業というもののお考えの中で、医療がその対象となる傾向が強くなっている。そして、今までよりも大資本が医療の経営に興味を持つようになってきている。私共、医学・医療の立場から言うと、医学とか医療の領域は基本的には、自由な人格と自由な人格との交流の中で仕事が行われるという原則を曲げるべきではないと考える。医療が安易に産業化することについて私共は大変警戒している。従って、われわれは、産・学或いは学・産ということについて議論する場合、そもそも産とは何であってその本質は何である

か、また、産と協力すべきところは何であって、そこにはどのような問題点があるか、ということ
を十分知っておく必要がある。

大学は研究の中心であり、経済学者もいれば法律学者、政治学者もおられるのであるから、われ
われは、大学の中で、産業そのものも研究の対象であるとの考え方の中で対処していく用意がなけ
ればならないと思う。

特に医の問題としては、松田先生のお話にあったような、人間治療工場のようにになってしまうこ
とは、果して人間にとって幸せであるかどうか、私は大変疑問に思うのである。

- 産・学・官の協力の問題については、私は最終的には教官の意識というものを信頼しているが、
産・官の巨大プロジェクトの中へ一本釣りされて入り、決められた課題を何とかこなしていく一つ
の歯車として使われるようなことに対し、大学は警戒していかなければならないと思う。
- 産・学・官の問題について、私は工学部の立場から申し上げたい。大学の工学部は産業界と全く
関係がないとは言わないし、また、沢田先生のおっしゃられたことも否定はしない。アメリカで
は、学生が課程を修了して卒業した瞬間から、世話になった教授と全くのライバルの立場になると
言われている。わが国ではそういうことはない。

私が申し述べたいことは、日本の工業技術がどういう方向へ進んでいくのか、そして、産業界が
どのように発展していくかという問題について、工学部で個人的に勉強している人はいるかもしれ
ないが、国全体の問題として取り上げているところはどこにもないことである。この意味で、わが
国には、科学技術政策もないのである。こういうことは、産・官との関係がうまくいっていない証
拠であろうと思う。

さき程の松田先生のお話にもあったが、日本人は目的指向型の研究は得意であるが、それだけで
はこれからの日本はうまくいかないと思う。やはり、独創的な力のある人を育てあげ、日本人は真
似ばかりではなく知的な貢献もする国民である、ということを世界に示すことが非常に重要である
と思う。このようなことから、私は、大学側と産・官側とが一堂に会して、日本の今後の工業技術
の発展という問題について議論し、科学技術政策がどうあるべきかを考えていく必要があることを
痛感している。残念ながら、現在は、そのような場がないのである。

また、沢田先生のお話の中に、各学術の分野のバランスのある発展ということがあり、そして、
そのようなことはしばしば耳にすることであるが、私にはどうもその実態がつかめないのである。
この会議の場のように、各分野の先生が集まっておられるときには、大変聞こえがよい言葉だと
思うが、私は、むしろバランスなど関係なしに伸びる分野はどしどし伸ばせばよいと思っている。バ
ランスある発展と言うと、例えば、よくできる学生とできない学生のバランスをとればやはりでき
ない学生に合せることになる。非常にピュアな考え方と言うと、わが国で独創性のある学問は何
であるかという、私は、二つしかないと思う。その一つは、湯川博士の素粒子論である。それは
何故かという、湯川博士の述べた言葉が世界の物理学の一分野を形成したからである。いま一つ
は、池田博士による味の素の発明である。これは、本当に日本における独創的な成果である。この

ように日本人が優れた考えを世界に示すことは、戦争を放棄したわが国にとって安全保障にもつながるのではないかと思う。バランスある発展ということについて、私にはどうしても承服し難いのである。

- おっしゃるとおりだと思うが、私が申したのは、かりに自然科学に傾いたとしても、そこに一つの豊かな人間性というものを培うためには、どうしても人文科学或いは、社会科学の分野が必要であるということである。よく言われるように、自然科学或いは科学技術のベースには哲学がなければならぬ、或いは哲学による諸学の統一ということまで言われているのが現代である。

そのような意味でバランスある発展と申したのであるが、現にアーヘンの伝統ある工科大学が哲学科を設けたとの事実がある。また、MITにおいてもそのことが重視されている。私は、やはり自然科学の健全な発展には人文科学が必要であり、社会科学も必要であると思う。

- さき程の川上先生のお話の中で、自然科学と他の諸科学とのバランスある発展の考え方に対する批判があり、関連して日本における独創的な研究成果の例として池田博士の味の素の発明の話があったが、私は、基礎科学、応用科学というものについて、大学がこれをバランスの問題として極端に割り切って考えることは大変危険であるということを一言申し上げたい。

若干、我田引水的になるが、農学は、一般的にはアプライド・サイエンスであり、応用科学と言われている。その意味では非常に誤解もある。現象の追究ということは応用科学の分野に多いと思われる。そして、この現象の追究から理論が芽生えるということがある。応用科学と基礎科学を分けて考えるとき、基礎科学が非常に大事なものであるということは勿論否定はしないが、応用科学を軽視するようなことがあると、これもまた科学の発展という面から若干問題があるのではないかと思う。

いわゆる応用科学の中にも基礎科学的なものが芽生えるのであるから、この両者のバランスをとっていくべきであると考えている。大学の研究は基礎科学重視であって応用科学は産・官にまかせておけばよいということをお考えになる方があるとすると、若干問題があると思い、一言申し述べた次第である。

- さき程もお話したが、信州大学のある教授の方が個人的に述べられた意見の中で、現在のいわゆる地方の国立大学は、特に共通第1次学力試験が導入されて以来、入学する学生に次第に質的低下の現象がみられ、また進学希望者という面でも減少していく傾向にある点からして、将来、10年、20年先を考えた場合には、かなりの大学が破産するのではないかと危惧される、それにもかかわらず、現在の学長先生方は、目前のことだけにとらわれていてその対策を真剣に考えていないとの大変痛烈なご意見があったが、これについてはどのようにお考えであろうか。
- 地方にある国立大学においては、いわゆる「輪切り」現象等いろいろの影響を被っている。私共の経済学部は伝統もあり、よくできる学生が入っていたが、最近では、程度が低くなってきているということをよく聞かされる。これは私の考えでは、共通1次試験による影響ではなく、他の要因によるものと思っている。わが国では、大方の父兄や高校の先生、そして学生本人も、大都会志向が

強く、都会にある大学をよい大学だと考える傾向がある。そのため大都会にある私立大学志願者が増えているが、私立大学の方が入学試験の時期が早いため、国立大学の入試以前に入学金などかなりの額を納めることになる。そのあとに国立大学の入試がある訳であるが、国立大学も最近では、入学金や授業料も高くなっているの、国立大学に入ろうと思えばまた二重に金を納めなければならない。一方、私立大学には既に金は納めてあるし入学手続きも済んでおり、そのうえ大学が都会にあるからということで、そちらへ入っていくのではないと思われる。

私は、さき程の信州大学の教授の方がおっしゃるようなことにはならないと思っている。国立大学の学費がさらに高くなって私立大学のそれと同じ位にまでなれば、或いは地方の国立大学がピンチを招くようなことにもなるかもしれないが、現状ではそのようにはならないと思っている。

- 先般私は、高知県の公立高等学校の進学協議会に出席したのであるが、校長先生方のお話を聞くと、大学へ進学させるためには、初めから生徒を国立大学進学組と私立大学進学組に分けなければならないということである。これは共通1次試験実施以降のことであるが、共通1次を受けて国立大学へ進学させる者は、5教科を万遍なくやれて効果のあがる生徒であり、これに対し個性的で、特殊な科目については能力を持っていても全教科の成績がそれ程でない者は私立大学型として、初めから分けて指導するのだそうである。この傾向がよいか悪いかということについて、私は、大変考えさせられたのである。

われわれが見ていても、現実には、共通1次試験実施以降は、特に地方大学においては、個性が豊かで何かを一生懸命やろうとする人間が少なくなっているようである。このような傾向をどこでどのように歯止めをするのか。第2常置委員会でも大分ご検討いただいているようであるが、私は多少悲観的にならざるを得ない。今後の問題として何とかお考えいただきたいと思う。

- 私共の信州大学の教授のお話が出たが、信州大学では、昨年と今年、入試の際に非常にドラスティックな変化が起こったので、かなりショッキングに受けとっておられるのではないと思う。

私共の大学には繊維学部という万年不況産業をかかえた学部もあり、今までにもいろいろな改革を行ってきたが、最も問題となるのは、やはり教官の意識の改革ということである。現在は、時間をかけて改革する方向で進めているが、私は、いかによい方法でリードしても、先生方がなかなかついて来れないのは大変問題であろうと思う。教官の方々にはその実態をよく理解して貰い、常に対応していく気持ちを持って貰わなければならないと思う。極端に状況が悪くなれば、自分達は潰されるのではないかと心配が生じ、危機感によって教官の意識もたかまるのであろうが、そうでなくても、例えば生涯教育というような面で、国立大学が役立っているという意識を持つことが、或る意味では精神的な安定につながっていくのではないと思われる。

- 大学設置審議会の中に大学設置の計画をたてる分科会があり、その中に最近、専門委員会が組織された。そして、昭和60年以降のわが国の高等教育、特に国立大学の学生数の推移と、いわゆる地方、或いは大都市における人口動態というものをにらみ合せた高等教育計画の議論をはじめている。その議論を聞いていると、例えば、国土計画のようなものも、既に新聞等でご承知のように、

いわゆる三全総（第三次全国総合開発計画）が完全にその予測が外れ、破綻をきたしている状態である。このようなことから、これから先、昭和60年以降の日本の大都市の人口動態や産業動態、さらに各地方々々の産業や人口構成、或いは若い人の人口動態などの他、それまでの社会の活力をどう評価していくか、また、どう見通していくかなどを考えると、私は、この問題は大変難しいことであると思う。しかし、適切な高等教育の発展を考えていくためには、そういう面での見通しを十分持った上でいろいろな計画を進めていかなければならないことは、最近の世の中では当然のことである。

大局的に言うと、今後の日本において、各地方々々が一体どのようにして活力のある地域社会をやっていくかということが、わが国の将来をきめる基本的問題であると考えられる。そのように考えると、戦後30年の歴史と実績を持つ地方の国立大学の役割というものが消滅してしまうとか、解消してしまうというような見通しは、私は、全くないと思う。むしろ、地方を含めた社会というものをどうやっていくかということの中において、大学がその基本的役割を果たしていく必要があると考えられる。ますます巨大化していく都会の中にある大学の将来について、はっきりとした見通しがあるかという点、これもまた問題があり、そう簡単ではない。

さき程の信州大学の教授のご心配は多分に反射的なものであると思う。私は、それよりはむしろ、われわれが地方々々において、その地方の発展に対して、国立大学がその未来を十分見通す力を持ち、衆知を集めて、今後60年以降の高等教育をどう考えていくかということが必要であると思う。そしてこのことについては、当然国大協においても検討され、また、国大協からの積極的な発言も当然必要であろうと思う。

- 地方大学の教官諸君にとっては、学生の質が下がったということは、心情的に大変苦しいことだと思う。しかし反面、現在いる学生に対して、この先生に学んでよかったというような熱意をあらわしてくれるかという点には問題があると思う。国立大学というところは終身雇用制であるから、一旦教官になるといつまでもそこにおいて講義をしたり研究をしているのである。もう少し教官の職務というものに対し厳格に考えるべきであると思う。私は、いささか刺激の少ないところに教官諸君がいるので、もう少し刺激をうけるような状態を国大協が考えていってはどうかと思う。

少し乱暴なことを言うと、例えば、講座における講義の3分の1位を他の大学の教官に講義をして貰うというようなことも考えられる。私の大学に教養部があり、全部の学生の約半数の学生を抱えている。教養部については、各大学にも問題があり、教養部不要論なども聞かれるが、その一番根本にあるのは、教官の意識の問題である。いろいろなやり方があるかと思うが、例えば、各専門学部の教官が入っていて一緒に講義を行うということになると、随分意識が変わってくるという現実を見ている。

こうして考えてみると、教養部は教養部で適当におやり下さいというようなことではなく、例えば活発に活動しておられる先生を他の大学から招き、短期間講義をしていただくというようなことは、国立大学の間では可能であると思うが、こういうことが教官の士気を鼓舞し、元気付ける一つ

の方策にもなるのではないかと思われる。

地方の国立大学が消滅するのではないかというようなことは、私は、夢々考えていない。しかし、波はあると思う。

千葉大学には千葉工業短期大学が併設されていたが、これが学部に移行されて特設工学課程となり、さらにこれが改組されて工学部全学科に主として夜間に授業を行うBコースというものが設置された。これによって、夜間部学生は3分の1は昼間の講義を聞くことができるし、昼間部の学生も、時間帯によっては、しばしば夜間の講義も聞けるというようになった。また教官は、夜間部も昼間部も同一待遇であり、卒業証書も全く同じである。しかし、この改組に当たり、はじめにあった夜間の工短というイメージがなかなか消えなかった。それで、工学部長なども初めは大変苦慮され、10年間は辛抱すべきだという話をされておられた。それが今では、質的に工学部の一般の学生に劣らない学生が入って来ているといわれている。このようなこともあるので、夜間学部の取扱いや比較的離れた地域にある大学についての考え方にしても、短兵急に一つの現象をとらえて思いつめることのないようにしたいものである。それぞれの内部で努力していくべき面が多分にあるのではないかと思われる。

- 私は、岩手大学に来てまだ数年で、経験も浅いのであるが、地方大学の問題について若干申し述べたい。数年の経験から、岩手大学の学生の家庭の所得水準をみると、それは全国の水準に比べ非常に低いのである。そして高等学校の状況などをみると、岩手大学に入学することを非常に期待しているのである。つまり所得が低いから中央の私立大学に行けない、そういう学生が非常に多いということを痛切に感じている。このようなことの中には、私は、地方大学の将来にとって非常に大きな問題があると思っている。

国立大学の学費が上がるということを何とか阻止しないと、地方の比較的貧困な家庭の中で勉強心に燃えている学生の勉強への途を閉ざすことになると思われる。このような低い所得層の子弟は、卒業すると地元の地方自治体や地方の産業・商工業・農業団体に就職して、県のリーダーシップをとる人間になっているのが実態であり、これは大変重要なことであると思う。このためにも国立大学の学費を低額に抑えることが絶対に必要である。そうでないと、このような人々を養成する途が閉ざされてしまう恐れがある。学費の国策的な引き上げに対し、歯止めをかけることに国大協が是非尽力されるようお願いする。

以上をもって自由討議を終わり、最後に平野会長より閉会の挨拶があって2日間に亘る総会を終了した。

第37回事務連絡会議

日時 昭和57年6月25日(金) 10:00~14:00
場所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学事務局長
(説明者) 大学入試センター中村管理部長
(事務連絡) 文部省前畑医学教育課長、植木会計課長、井上学生課長

開会にあたり平野会長から次のような挨拶があった。

事務局長各位には平素より大学運営にご尽力いただき学長側を代表し感謝申し上げたい。

ここ数年低迷する国の財政事情が国立大学の予算や定員にも影響が及び、各大学とも大学運営の上での苦勞は一通りでないと察せられる。しかし、このように大学を取り巻く状況が困難な時には、これに消極的に対応するのではなく、むしろ創意工夫を凝らす積極的な姿勢で大学運営にあたっていく必要があると考える。一昨日の総会の席で私は、このことについて一つの問題提起として、大学における事務処理の簡素化・能率化について国大協で検討してみてもどうかということを提案してみた。なお、東京大学では或る教官のグループが、コンピュータを使用してどれほど事務処理の合理化が図れるか、或いは自己の研究上どれほどコンピュータが使用できるかということについて研究がすすめられている。

大学というところは、私自身を含めて言えることであるが、世の中の動きに対し保守的な傾向があるようである。こういう体質を脱却して、各大学がそれぞれ大学運営をよりよい方向に向かってすすめていただければ幸いである。

以上のような会長の挨拶があったのち、石塚事務局長より最近の人事異動により新たに就任された以下の事務局長の紹介があった。

久保田 晃(弘前大学)

大平嘉一郎(島根医科大学)

徳重 哲三(福岡教育大学)

ついで、竹下事務局次長から配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第70回総会概況」および「第70回総会国立大学協会事業報告書」にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。(詳細は総会議事要録参照)

- (1) 愛媛大学長の逝去について
- (2) 要望書の提出について
 - ① 国立大学の授業料の改定に関する要望書について
 - ② 国立大学の定員要求に関する要望書について
- (3) 共通入試関係事項について
 - ① 共通第1次学力試験の実施について
 - ② 共通第1次学力試験受験地の地域割りの変更について
- (4) 第2次臨時行政調査会における検討事項(文教政策等)への対応について
- (5) 大学卒業予定者のための就職協定について

- (6) カナダ国大学学長の招待について
- (7) 特別会計制度協議会について
- (8) 大学関係7団体との会見について

2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙資料「第70回総会概況」および「第70回総会国立大学協会事業報告書」にもとづき、総会における議事の概要について次のように説明があった。

- (1) 昭和56年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について
- (2) 昭和56年度国立大学協会歳入歳出決算について
- (3) 昭和57年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

以上3件について別紙「資料7」「資料8」「資料9」にもとづき事務局からの説明と、(2)の監査結果について福田監事から報告があり、いずれも総会で承認された。ついては以上の件につき事務連絡会議においてもご了承願いたい。(了承)

- (4) 理事会出席旅費について

別紙「資料10」により事務局から説明し、異議なく総会で承認された。ついてはこの件につき事務連絡会議においてもご了承願いたい。(了承)

- (5) 常置委員会の担当事項について

このことについて会長から次のような説明があったのち、協議が行われた。

現在の常置委員会の組織が制定されてから約30年が経過し、その間に社会情勢も大きく変化したので、現状に即応するよう委員会の担当事項について再検討してはどうかとの趣旨から、理事会においてこのことについて審議し、一応の案を得た。なお、これの実施時期について

は、来年春の総会が各常置委員会委員の改選期にあたるため、その時期にあわせて行うのが適当ではないかと思われるので、これの決定は来る秋の総会ということにしたいと考えている。

ついで、これについて協議が行われたが、格別の異論はなかった。

以上の事務局長の報告ののち、事務局より「資料11」にもとづき「各常置委員会の担当事項に関する改正試案」等の説明があった。

- (6) 各委員会の委員長報告と協議について

総会1日目に、前総会以後の各委員会の審議状況について各委員長から報告があり、また提案された要望書はいずれも採択された。総会2日目には、当日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について各委員長より報告があった。(詳細は総会議事要録参照)

- (7) [昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目](案)について

これについて猪第2常置委員長より提案され、これが取りまとめの経緯および同案の内容について説明があった。ついで、これについて協議が行われ、原案どおり承認された。

- (8) 臨時行政調査会におけるその後の審議状況等について

第2臨調における審議の進捗状況について沢田副会長(臨調参与)より説明を受けるとともに、国大協が今後取るべき方策等について協議を行った。(詳細は総会議事録参照)

以上で総会第1日目の議事を終了した。

総会2日目は、午前中に各常置委員会が開催され、午後はこれの審議状況について各委員長から報告が行われた。このあと、自由討議に入り、「高等教育における国立大学の役割」と題するテーマのもとに、松田東工大、北条信州

大、幡香川大、香月千葉大の各学長よりの意見陳述とそれにもとづく討議が行われた。

以上で第70回の総会の全日程を終え、ついで午後5時半より会長、両副会長、関係委員長が出席して記者会見を行った。

以上をもって、事務局長からの総会関係事項についての報告を終わり、ついで昨日開催された文部省主催の学長会議の様相について概略次のような報告があった。

学長会議では、初めに文部大臣の挨拶（事務次官代読）があったのち、大学の当面する諸問題について種々意見交換が行われた。その内容は、①国立大学に関する審議会等の審議状況について、②科学振興調整費の取扱いについて、③外国人留学生受入れ体制の整備、特に教官の配置について、④学術情報センターの整備について、⑤指定職の増員について、⑥58年度概算要求の見通しについて、⑦国立大学教職員の待遇改善について、⑧新設医科大学の整備、特に要員の確保について、等でありそれぞれ提案学長から趣旨説明があり、これに対し文部省関係官から回答があり、意見交換が行われた。

II 大学入試センター連絡事項

中村大学入試センター管理部長より、共通第1次学力試験に関し次のような説明があった。

事務局長各位には平素より共通入試の実施についてご尽力賜わり、この機会を借りてお礼を申し上げたい。

初めに「大学入学者選抜実施要項」に関してご報告申し上げる。文部省は昭和58年度の大学入学者選抜の実施に先立って、これの一部改正を決定し、近くこれを各国公立大学宛通知することとなった。その改正点の主な内容は、従

来「出題に当たっては、一教科内の二つ以上の科目にわたって知識を必要とする問題は避けなければならない」としていたが、これを入学志願者の能力・適性等をできる限り多角的に検査するために、同一教科内で2科目にまたがる内容の出題ができることとし、これと併せて小論文・面接の活用を謳っている。また、帰国子女、社会人などの入学志願者に対する選抜方法についての配慮が望ましいとしている。

次は、58年度共通第1次学力試験の実施要項および受験案内についてであるが、来年度の入学志願者選抜方法については基本的には今年度と変わっていない。ただ、試験期日については、来年は1月15日（土）（祝日）と16日（日）の連休に当たり若干問題があるが、規定で「1月10日～19日の期間内で入試センターが定める日」となっていることと、これを1週間繰り上げ或いは繰り下げた場合には、試験実施の準備或いは実施後の採点期間等試験実施上にいろいろ支障を生ずるので、止むを得ず祝祭日および日曜にあたる1月15日（土）、16日（日）とすることとなった。従って追試験についてはその一週間後の22日（土）、23日（日）ということになる。なお、追試験の試験場については今年度と同様2地区（東日本および西日本）で行い、その実施大学については東日本は東京大学、西日本は京都大学が予定されている。

次に受験の地区割りの変更についてである。これは従来、行政区域割による居住地受験主義を執っているが、これが大学或いは受験生に過度の負担がかかる地区については、国大協の設定した「ガイドライン」の要件を充たす場合に限り、これの変更を認めることになっている。そして、このガイドラインをもとに関係の地区間で協議が行われた結果、来年度については①

埼玉県・神奈川県の一部地区を東京都へ、②鹿児島県の一部地区を沖縄県へ、それぞれ繰り入れることとなった。以上が58年度の共通1次試験の実施に関することである。

このほかにお手許に「共通1次試験」と題するパンフレットを配付しているが、これは昨年まで刊行してきた「大学入試」に代えて新たに発刊したもので、共通1次試験の現状と課題に関する考察を中心にまとめたものであり、ご一読願えれば幸いである。

(以上で午前の会議を終了し、午後1時より会議を再開)

Ⅲ 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、それぞれ所管事項に関し概ね次のような説明があった。

前畑医学教育課長

○国立大学附属病院における医薬品等の臨床研究の受託研究について

このことについて前畑医学教育課長より配付資料をもとに、国立大学附属病院が医薬品メーカーから研究依頼を受ける際の取扱い方について説明があった。

植木会計課長

○昭和58年度国立学校特別会計予算概算要求について

このことについて植木会計課長より概略次のような説明があった。

来年度概算要求については、去る18日に財政当局より各省庁の官房長に対しその基本的方針について説明が行われた。それによると、56年度の税収の落込みが当初の予想を上回ることが確実視され、このため従来の方針である赤字国債の解消を図るといふことと併せ考えると来年度の概算要求は今年度以上に厳しいシーリング

が課せられることは避けられない見通しということである。今後、これをもとに財政当局と各省庁との間で協議を行ったのち、58年度概算要求の枠が固められ、これが閣議決定される運びである。その閣議決定の日取りについてはまだはっきりしていないが、7月上旬の終わり頃になるのではないと思われる。このような形で、この場で具体的に数字をもってお話できるような材料を持合せていないことをご了承願いたい。

ところで、各大学より本省に概算要求を提出されるについては、去る6月19日付事務次官通知「国立学校特別会計予算概算要求書の提出について」にもとづいて行っていただきたいが、以上のような厳しい情況をご賢察のうえ、概算要求事項については厳選されるよう特にお願いしたい。

井上学生課長

○学寮における経費負担区分について

このことについて井上学生課長より概略次のような説明があった。

学寮における経費負担区分について、47年度および53年度の会計検査の結果にもとづき過去二度にわたって相当数の大学が会計検査院よりその執行の不適正の指摘をうけた。その後関係の大学においてこれの改善に努められた結果、56年度1年間にかぎると件数にして20%を越える改善がすすみ、本年4月現在で全体の60%を越えるところまで成果が上がってきた。各大学のこれまでのご努力に対しお礼を申し述べるとともに、残る大学については今後一層の努力をもってこれの改善策を講じられるようお願いしたい。そして、58年度中にはこの問題の全面解決を図りたいと考える。

以上が学寮の経費負担区分についてのお願

であるが、なお、ついでながらこの場を借りて刊行物のPRをさせていただくと、従来学生課の編集により発行されていた「厚生補導」を本年4月より「大学と学生」という表題に衣替え

して発行することになったので、これまでに増してご活用下さるようお願いしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1常置委員会

日時 昭和57年6月23日(水) 10:00~12:00
場所 国立教育会館第5研修室
出席者 前田委員長
黒田、長谷、山本、谷、藤巻、川上、館、吉利、川崎、山田(敏)、山村、山田(一)、大藤、添田、前田、福見、石神各委員

前田委員長主宰のもとに開会。
議事に先だち、委員長から次のように述べられた。

本委員会として審議すべき事項は多いが、現在のところは第2臨調との関連において、大学側の対応策を各専門委員を中心に検討している状況である。

第2臨調の第1部会及び第2部会の報告に基づく文教政策等の結論は、本年7月末までに臨調の「基本答申」において出されるであろう。それで、本日はこのような臨調関係の問題も含め、従来からの審議事項について問題点の洗い直しをしたいと思う。

【議事】

1. 放送大学について

委員長から、放送大学に関するこれまでの審議において、主な問題点とされたのは以下の諸点であった旨述べられた。

- ①学習センターの整備に対する大学側の協力(敷地の提供等)
- ②放送大学の教官組織と地元大学の教官との協力関係

- ③放送大学と現在の大学との単位互換
- ④大学図書館の利用
- ⑥体育実技及びスクーリングの実施方法

2. 国立大学における外国人教員の任用について

このことについて、委員長から次のように報告があった。

予てから論議されていた外国人教員の国立大学への任用の問題について、これに関する特別措置法案が議員提案として今国会に上程されているが、まだ審議中の段階でその成立は未定の状況である。

3. 大学院問題について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

高等教育懇談会の「高等教育の計画的整備」にかかる報告が出されて以来、本委員会としては数次に亘り、大学院の拡充整備を中心とした見解をまとめて提言を行ってきた。

この大学院問題については、大学院構想問題、その他懸案事項も多いが、この大学院問題については、その後「大学格差問題特別委員会」

においてこれが主要な検討課題として取り上げられてきている状況もあり、その審議を同特別委員会の方に委ねることにしたい。

4. 助手問題について

このことについて、各委員から、給与・待遇の改善の問題を中心に、次のような意見が出された。

- 助手の何割かを講師に昇任させることで助手の待遇改善を図ろうとする要望もあるが、理系と文系では、それぞれの分野のニーズが違うので、一概に待遇改善につながるとは言えないのではなからうか。
- 病院の助手に講義を担当させ、医学部の講師に任用しても、給与面で改善されなければ待遇改善にならないのではなからうか。
- しかし、医学部の講師という肩書きは、社会的には有利な面が多いのではなからうか。
- 給与問題あるいは待遇改善の問題については、第6常置委員会の所掌事項とも関わる問題も多いので、これらの点については、第6常置委員会と本委員会とで少人数の委員を出しあって協議してはどうか。

5. 科学技術振興調整費について

委員長から、この調整費に関連して文部省から通達があった受託研究の取扱いについて説明があったのち、次のように述べられた。

この科学技術振興調整費は、昭和56年度には7課題で13億円の採択実績があり、昭和57年度には6課題で15億円が予定されている。しかし、同調整費を有効かつ適切に活用するためには、教育・研究者にとってこれは解りにくい経費である。また、新技術開発事業団（特殊法人）による経費についても同様である。

これに関連して石塚事務局長から、配付資料を基に、同調整費の配分の仕組みについて説明があったが、この科学技術振興調整費および新技術開発事業団による経費等については、文部省からさらに詳細な説明を伺うことにしてはどうかということになった。

以上で本日の会議を終わり、次回委員会を次のとおり定めて閉会した。

日時 9月27日(月) 13:00~16:00
場所 国立大学協会会議室

第2常置委員会

日時 昭和57年5月11日(火) 13:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 猪委員長

吉田、帷子、伊藤、福田、松田、金子、五十嵐、丸井、井沢、脇坂、谷口、片山、井上、松山、江橋各委員
宮崎、猪岡、松井、金子各専門委員
(大学入試センター)小坂所長、中村管理部長

猪委員長主宰のもとに開会。

所長の紹介があった。

議事に入るに先立ち委員長より、去る4月1日付で大学入試センター所長に就任された小坂

【議 事】

1. 共通入試関連事項の報告について

(1) 各地区連絡協議会における「職業科に係る出題科目案」についての審議状況等について

これについて委員長より次のように述べられた。

過般当委員会で取りまとめた〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目について(案)〕については、来る5月29日を回答締切りとして目下国立大学宛アンケート調査中であり、このアンケートの集計結果を基に来る6月11日開催の拡大小委員会および同21日開催の本委員会において同案を最終的に取りまとめるうえ来る6月総会にこれを提出したいと考えている。

なお、このアンケート調査を実施するに際し、その趣旨の徹底を図るため、先般各地区で地区連絡協議会を開催して、「職業科に係る出題科目案」について地区の担当委員よりこの趣旨・内容を説明のうえ協議が行われたが、その模様について各委員よりご報告をお願いしたい。

ついで、各地区の担当委員等よりそれぞれ協議の状況について報告が行われ、主として次のような意見・質問等があったことが紹介された。

- いわゆる職業高校からの国立大学への入学者の数はどの程度予想されるか。(東北)
- 職業科に係る科目については問題出題者が少数に限られてしまうので、出題の内容に片よりが生じる恐れはないか。(東北)
- 職業科に係る問題の作成にあたっては、各

学科の特性ということにも十分配慮されたい。(中部)

- 職業科に係る出題科目の受験者を、「これを履修した者に限る」とした意味は何か。(近畿)
- 「実施案」の表示の仕方を分かりやすくできないか。(近畿)
- 「実施案」(工業数理および簿記会計ⅠⅡを数学の出題範囲に加える)は、工業科と商業科出身者以外の受験生に不公平感を与えることにならないか。(北海道、中部、近畿、九州)
- 「実施案」のうち簿記会計ⅠⅡについては、その履修内容上数学Ⅱに代えることが果たして妥当か。(九州)
- 簿記会計ⅠⅡを選択受験して合格した者について、入学後の教育に支障の生じる恐れはないか。(関東、東北)

以上の報告に関連して委員長より、去る4月30日開催の国立大学入試問題連絡協議委員会において公立大学協会側より、公立大学においても〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目について(案)〕のアンケート調査を近く公大協加盟校宛実施し、この案に対する検討を行うこととしたい旨発言があった、と報告があった。

(2) そ の 他

委員長より次の2点について概略次のように報告があった。

① 入試改善会議の状況について

過般開催された入試改善会議(文相の私的諮問機関)において、昭和58年度大学入学者選抜実施要項について等の協議が行われたが、その際、実施要項の「第10 国立大学の入学者選抜方

法等 1 学力検査(4)」の表記の一部を改訂したい旨の意見が提起された。それは、「……学力検査の成績の判定は、……特に共通第 1 次学力試験の成績が、この試験の目的に即して、十分適切に評価されるよう配慮するものとする」とある記述中の「特に」という表現に関するもので、共通 1 次試験がほぼ定着したと思われる状況でもあり、国大協の同意が得られれば、58 年度よりこの字句を削除したいということである。これについて本委員会としてご異議がないかお諮りしたい。(了承)

なお、このほか帰国子女の大学受入れ、推薦入学、社会人教育等についての論議があり、これらについて今後実施要項に盛り込んでゆけるよう関係機関で検討をすすめてゆくこととした。

② 国立大学入学者選抜研究連絡協議会の状況について

国立大学の入学者選抜方法等については、各国立大学においてもそれぞれ独自に研究機関を設置して検討がすすめられているが、これを統合する機関として国立大学入学者選抜研究連絡協議会（以下「入研協」という。）が昭和55年に設立され、その体制が着実に整備されつつある。その入研協の総会が来る6月初めに開催され、共通入試制度導入後3年間の種々の研究成果が発表されることになっている。また、今回は国立大学関係者のほか高校・ジャーナリズム関係者をまじえて、幾つかのテーマにもとづいて公開討論会も予定されているとのことである。当委員会では、これら入研協や入試センター等関係機関の調査・研究資料等の情報を得つつ今後腰を据えて共通入試の改善の方途を探つてゆきたいと考える。

以上のような委員長の報告について松井専門委員（入研協副会長）より、来る6月1日～3日に開催される入研協第3回大会における議事・日程等について説明があった。

2. 昭和58年度共通第 1 次学力試験に関する検討事項について

委員長より、このことについては先ず入試センターより説明を伺うことにしたい、と述べられ、ついで小坂入試センター所長から配付資料「昭和58年度共通第 1 次学力試験の実施について(案)」をもとに次の事項について詳細な説明ならびに提案があった。

- ① 実施期日
- ② 追試験の試験場
- ③ 受験の地域割の変更
- ④ 「共通第 1 次学力試験実施要項」, 「受験案内」等の改訂
- ⑥ 広報活動（国公立大学ガイドブック）

ついで委員長より、提起されたそれぞれの事項について次のように諮られた。

① 実施期日について

実施期日については、規定（1月中旬の土曜・日曜に実施する）に従い、入試センターの原案にあるように、本試験は58年1月15日（土）、16日（日）に、追試験を1月22日（土）、23日（日）に実施することとしたいが、よろしいか。(了承)

② 追試験の試験場について

追試験の試験場については、昨年と同様東日本及び西日本の2地区に設定することとした。(了承)

③ 受験の地区割りの変更について

受験の地区割りの変更については、「試験場

問題に関するガイドライン」(56年2月理事会承認)により、①受験生の受験のための移動に著しく支障のある場合、②大学の過度の負担の軽減に資する場合、について、特例として現行の行政区域を越えて地域割りの変更を認めることとされており、これの実施については当該地区(大学)間で協議のうえ、地区連絡協議会の合意を得て第2常置委員会にその旨申し入れを行うことになっている。この地域割りの問題について現在幾つかの地区間で協議が行われているが、このたび配付資料にあるように、①神奈川・埼玉県——東京都間(神奈川・埼玉両県の一部地域の受験生を東京地区に変更)、②鹿児島県——沖縄県間(鹿児島県の奄美群島の受験生を沖縄地区に変更)の2地区から地域割り変更についてそれぞれ合意に達したので、来年度からの実施方について配慮されたい旨の申し入れがあったので、従来ご了承いただいている2地区(大阪府——京都府間および兵庫県——鳥取県間)と同様、これをご了承いただきたい。

(了承)

④ 国公立大学ガイドブックの刊行について

58年度版のガイドブックについては、配付資料の「作成要領(案)」にあるように、過去3回の刊行実績をふまえその体裁・内容等の充実を図りたいとする入試センターの意向であるが、これを認めることとしてよろしいか。(了承)

以上で、「昭和58年度共通第1次学力試験の実施について」の協議を終わり、ついで共通第

1次学力試験の実施方法について意見交換が行われた。

3. 共通第1次学力試験の実施方法について

このことについて委員長より、自由に意見交換をお願いしたいと述べられ、主に次のような問題を中心に論議が交された。

①輪切りの問題点について、②共通1次試験の資格試験化について、③共通1次試験と2次試験の配点比率のあり方について、またこのほか、最近の学生の傾向(学生の学力、学生の気質の変化等)について各大学の実情の報告があった。

以上で本日の協議を終わり、最後に委員長より次のように述べられた。

当委員会では当面、「職業科に係る出題科目案」についてのアンケート調査結果をまっとう案についての最終的な取りまとめを行うこととし、本日ご意見をいただいた「共通第1次学力試験の実施方法について」は、この当面の作業が一段落した段階でさらに検討を行うこととしたい。なお、この問題を検討してゆくについては、前回の会議でご了承いただいたように、拡大小委員会を中心にして作業をすすめてゆくこととしたいのでご了承いただきたい。

拡大小委員会・入試教科目改訂専門委員会
同会議 6月11日

次回 6月21日

日 時 昭和57年6月21日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

吉田, 帷子, 伊藤, 福田, 松田, 金子, 五十嵐,

丸井, 井沢, 脇坂, 谷口, 深瀬, 片山, 幡,

井上, 松山, 江橋各委員

安倍, 宮崎, 猪岡, 松井, 金子各専門委員

(大学入試センター) 小坂所長, 中村管理部長

第2常置委員会

猪委員長主宰のもとに開会。

【議 事】

1. 「職業科」に関する出題科目について

このことについて初めに委員長より次のように述べられた。

過般全国立大学宛実施した〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目について(案)のアンケート調査〕の集計がまとまったので、去る6月11日に第2常置拡大小委員会と入試教科目改訂専門委員会との合同会議を開催し、この集計結果をもとに同案の取扱い等について協議を行った。それで、本日はその協議結果をもとにして「職業科」に係る出題科目の取りまとめ、ならびにこれの今後の取扱いについてご協議いただきたい。

先ずアンケートの集計結果について配付資料に沿ってご報告すると、今回のアンケート調査には全国95国立大学全ての大学より回答が寄せられた。そして、設問Ⅰの「出題科目」については、80大学(84.2%)が実施原案に賛成され、これに対し7大学が修正意見を寄せられたほか、大学として賛否の意見がまとまらなかったもの、無記入、不賛成等が合せて8大学あり、設問Ⅱの「試験の方法」については、84大

学(88.4%)が原案に賛成され、これに対し3大学が修正意見を寄せられたほか、大学として賛否の意見がまとまらなかったもの、無記入等合わせて8大学という結果で、「出題科目」「試験の方法」いずれも原案に対し高い率の支持が得られた。また、設問Ⅲの「特記事項」については、41大学(43.2%)より意見が寄せられたが、その内容は配付資料のとおりである。

次に、「出題科目」および「試験の方法」についての修正意見の内容についてみると、大学全体としてまとめて寄せられた修正意見としては、「出題科目」に関しては①「中間まとめ」のままとする(2大学)、②『数学』としてではなく別枠として認める、③「工業数理」のみ取り入れる(2大学)、④「簿記会計Ⅱ」についても全項目を出題範囲とする、⑤「栽培環境」「食物」「看護基礎医学」を『理科』として加える、などというものであり、また「試験の方法」に関しては①「中間まとめ」のままとする、②特定の学部にかぎり出願を認める、③一部の大学・学部では出願を認めないこともある、などというものであった。

なお、公立大学協会においても過般国大協と同様のアンケート調査を実施しているが、その調査結果は配付資料のとおり同協会加盟34大学中、「出題科目」および「試験の方法」についてそれぞれ29大学(85.3%)、30大学(88.3%)

が原案に賛成で、国大協とほぼ同様の高い率の支持が得られた。

それから、今回のアンケート調査で職業科の出題科目案とともに各大学に意見を求めている〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についての「中間まとめ」に対するその後の各大学の検討に基づく意見〕については、配付資料に整理してあるように15大学より意見が寄せられている。その内容は、昨秋実施した「中間まとめ」についてのアンケート調査の時に寄せられた意見に包含できると思われる内容のものが多かった。

以上が今回のアンケート調査の集計結果についての概略である。

ところで、〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験における「職業科」に係る出題科目について(案)〕については、今回のアンケート調査の結果と、このアンケート調査を実施するに当たり趣旨説明のため過般開催した各地区の地区連絡協議会における意見等を踏まえて、これに若干字句の修正を施したいと考え、過般の合同会議においてこれの検討を行い、国大協案の取りまとめを行った。これが本日配付の資料であるが、原案の配列を少し変更した程度で中身は殆ど変わりはない。それで、本日この案をお認めいただけたら、これを明日開催の理事会に諮ったうえ総会に提案し、承認が得られたら公表したいと考えている。なお、高校等の関係方面に対しては、この「出題科目案」に今回のアンケートの集計結果(総括表の部分のみ)を付して配布し、意見を求めることにしたいと思っている。

なお、各国立大学に対しては、過般のアンケート調査にあたり、すでにこれらの原案を配布していることでもあり、改めてこれの修正案を

送ることをせず、別途に文書(この「出題科目案」作成の経緯を記した前文と、出題科目の実施案を簡潔な形式でまとめた主文を内容とするもの)を作成し、これに今回のアンケートの集計結果を付して通知することにしてはどうか、と考え、その草案を準備した。以上のような次第であるのでよろしくご審議をお願いしたい。

ついで、松井専門委員より、この「職業科」の出題科目に関するアンケートと並行して行った〔「中間まとめ」に対するその後の各大学の検討に基づく意見〕のアンケートの結果について、配付資料を基に説明があった。

以上の説明があったのち、職業科に係る出題科目案の取りまとめおよびこれの取扱いについて協議が行われ、その結果、合同会議で一部修正のうえ取りまとめた〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目(案)〕および各国立大学宛の「職業科に係る出題科目」に関する通知文書案をそれぞれ了承した。そして、この両案を明日の総会第1日目の昼に開催する理事会に諮って承認を得たうえ総会に提出することとした。また、これが総会で承認が得られたら、この〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目について〕を総会終了後記者会見して公表し、また各大学には上述の通知文書に過般のアンケート調査の集計結果を添えて送付することとした。なお、「職業科の出題科目案」に対する高校側の意見の聴取は9月末締切りとすることとした。

以上で、「職業科」に関する出題科目についての協議を終了した。

なお、この「職業科」に係る出題科目案は今後、先の「中間まとめ」と併せて一本にした「出題科目案」として取りまとめのうえ、これ

を来る秋の総会に提出し、「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等」についての最終報告とすることとした。

2. 大学入学者選抜制度について

このことについて委員長より次のように述べられた。

最近、共通入試制度に対するいろいろな批判が出されており、とくに「輪切り」の問題が論議を呼んでいる。この共通入試制度の問題については今後拡大小委員会を中心に検討をすすめてゆくことにしているが、本日は、この問題について各委員よりそれぞれ各大学の状況等を伺いながら意見交換を行いたいと考える。

ところで、これについては「国立大学入学者選抜研究連絡協議会」（以下「入研協」という。）においても検討がすすめられており、去る6月2日に京都市において公開パネルによる研究発表会が行われているので、その時の模様について松井専門委員（入研協副会長）よりご報告いただきたい。

ついで、同専門委員より配付資料をもとに入研協における研究発表会の状況について概要の説明があった。

以上ののち、大学入学者選抜の問題について各委員より主としてそれぞれの大学の実情を述べ合うかたちで意見交換が行われた。その内容の概要は次のようである。

○ 当校では比較的高いところで輪切りが行われていると思う。そして、この輪切りによる進学指導の影響によるものであろうか、個性のない学生が多くなったという声が学内で聞かれる。当校では入試の成績評価は2次試験のウエートを高くしているが、理工系の大学

ということもあってか入試で学生が共通してよく出来る教科は理科と数学である。これについては最近一年次の学生を対象に実施したアンケート調査にもはっきり現れていて、志望動機の多くは「理・数を得意」とするからというもので、逆に「国・社はやや苦手」とする者も多いようである。当校でも過去においては文才のある者も相当入ってきていたが、この頃の学生のように学力は具えていても意識が画一化の傾向にあるのは面白くない現象である。その意味で共通1次試験に不満をもつ教官も少なくなく、2次試験に課していない「国・社」については共通1次試験の配点比率を他の教科より高めてはどうかという意見もある。

- 共通1次試験実施以後、「輪切り」の影響の現われとして似かよったタイプの学生が集まってくるようになり、学生間に活気が見られなくなったように思われる。本学では本年度より工学部の4学科で2次募集を行うことにしたが、これはこのような現象に対する対策として考えられたものである。また、各学部の一部の学科で推薦入学を実施しているが、今のところ結果はよいようである。
- 本学では共通入試実施以前より推薦入学制度を取り入れていて、今年で9回目である。この推薦入学制度は医学を除く全学群で実施していて、その方法というのは全国の高校を対象とし各学群に1校当たり1名の枠で推薦をうけ、まず書類選考を行ったうえで面接・小論文により選考を行う。ただし体育専門学群にあってはこれに代わり実技試験を行っている。そして、これによる入学者は各学群入学定員の2割5分乃至3割となっている。なお、この選考の時期は共通第1次試験以前

で、これに落ちた者は改めて共通1次試験を受験することができる。ところで、推薦入学者の入学後の学業成績は概してよいという調査結果がでている。また、推薦入学者と一般入学者は学内生活で相互により意味で競合しあっているようである。そのような状況で、当校に関する限り「輪切り」問題はそう深刻ではない。また、医学群では推薦入学制度はとっていないが、学科の試験に加え面接・小論文を課し時間をかけて慎重な選考を行っている。今後この推薦入学制度が共通入試制度と並行して定着するかどうか関心をもっている。なお、このほか、帰国子女の受入れ（8月に推薦と面接による選考で入学、7月卒業。これまで4回実施し今年度初めて卒業者を出す）、留学生（特に大学院生）の受入れについても、これまでの実績を踏まえてこれを積極的にすすめてゆきたいと考えている。

- 輪切りの問題であるが、これは学生の能力の輪切りということよりも学生の意識の画一化という点が問題である。

最近、工学部で学生の4年次の成績とその者の入試の時の学業成績との相関について調査をしたところ、その相関はみられないという結果がでている。勉学意欲のある者を大学に迎えたいが、それを選別することは難しい。それから、入学辞退者についてであるが、国立大学へ合格しながら敢えて私立大学の方へ行くというのは、大都市圏の私立大学の方が地方の国立大学より卒業後の就職に有利になるためということがいわれている。しかし、これは実態からみると必ずしもあっていないようであるが、国立大学としてもっと大学の特長についてのPRが必要と思われる。

- 輪切りという点からみると、私の大学では教育学部以外はすべてこの影響をうけていると思われる。教育学部が輪切りの影響をあまり被っていないのは、入学者の約7割（今年度）が女子によって占められていることによるものと思われる。経済学部については戦前からの長い伝統があって共通1次実施以前は比較的優秀な学生が入学してきたが、最近ではそのレベルが低下してきているように思われる。それから、法学部については昨年4月に設置され、共通1次試験が実施できなかったため、学部で独自に選抜試験を行ったが、これには定員の7倍の応募があった。しかし、今年度はこれが3倍に低下したため2次募集を行った。今後、輪切り現象の緩和を図るには、現行の共通1次試験制度で認められている受験生の自己採点による志願校選定という方法を再考してみてもどうか。

次に、国立大学で入学辞退者が増加しているというのは、輪切りによる受験指導の影響ということもあるかもしれないが、昨今の時代の風潮で、受験生や父兄が大都会を志向する傾向が強まったことや、国立大学の学費が上がってきて私立大学との差が縮まったことにも原因があるのではなかろうか。

- 入学試験が現在のように一点差を競うような選抜の仕方をしていっていると、輪切りが一層深まって入学してくる学生の質が画一化されるばかりでなく、学生の能力の伸びる芽を摘みとることにもなりかねない。その意味で推薦入学はもっと活用されてよいと思う。
- 総点主義による今の試験のあり方は改めていかなければならないと思う。それには共通1次試験の性格を資格試験的な性格に変える

ことも考えられてよいと思う。

- 昭和60年度からの入試教科目の改訂は入学
者選抜制度の改善を図るチャンスになると思
う。輪切り現象が顕著になってきている一
方、国立大学離れという新しい現象も現われ
てきた。これの改善策として共通1次試験の
配点のウエートを下げるといことも考えら
れるが、抜本的には共通1次試験を総点主義
でなく資格試験的なものにしてゆく必要があ
ると思う。その場合、各大学の2次試験のあ
り方が問題になってくる。これについては試
験問題の作成等で大学入試センターを活用す
るといようなことも考えられる。
- 共通1次試験には欠点もあろうが、これが
もたらした効用といことも考えておく要が
あると思う。その最も大きな面は、共通入試
を契機に大学の教官が大学教育と高校教育の
関連といことに目を向けるようになったとい
ことではなからうか。その点で、高校側
の意見をどのように吸い上げてゆくかとい
ことに配慮の要があろう。それと、入学者の
選抜のあり方であるが、共通入試制度は維持
しつつも学力一本槍の選抜試験といことか
ら一歩すすめて、例えばアメリカのハーバ
ード大学などが行っているように学力以外の尺
度による選考の仕方といことも考える要が
あろう。
- 新設の或る大学では、入試の判定では共通
1次と2次の成績を1:1のウエートで評価
しているが、2次試験では面接および小論文
のみとし学科試験は行っていないため、それ
だけ共通1次試験の成績による輪切りの影響
が大きくなっている。面接の際に受験生に志
望動機を聞くと、共通1次試験の結果が思わ
しくなかったからとい答えもかなりあった

そうである。

- 当校も新設大学の一つである。共通1次と
2次のウエートは10:3にしているが、個人
的には2次のウエートを高めた方がよいと考
えている。2次試験では学生の思考力、創造
性を判定できるような試験の方法を研究した
い。推薦入学制については当校でも実施して
いるが、これがあまり安易に行われると弊害
も生じるおそれもあるので、実施にあたって
は慎重でありたい。
- 当校は文科系の大学であるが、以前は全体
に語学がよく出来る者が入ってきていたの
が、共通1次試験が実施されて以後、語学の
出来る者の入学が減ってきている。当校では
共通1次、2次とも英語のウエートが高く、
特に2次試験ではヒアリングも課している。
また、国語の重要性という観点で、今年度よ
り2次試験に記述式を中心とした国語を加え
ている。なお、共通1次試験と2次試験の成
績の相関は0.7~0.8と高い関係がみられる。
- 当校ではこれまで各学部とも2次試験に英
語を課していなかったが、今年度より医学部
のみこれを課すこととした。これの結果がど
うなるか注視しているところである。
- 最近入学してくる学生は一般的に気力に欠
けているという印象がある。その中で、推薦
で入ってくる者には割合勉学意欲が感じら
れ、また概して学業成績もよいようである。
その推薦入学は教育および経済の両学部で実
施しているが、経済学部ではこれの定員対
する比率が高く昼間・夜間合わせて約100人
を推薦で受け入れている。このうち、夜間
では商業科から20人のほか、社会人を30人受
け入れている。試験の結果で注目したいのは、
共通1次試験の成績のよい者が2次試験の小

論文の評価が高いということである。

- 当校は新設大学の一つである。受験産業のデータによって事実上受験生の志望校を決定してしまうような「輪切り」は由々しい問題である。このため、共通第1次の配点を低くして2次の方にそのウェートをかけると、志願者はふえても共通1次の結果の悪い者が集まってくることになり、受験生の質の低下が心配される。
- 当校は単科大学の一つであるが、今年度は3学科で2次募集を行った。その結果、共通1次の成績のよい者が入ってきた。それから、これは共通1次の影響によるものかどうかはまだはっきり判らないが、学生が卒論の要件をきちんと満たしているものが減っているようである。

- 当校も単科大学で、2次募集、推薦入学、編入学を実施している。従来、選抜にあたっては2次試験よりも共通第1次試験の方に配点比率を高くしていたが、在学中の成績が思わしくない者がふえたので、今後これを見直してはどうかという動きもある。
- 当校では来年度より学生の募集が開始される。体育大学であるので実技のテストを行うことになるが、まだ教官スタッフが十分に揃わないので、今のところこれに代えて運動適性テストを行うことを考えている。なお、定員の5%程度を推薦入学で受け入れる計画である。

以上のような意見交換が行われて、本日の会議を終了した。

日 時 昭和57年6月23日(水) 10:00~12:00

場 所 国立教育会館第6研修室

出席者 猪委員長

吉田、伊藤、秋田(代:菊池)、福田、松田、金子、五十嵐、井沢、脇坂、谷口、深瀬、片山、幡、井上、松山、江橋各委員
松井専門委員

第2 常置委員会

猪委員長主宰のもとに開会。

はじめに、委員長から秋田委員(茨城大学)の代理で出席された菊池人文学部長の紹介があったのち、次のような報告があった。

昨日の総会で、「昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目の実施案」が決まり、これを関係方面へ公表することの了承を得たが、今後、9月末までに高等学校をはじめ関係機関等、各方面の意見を求めたうえ、さきに公表した「中間まとめ」と総合した「実施案」をまとめ、これを

「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等に関する最終報告」として、来る11月の総会で正式に決定したい。

次に、去る6月10日に行われた文部省の入試改善会議において、大学入学者選抜実施要項について等の協議が行われ、同実施要項の第10の項目の一部などが修正された。なお、同会議ではこのほかに、推薦入学、帰国子女の大学受入れ、社会人教育等の問題について論議され、これらの問題については今後、関係機関で検討をすすめることになった。

以上の報告ののち、議事に入った。

【議 事】

◎ 委員会の今後の審議事項について

(1) 推薦入学について

このことについて福田委員から次のような発言があった。

筑波大学では推薦入学の実施に際して二つの問題があった。その一つは、高校間格差に関わる問題で、いわゆる受験校と非受験校とでは、内申書に関しては非受験校出身の方が有利になるという点であった。そこで高校の格差の調整を行ったところ、妥当な結果が得られた。他の一つは、筑波大学では、地域ごとに推薦入学のある枠を決めて行っている。これによると、いわゆる受験校からの推薦入学は少なくなり、若干不利になる点があるが、結果は良好であったように思われる。

以上のような発言があったのち、次のような意見の交換が行われた。

- 推薦入学の基準がある大学であればよいが、一般的に行くと学力ばかり重視してしまう恐れがある。
- 選抜を学業成績だけで判定すると、いわゆる輪切り現象が起こることになる。
- 同一学部への受け入れでも、高等学校によってはその事情も違うので、推薦入学の選抜方法は必ずしも統一できないのではないかと。
- 推薦入学を実施している大学の医学部では、入学の選抜の方法として面接と小論文を課している。
- 米国の大学医学部では、面接と調査書を重視して選抜を行っているところもある。

(2) 昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方について

このことについて委員長から次のように述べられた。

私立大学では、文部省の大学入学選抜実施要項を参考にはしているが、私立大学の学力検査の教科・科目は3教科5科目というところが多い。ところが、共通第1次学力試験は5教科7科目であるので、受験生から見ると国公立大学への受験は負担が多いことになる。そこで、私立大学の出題・教科しか勉強しないという者が増える結果となる。現在、受験生の8割が私立大学に行くという状況では、日常から私立大学の出題教科の分野だけに絞って受験勉強をするということになるが、それは高校教育を乱すということになり問題があると思われる。

これについて次のような意見の交換が行われた。

- 共通第1次学力試験を大学に入学するための基本的な資格試験という構想で行うことにしてもよいのではないかと。
- 共通第1次学力試験の出題教科・科目の5教科7科目は、別に変える必要はないと思う。
- 現在、2次募集で入学してくる者の中に優秀な者がいる。
- 2次募集については、私の大学では受験生は多勢いるが、共通1次の成績の良い方から選抜することになっている。
- 現在は、僅かな大学が2次募集を行っているから良い資質の学生も得られるのではなからうかと。
- 一番重要な問題は、学力の低下した者を受け入れることになると、大学では教養課程に

おける教育に大きな問題が生じてくるということである。

- 私の大学では、講義等の際に必ず出欠を取るようになっているが、最近の学生の気質は、協調性はあるが覇気に乏しい。もっと厳しさと真剣さがこれからの世代の若者には必要だと思われる。彼らに対しては、21世紀の世代にある何かを見つけて、それを教え込まないといけないのではないか。
- 現在の学生は、知識の量が多すぎて、じっくり考察するというのに欠けているようである。
- 現在の学生には、大学というところは入学することが目的であるように誤解しているところがある、また、世の中に尽すという基礎的理解が欠けている。これは、単に入試の問題に限らず、小・中・高等学校の教育のあり方の問題であり、初等中等教育を抜本的に考え直す必要がある。
- 国立大学が社会にどういう役割を果せばよいのか、その辺のところの我々の認識がまだできていないのではないか。
- 世界観、歴史観、人生観等、これから21世紀へ向って方向づけるということで一般教養の目標をはっきり定めて、それぞれの大学の特色を出すように努める必要があるのではないか。

- 将来、専門に向う学問の面白さと厳しさを教え込むことを目標にすれば、一般教育と基礎科目のあり方は自ずと確定することになるのではなかろうか。
- 筑波大学で教養部を無くしたのは、教養課程と専門課程との格差を最初から無くそうとする意図があったためである。

以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられ、本日の会議を終了した。

本日お配りした資料と説明によって、当委員会がこれまで行ってきた審議の経過と、当面の懸案事項についてご理解いただけたことと思うが、さしあたっての作業としては昭和60年度以降の共通第1次学力試験の「実施案」について引続き検討を重ね、来る11月の総会までに最終報告をまとめるように努力していきたい。また、帰国子女の問題については、第2常置委員会だけでなく、別に専門の委員をお願いして具体的に検討し、大学入試センターとも協議しながら、その結果を逐次ご報告させていただきたいと思う。なお、推薦入学の問題および帰国子女の受け入れの問題については、すでにこれを実施されている大学の実態の資料を集めて検討を始めたいと考えている。

第2 常置委員会拡大小委員会・ 入試教科目改訂専門委員会合同 会議

日時 昭和57年6月11日(金) 10:00~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

(拡大小委員会) *帷子, 福田, 松田, *丸井,
谷口, *片山各委員

*宮崎, *松井, 金子各専門委員 (*印は入試教科
目改訂専門委員兼任)

(入試教科目改訂専門委員会) 喜多, 高野,
末松, 堀部, 奥田各委員

猪委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられたのち
議事に入った。

本日は、過般全国立大学に対して実施した
〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験におけ
る高等学校の「職業科」に係る出題科目につい
て(案)〕のアンケート調査の集計結果がまと
まったので、これの取りまとめを依頼した松井
専門委員よりその集計結果を報告願ったうえで
〔「職業科」に係る出題科目(案)〕の取扱い等
についてご協議いただきたい。

【議事】

◎ 「職業科」の科目の取扱いについて

初めに松井専門委員より、〔「職業科」に係る
出題科目(案)〕のアンケート調査の集計結果
について、配付資料をもとに概ね次のような説
明があった。

今回のアンケート調査は全国95国立大学全
ての大学より回答が寄せられ、お手許配付のと
おりその集計がまとまった。

そのアンケートの集計結果をアンケートの設
問の順を追ってご報告すると、Ⅰの「出題科
目」については、実施原案に対し80大学(84.2
%)が賛成で、これに対し、大学全体の意見と
して7大学が「修正案」を寄せられたほか、

「学部ごとの意見が原案賛成と修正と相半ばす
るもの」が3大学、「学部ごとの意見が原案賛成
と回答保留相半ばするもの」が1大学、「実施
案に全面的には賛成できない」が1大学、「無
記入」が2大学、それに「不賛成」が1大学
であった。

次に、Ⅱの「試験の方法」については、実施
原案に賛成が84大学(88.4%)で、これに対
し、大学全体として「修正案」を提出されたの
が3大学、「学部ごとの意見が原案賛成と修正
と相半ばするもの」が4大学、そして「無記
入」が4大学であった。また、Ⅲの「特記事
項」については、41大学(43.2%)より意見が
寄せられた。

次に、「出題科目」および「試験の方法」に
ついての修正意見の内容についてみると、まず
「出題科目」について大学としてまとめて寄
せられた7大学の意見は、①中間まとめのまま
とする(2大学)、②『数学』としてでなく別
枠として認める、③「工業数理」のみ取り入れ
る(2大学)、④「簿記会計Ⅱ」も全項目を出
題範囲とする、⑤「栽培環境」「食物」「看護基
礎医学」を『理科』として加える、というもの
であり、学部単位およびそれ以下の単位からは
上記①~⑤の意見のほか、に、「簿記会計Ⅱ」を
「情報処理Ⅰ」に置き替える、とする意見があ
った。また、「試験の方法」については、大学

としてまとめて寄せられた3大学の修正意見は、①中間まとめのままとする、②特定の学部にかぎり出願を可とする、③一部の大学・学部では出願を認めないこともある、というものであり、学部単位およびそれ以下の単位からも少数ではあるが同様の意見が寄せられた。なお、「特記事項」については出題科目に関するものや試験方法に関すると思われるものが含まれていて、その内容は区々であった。

これに関連して委員長より、公立大学協会加盟34大学における同案についてのアンケート調査結果について、「出題科目」については原案賛成29大学、修正意見2大学、学部毎の意見が原案賛成と反対相半ば1大学、意見なし2大学であり、「試験方法」については賛成30大学、学部毎の意見が原案賛成と反対相半ば1大学、意見なし3大学であった旨報告があり、ついで次のように述べられた。

職業科に係る出題科目案についてのアンケートの集計の結果は、国立・公立大学共当初の予想を上回る高い率の支持が得られた。ついで同案を理事会に諮って承認を得たうえ来る6月総会に提出することとしたいが、お手許配付の同案についてはその後開催された「地区連絡協議会」等の意見を考慮し若干字句修正を施しているので、これについて後ほどご協議いただきたい。

ところで、同案が来る総会で承認されたなら、これを国大協案として各国立大学に報告するとともに一般に公表するのが通例であるが、各国立大学に対しては既にアンケート調査にあたり同案を配布していることでもあり、この際これとは別に出題科目の実施案を主体に簡潔にまとめた文書を作成して通知することにしては如何かと考える。そして、これに今回のアン

ケートの集計結果（提出修正案および特記事項の集計を含む）を添えて報告することとしたいと考える。なお、一般公表用（高等学校関係への意見照会の場合を含む）については「出題科目案」とこれに対するアンケートの集計結果（賛否の集計結果のみ）を配布することにした。以上の方針がお認めいただけたなら、松井専門委員にそれぞれその原案を作成願っているので、それをもとにご協議いただくこととしたい。

以上のように述べられたのち、委員長より初めに諮られた「職業科」に係る出題科目（案）に一部字句修正を加える件について、松井専門委員より修正点についての説明をもとに協議を行った結果、同案5ページの「3. 実施案」の注記を実施案の①、②のあとに③として加えることとし、その他の文章表現上の修正点については修正案のとおりとすることとし、同案を了承した。

ついで、上述の名国立大学に対して通知する「職業科」に係る出題科目（案）の文案について、松井専門委員作成の原案をもとに協議を行った結果、同文書については、これの審議の経緯を記した前文に「実施案」のみを表示した形に取りまとめることとした。

次に、今回のアンケート調査で職業科の出題科目案とともに意見を求めていた〔昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についての中間まとめ〕に対する各大学の意見について、松井専門委員よりこれの集計結果をもとに、回答数の内訳（回答大学数36大学、うち意見あり15大学、特記事項なし21大学）および意見の内容について報告があった。

以上の協議が行われたのち同専門委員より、「職業科」に係る出題科目（案）、アンケート調

査の集計結果等の今後の取扱い方を整理した配付資料「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目」に関する資料とその取扱い方針一覽)について説明があり、ついで、委員長より次のように述べられた。

本日お取りまとめ願った「職業科」の出題科目(案)については、ただいま松井専門委員より説明があったように、これにアンケート調査の集計結果を併せて近く開催予定の本委員会において検討を行ったうえ理事会に諮ってこれの承認をうけ、そのうえで来る6月総会に提出することとしたい。そして、総会でこれが承認されたなら、先の「中間まとめ」にこれを併せて一本とした「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目(案)」を最終的に取りまとめのうえ来る秋の総会に提出する運びとしたい。

以上で本日予定していた議題についての協議を終わるが、閉会予定の時間までにまだ若干間

があるので、その間、共通1次試験実施上の諸問題について自由に意見の交換を行うこととしたい。これについては、今後拡大小委員会を中心に長期的観点にたつて検討をすすめてゆく方針であるが、本委員会においてもこれまでに輪切り問題、推薦入学等について何度か意見交換を行っており、昨日開催された入試改善会議においても同様の問題についての意見交換が行われている。なお、これらの問題については各大学個々においても検討がすすめられることになろうが、第2常置委員会等よりそのための資料となる情報を各大学に提供してゆくことも考えたい。

委員長より以上のように述べられたのち自由討議に入り、輪切りの問題、入試に関するデータ(大学入試センター・入研協等)の活用法、共通1次試験と2次試験との関係、社会人の大学受入れ等について意見交換が行われ、本日の会議を終了した。

第3常置委員会

日時 昭和57年5月25日(火) 13:30~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 広根委員長
小池、牧野、木下、世良、町田、水野、坂上各委員
立野専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに就任された坂上英委員(愛媛大学長)の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

本日は、既にご案内してあるとおり「留年問題に関する調査結果の報告書のまとめについて」および「就職協定の遵守について」の2つの議題についてご討議をお願いしたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議事】

1. 留年問題に関する調査結果の報告書のまとめについて

初めに委員長から、この留年問題についての

これまでの検討の経過について報告があったのち、水野委員よりこの報告書のまとめについて、次のように説明があった。

本日配付の報告書（案）は、留年問題検討のため過般全国立大学に対して実施したアンケート調査の集計報告という趣旨のものであるが、その構成は「前がき」「アンケート調査の集計結果」「後がき」の3項から成り立っている。

なお、アンケート調査の集計については、できるだけ客観的に集計し表示した。

以上のような前置きののち、配付資料〔「留年問題に関する調査」集計報告〕を基に、その内容について詳細な説明があった。

これに関して若干の質疑があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

この集計報告（案）については、格別なご意見もないようであるので、これを明26日の理事会に諮り承認が得られれば、来る6月の総会に報告することにしたい。

2. 就職協定の遵守について

このことについて委員長より次のように述べられた。

大学卒業予定者についての就職協定が、昨年11月における労働省の「協定からの脱退宣言」によってその存続が危ぶまれる事態となったが、大学における教育の正常化を守るためには、卒業予定者に対する就職のための推薦選考時期についての一定のルールがぜひ必要と思われる。しかし、この就職協定は強制力を伴わない紳士協定であるので、これに関係する大学側、企業側がこれの遵守に積極的な努力をしなければ有名無実化する恐れがある。これまではこの問題に労働省が関与し、行政的立場からの指導を行ってきたが、本年からはこの支えが

なくなるので、大学関係団体ならびに企業側共にこれまで以上に結束を固くして協定遵守に一段の努力を傾注し、就職戦線に混乱が生じないように心掛けなければならないと思う。これについて前回（4.26）の委員会では、このような状況を各国立大学に伝え注意を喚起するため、各地区の学長会議等の機会に、本委員会の委員が説明を行うことなどを申し合わせたが、これだけでは仲々対処しきれないと思われる。それで、本日はこれの対策について更に協議したいが、その前にその後の本問題の経過について立野専門委員から説明を伺いたいと思う。

ついで立野専門委員から、就職協定問題に関するマスコミ関係の資料等を基に、次のような説明があった。

去る4月26日の当委員会の翌日に、大学等関係11団体の就職問題懇談会の小委員会が開かれた。この小委員会の際に、就職問題懇談会の中に「就職協定遵守委員会」を設けようという案が出て、これが了承された。この就職協定遵守委員会の役割は、次の3つの事項である。

- ①大学等に対し、協定の遵守について周知・徹底を行うこと。
- ②企業・業界団体及び就職情報企業に対し協定遵守の協力要請を行うとともに協議すること。
- ③大学等及び企業における協定遵守の状況についての調査等必要な措置を講ずること。

その後、5月20日には日経連主催によるリクルート・セミナーが開かれ、国立大学からは私がこれに参加した（私大連、私大協からも参加）。このセミナーではパネルディスカッションが行われたが、そのテーマは「新協定の評価と取り組み」というものであり、私はこれまでの国大協の意見を踏まえつつ、概略次のような

意見を述べた。

①新協定の評価について

就職問題懇談会では、就職問題について本年度も従来通りの申し合せを尊重し、これまでの就職協定を存続するという方針を決めている。この就職協定の存続が申し合されたことは歓迎すべきことである。

②取り組みについて

就職協定の周知徹底の方法については、国大協としては各地区学長会議あるいは学生部長会議、学生部次・課長会議等において、この問題を話題として各大学の協力を得るよう働きかけることにしている。

日経連主催のセミナーの状況は概略以上のようなことであったが、そのほか就職協定問題については、配付の資料に見られるようにマスコミ等によるいろいろな情報が流れているので、この協定の遵守については、特に国立大学としては慎重に対処する必要があると考える。

それから、この就職協定の内容に関わる問題であるが、今回中央雇用対策協議会で新たに申し合された「大学等卒業予定者の採用選考開始期日等の申し合せについて」(57. 1. 29)によると、同協議会が以前決議した52年12月21日付および55年6月5日付の2つの決議は廃止するということになっている。これらの決議が廃止されると、企業側が協定遵守のため定めた具体的な規制措置がなくなるため、例えば大学側が作成する成績証明書、卒業見込証明書、推薦書、健康診断書等の応募書類の提出期日も企業側の随意ということになり、混乱を生ずる恐れがある(従来は提出は10月15日以降とされていた)。これについて私大連では、今年も従来どおり10月15日以降とする考えのようであるが、国立大学としてはこれをどうするか決める必要

があると思われる。また、59年3月以降の採用選考期日については、本年11月末までに経済団体側と大学団体側で協議決定することになっているが、その検討も今から始める必要があると思われる。

以上の報告があったのち、一部の学長委員から地区学長会議における就職協定問題に関する状況について報告があり、ついで次のような質疑ならびに意見の交換が行われた。

- 昭和57年度の大学及び高等専門学校卒業予定者のための採用選考開始期日等についての大学・高等専門学校関係11団体と中央雇用対策協議会の双方において行われた申し合せについては理解できたが、それに基づく細部の「事務協定」の方はどのようなものだろうか。
- いわゆる「事務協定」については、去る2月8日に開催された就職問題懇談会において、従来どおりということに決定されている。
- 先程話のあった成績証明書、推薦書等の応募書類の提出期日についての私立大学側の考え方はどうなのか。
- 私立大学の場合、私大連は現行どおりという考え方であるが、私大協はそのような細かい規定は必要ないとの考えのようである。
- 理工系の学生の就職の場合、求人が多いと大学ではこれを教室に割り振る。そうすると学生の方ではこの割り振りで就職が決定したものだと思ってしまう。また、教官の方でも学生はそれぞれに就職できたことであろうということで、その後企業の方から求人申込みがあっても、自分の教室には、もう推薦する学生は残っていないと思いその申込みを断わ

る。それで、企業側としては、もう既に学生は先約済みであると誤解する。そのような実態があるようである。

- それは見方によっては、学生を大学が適材適所に就職させるという意味ではよい方法であるかもしれないが、一方、就職協定という面からみれば、若干疑問を抱かせることになるかもしれない。その辺のところを誤解が生じないようにする方法は考えられないものであろうか。
- 先程提起された推薦状等の応募書類の提出期日の問題の結論を出す必要があるが、就職協定遵守委員会を近く開催するような予定でもあるのであろうか。
- 就職協定遵守委員会の開催については、その日時は今のところはっきりしないが、私立大学連盟、私立大学協会および国立大学協会の三者で近く打合せをしようではないかという話はでている。
- これは一つの案であるが、例えば第3常置委員会の下部組織のようなものを作り、そこで学生の就職問題に関連する問題について検

討することにはどうであろうか。

そのような組織を作れば、宿題となっている来年度以降の就職協定の問題についての検討にも取り掛かれるのではなかろうか。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

就職協定に関する問題について、今後その具体的な問題を検討するについては、ただいまの意見にもあったように1つの小さなグループを作り、そこである程度問題を詰めてから本委員会に諮るといふことにする方法がよいと思うがいかがであろうか。もしもこのような案のご了承が得られれば、そのグループの構成メンバーは在京あるいはその近郊の大学に所属する委員ということにして、次のメンバーとしてはいかがであろうか。

広根委員長、須甲委員（埼玉大学）、木下委員（筑波大学）、立野専門委員（東京大学）

以上をもって本日の会議を終了した。

第3常置委員会

日時 昭和57年6月23日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 広根委員長

小池、牧野、木下、世良、須甲、町田、柳田、

水野、松本、坂上、森本、沢田、吉武、永松、

古川各委員

立野専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。
はじめに、委員長から次のように挨拶があった。

本日は、議題の関連で専門委員である立野東京大学学生部長にご出席をお願いした。

これまで当委員会で検討を続けてきた留年問題については、取敢えず過般実施した「留年問題に関する調査」の集計結果を昨日の総会に報告したが、本日は、昨日の総会において提案された各常置委員会の編成替え（主な担当事項の

組み替え等)について、また留年問題の今後の取り組み方についてそれぞれご協議願いたいと思う。なお、本委員会の当面する問題として「就職協定の問題」があり、これに関して緊急にご相談したい事項があるので、まずこの問題からご協議願いたいと思う。

以上のように述べられたのち議事に入った。

【議 事】

1. 就職協定の問題について

このことについて委員長から次のように述べられた。

先に中央雇用対策協議会(以下「中雇対協」という。)では、配付の資料「大学等卒業予定者の採用選考開始期日等の申し合せについて(昭57.1.29)」のような申し合せをしたが、同申し合せによると「昭和53年度以降の新規学校卒業予定者の採用選考開始期日等に関する決議(昭52.12.21)」および「大学及び高等専門学校卒業予定者の採用選考開始期日等の厳守に関する決議(昭55.6.5)」は廃止されることになっている。

従来は成績証明書等の応募書類は、卒業前年の10月15日以降企業側が大学に求めていたが、両決議が廃止されたことによりこれが野放し状態となることになる。これは就職秩序の維持に影響を及ぼす懸念もあるので、大学側としては何らかの申し合せあるいは規制を設けた方がよいのではないかと考えるが、国大協としてはどのようなかたちで対処すべきかご協議願いたい。

以上の説明に関連し、立野専門委員から次のように述べられた。

このたびの中雇対協の申し合せにおいて両決議が廃止されたことにより、企業側は大学に応募書類を卒業前年の10月15日以前にでも求められるようになるわけである。これについて私立大学連盟では、来年度は応募書類のうち、推薦書のみ10月15日以降提出することとし、その他の応募書類はそれ以前に提出してもよい、という申し合せを行ったようである。また、私立大学協会では、細部についての取決めは必ずしも必要でないというような考え方の方であるが、就職事務の取扱いについて各大学団体の考え方が区々であることは就職協定の遵守の上から好ましくないと思われるので、この点について、国大協としての態度を明らかにする必要があると考える。

以上の説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 私立大学連盟では応募書類のうち推薦書だけ遅らせる、と申し合せたのはどのような理由からなのか。
- 10月中は、学生と企業との接触期間にしているが、すべての応募書類を提出することになるとその段階で採用内定というところまで進みかねないし、そのため学生が志望する幾つかの企業との接触をすることもむずかしくなるからである。さらに、中雇対協の「会社訪問開始は10月1日以降」、「採用選考開始は11月1日以降」という申し合せを守るためにも、そうした方がよいということのようである。
- 国大協としては、私立大学連盟の考え方に沿うのがよいのではないか。
- この問題については就職問題懇談会で議論して、そこで申し合せをした方が足並みがそ

ろうのではないか。

- その点については、文部省も同様に考えているようである。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長から次のように述べられ、了承された。

就職問題が過熱状態になるのを避けるためにも就職事務の取扱いについてある程度の規制があった方がよいと思われる。その意味で私立大学連盟で申し合せた線は合理性があると考え。これに関して近い将来、就職問題懇談会等で議論されることと思うが、国大協としては、いわゆるミニマムの線で申し合せを行うよう努力したいと思う。

2. 常置委員会の編成替えについて

このことについて委員長から次のように述べられた。

昨日の総会において提案のあった各常置委員会の主な担当事項の組み替え等についてご協議願いたい。

なお、試案によると常置委員会の組織及び担当事項は次のとおりである。

- 第1常置委員会 大学の組織・制度 研究・教育体制
- 第2常置委員会 学科課程・入学試験等
- 第3常置委員会 学生の厚生補導
- 第4常置委員会 教職員の待遇改善
- 第5常置委員会 大学間の協力
- 第6常置委員会 大学財政・学費

このうち、新しい構想による第3常置委員会は、現在の第3常置委員会と第4常置委員会の所掌事項を合併したものであり、また、新しい第4常置委員会は、現在の第6常置委員会の所掌事項の一部を分離して担当するというもので

ある。

同試案は、来る11月の総会に提案し、承認が得られたなら来年6月の総会における委員改選に合わせて実施されることになっている。

以上の説明について若干論議が交されたのち委員長から、このことについては、このような改組案があるということをお含みおき願いたい旨述べられた。

3. 留年問題について

このことについて委員長から次のように述べられた。

留年問題については、昨年の総会に「留年問題に関する調査」の集計結果を報告したが、この問題についてはなお検討すべき点が残されているので、この留年問題について今後どう取り組むかをご協議願いたい。

これについて次のような意見交換が行われた。

- そもそも留年問題を検討するにあたっての出発点は、大学により在学年数が6年とか8年のところがあり、厚生補導上の観点から議論が始まったという経緯がある。そこで、各大学により在学年数に幅があることの考え方、意義についての結論を出すべきではないか。
- 同集計報告書には、在学しうる年限の長短は必ずしも残留率と関連していない、と述べられているが、7年とか8年在学した場合の教育的効果について何らかのことを示すことができるのではないか。
- たとえば、7、8年次にどれだけ単位を取得したかについて調査することも意義があると考え。

- 新入試制度、いわゆる共通第1次学力試験導入の評価と関連して、同試験を経て入学した学生を対象とした調査をする時期にきているのではないか。
- 今回の調査事項ではカバーしきれなかった面があると思う。これを補う意味でさらに調査するなら、限定した大学を対象にすとか、あるいは調査項目をしぼって行うこともよいのではなからうか。
- 留年問題に関連して学生の意識調査を行っている大学があるやりに聞いている。そこで、

次回の委員会開催の折に、本委員会委員の所属大学においての留年問題に関する具体的な問題点あるいは資料等があれば提示願ってはどうか。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長から、次回の委員会に各委員所属の大学の留年問題に関する問題点、資料等を提示願ひ、今後の取り組み方について検討したい旨の提言があり、了承された。

第4常置委員会

日時 昭和57年6月23日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館中会議室

出席者 野村委員長

岡路, 原田, 吉田, 天野, 辰野, 佐々(代: 増田), 鈴木, 加藤, 福井(代: 奥田), 百々, 池田, 綾部, 西沢, 山川, 釘宮, 玉井各委員
(学徒援護会) 田崎理事ほか1名

野村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から開会の挨拶があり、ついで新たに委員に就任された次の各委員の紹介があった。

釘宮保雄委員(大分大学長)

立野晴夫専門委員(東京大学学生部長)

【議事】

1. 委員会の審議事項について

このことについて委員長から次のように述べられた。

本協会の常置委員会の組織が現在の形のものになってから約30年を経過し、その間に社会の情勢も著しく変化したことから、各常置委員会の担当事項について検討を行い、現状に即応す

る体制とするようその編成替えを考慮してはどうかということが、理事会において議せられてきた。その改正試案によると、現在の第3常置委員会と第4常置委員会を合併し「学生の厚生補導」問題を審議する委員会に一本化する構想が示されている。(そのほか、現在の第6常置委員会の担当事項を二分し、二つの委員会とする案が示されている。)

なお、この委員会の編成替えは、来る11月総会で結論を得たのち、来年6月の委員改選の時期に合わせて実施される予定である。

従って、この試案構想について特にご異議がなければ、昭和56年9月から本委員会でも審議している「学生教育研究災害傷害保険」の問題については、昭和57年度中に結論を出し、同事業を主管している学徒援護会及びこれを監督する

立場の文部省大学局学生課に対して、改善すべき問題点を要望書として提出し、現在の本委員会としての任務を完了するようにしたい。

なお、これとは別の学生生活に関する制度に関わる問題であるが、学徒援護会において目下、同会の「第2次将来計画懇談会」の中で「学生互助共済制度」について検討が進められている由伺ったが、この問題について過般全国大学生生活協同組合連合会の方から、大学生協で実施している「学生総合共済」と競合する等の問題があるので、この「学生互助共済制度」の問題については慎重に対処されたいとの要望が寄せられた。

これは複雑な問題でもあり、また現在学徒援護会の方でも、この問題については検討している段階でもあるので、本委員会としては、当面この問題を取り扱わないことにしたい。

以上の説明に対して、次のような意見の交換が行われた。

- 学生互助共済制度について、本委員会で取り扱わないにしても、この制度に対する統一見解を持った方がよいのではないか。
- 学徒援護会で検討されている学生互助共済制度について、生協の理事の方から、この制度が発足することにより生協の互助共済が大きな影響を受ける等の話を聞き、生協の立場も尤もだと思われる点があった。また、学徒援護会から各大学に出されたアンケート調査に、この制度を国大協が了承したような表現が使われているとの指摘があり、疑問を感じた。
- 学徒援護会から、各国公私立大学宛に出されたアンケート調査に、同会の「第2次将来計画懇談会」の主旨をどのように一般に伝え

ていったかの経緯が記載されており、その中で、昭和56年11月10日に国大協第4常置委員会において報告、説明と書かれているため、大学生協は本委員会が、この制度を了承したような誤解を受けたようである。

- 学徒援護会の学生互助共済については、昭和56年11月10日の第4常置委員会のほか、昭和57年1月22日及び3月17日にも説明を受けており、将来は本委員会の議題として取り上げて検討する必要があると考えていた。
 - 生協に学生互助共済制度があることは、これまで説明を受けたことがなく、一般的にもあまり知られていないようである。
 - 学徒援護会が、学生互助共済制度を検討しているのは、現在の学生教育研究災害傷害保険では、学生生活全般に亘る災害補償を覆い尽せないものがあり、今後の学生生活及び学生の就学安定を計る方策が必要とされているからである。
 - 生協が、昭和56年に、学生互助共済事業を始めるにあたっては、学徒援護会に連絡して実施したが、今回学徒援護会がこの学生互助共済制度を推進するにあたっては、生協との話し合いが行われていないと聞いている。
 - 学徒援護会が検討している学生互助共済制度では、集金などは大学が行うこととなっているようだが、大学の事務量を増やすというのは問題がある。
 - 学徒援護会は、昭和58年度から学生互助共済制度を発足させる計画のようだが、生協との話し合いがつくまで延期してもらった方がよいのではないか。
- 概ね以上のような意見の交換があった後、委員長から次のように提言があり、了承された。

学生互助共済制度の問題については、第4常置委員会から学徒援護会に対して、大学生協連合会と話し合いをして、円満に解決してほしいとの申し入れをし、当面はこれ以上この問題を取り扱わないことにしたい。

2. その他

委員長から次のような報告があり、了承された。

学徒援護会から、学生教育研究災害傷害保険の担保範囲の拡大を図るため、昭和58年度に向けて約款を改正する計画があるとの報告を受けた。また、通学途上の事故についても、担保範囲に加えてもらえないか考慮願っている。

また、学生教育研究災害傷害保険の運営に伴

う事務について、各大学の学生部において一部負担していただいているが、これについての諸手当の額を増額していただけないか考慮願っている。

次に、来る11月の国大協総会までに、当委員会における今後の具体的な審議事項を検討するため、東京近郊の大学の委員で小委員会を構成し、審議したいと考えている。その小委員会のメンバーは、次の委員にお願いすることにしたのでご了承いただきたい。

野村 正七委員長（横浜国立大学長）

吉田 久委員（東京医科歯科大学長）

天野 慶之委員（東京水産大学長）

加藤 一夫委員（静岡大学長）

第5常置委員会

日時 昭和57年6月23日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館第7研修室

出席者 西川委員長

長谷部、大塚、鈴木、田中、北条、飯島、橋爪、榊、林、堯天、小林、小西、関田、三善、柿本、宮城各委員

(文部省) 橋本国際教育文化課課長補佐

西川委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から新たに委員に就任された田中栄電気通信大学長、林栄一大阪外国語大学長の紹介があったのち議事に入った。

【議事】

1. 委員会の審議事項について

このことについて委員長から次のような説明があった。

本日は、まず当委員会の今後の審議事項についてお諮りしたい。これについては、これまで

各常置委員会が行ってきた主なる審議事項並びに当面の審議事項、懸案事項等についての資料が配付されているので参考までにご覧いただきたい。

なお、ここに掲げられている当面の審議事項、懸案事項については何かこれに付け加える事項、あるいは削ってもよいと思われるような事項があるかもしれないので、その点についてご検討願いたい。ただ、この中の「帰国子女の大学進学について」の問題は、大学の入試とも絡む問題であるので、これは第2常置委員会の方で主としてご審議願うということにして、当

委員会としては、この問題に関連して何か今後必要な問題でも生じたら、その場合は委員会に諮って意見をまとめることにしたい。

以上のような説明があったのち、概ね次のような意見の交換が行われた。

- 本委員会では「過去10年間における主な審議事項」をみても、また、ここ2、3年の審議内容にしても、国際交流の問題が主力であったように思われる。当面の審議事項に“国際交流について”を加えてはどうか。
- 懸案事項3の「帰国子女の大学進学について」は、第一義的には第2常置委員会の所管事項と思うが、これは特殊な問題を抱えているので、主として第2常置で取り扱って貰うとしても、必要があれば第5常置で検討するという事で、項目として挙げておいてはどうか。
- 懸案事項というのは、これから解決していかなければならない問題だと理解してよいか。そうだとすれば、何らかの解決案が出なければペンディング事項として残っていくことになるわけであるから、そういう意味で、これまでの主な審議事項を整理して、もう一度懸案事項の中に挙げることも必要ではないか。

以上のほか、連合大学院の問題、中国からの留学生受入れの問題について意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

当面の審議事項として、1番目をご提案のとおり「国際学術交流」とし、2番目に「国内の大学間交流」、3番目として「学長の国際交流」としてはどうか。また、「過去10年間における主な審議事項」をみると、「国際学術交流につ

いて」という大きな項目の中に含まれるもの、たまたまその時だけの話題、あるいは説明だけで終わったものもある。それから連合大学院の問題は、関係している大学が限られているということもあり、一応この審議事項から除くこととしたい。次に懸案事項としては、1の「在外研究員の問題」については、これも今までここで論議されている問題で、このまま生かしておきたい。2の「外国人の国公立大学教員任用について」は、第1常置委員会でも取り上げている問題であるが、本委員会でも論議してきた項目であり、これを挙げておくこととしたい。3の「帰国子女の大学進学について」も、項目として載せておいて、必要に応じて検討することとしたい。

以上の委員長の方針により今後の作業を進めることが了承された。

2. 国立大学長の中国視察について

このことについて、委員長から次のような経過説明があった。

一昨年国大協が主催して学長の中から希望者を募って訪中団を組織して中国を視察した。これに関し、昨年も継続して実施した方がよいという声があり、私共の方で全学長に呼び掛けたところ、数名の学長の方々から参加申し込みがあった。

ところが、たまたま、中国政府から文部省に対して、日本の大学で中国の留学生がお世話になっているので、日本の国立大学の学長方を招待したいという申し入れがあって、文部省でも並行して学長訪中団の話が進められていた。そういうことで、一度に2つの訪中団の計画が出てきたが、この両方を実施するのめどうかということで、文部省と接触の結果、今回は国大協

の計画の方は中止しようということになり、文部省がその人選に配慮を加えて派遣することになった。

しかし、これは今回限りのことであり、今後、中国視察を実施しようとするれば国大協プロパーの企画としていくことになるであろうが、国大協として今後これを実施していくかどうかお諮りしたい。

以上の説明について若干の質疑があった後、学長の訪中間題については今年は1年見送り、様子をみて考えることにしてはどうかということになった。

3. 学長の国際交流について

最後に「学長の国際交流」について、委員長から次のような説明があった。

今年はメキシコから3名の学長が来日されることになっており、こちらの案としては、10月13日から2週間の予定で先方に都合を問い合わせ中である。このことについて、今一、二の大学から自分の大学を訪問して欲しい旨の申し出がなされているが、特に希望があればお申し出願いたい。

それから、次の年の招致国の候補についてであるが、これについては文部省作成の「これまでの外国の大学長招致リスト」を参考にして、

来年また今後の招致国についてご意見を出していただきたい。また、この学長の国際交流については、外国から招待すると同時に、当方からも訪問できるようになれば一層効果が挙がるのではないかと思われる。

以上の説明に対して、次のような意見の交換があった。

- 共産圏は対象にならないのか。
- 特にそういうことはない。
- 相手国との交渉の際に相互交流の形で行いたいという意向は表明しているのか。
- 特にこちらからは求めていない。
- なるべく相互交流ができるよう交渉して欲しい。
- この学長の国際交流は文部省でも予算措置をしてくれているのであるから、有効なものにして継続していきたい。

以上のような意見の交換ののち、今後の候補としてマレーシア、東欧圏（ハンガリー、ブルガリア）、北欧（デンマーク、スウェーデン）、ニュージーランド等が挙げられ、できるだけ同数で相互に交流するという方向で継続することが了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

日 時 昭和57年 5月13日(木) 13:30~16:00
場 所 国立大学協会会議室
出席者 平野会長

第6常置委員会

諸星委員長
有江, 荒井, 梅津, 松田, 大石, 宮沢, 高安,
高梨, 武藤, 阪田, 後藤, 砂田, 中塚各委員
平間, 荻原, 安藤各専門委員
(文部省) 阿部大学局審議官, 大崎学術国際局審
議官, 斎藤大学課長他2名

諸星委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より新たに専門委員に就任された篠沢東京大学事務局長(本日欠席)及び安藤東京大学庶務部長の紹介があり, ついで本日の会議に出席ねがった文部省関係官に謝辞が述べられたのち, 議事に入った。

【議 事】

1. 昭和58年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について

まず阿部大学局審議官から, 配付資料「国立学校関係の来年度概算要求をとりまく状況について」に基づき, 概ね次のような説明があった。

従来, 文部省はこの時期に開催される第6常置委員会に翌年度の概算要求編成方針についての考え方を文書にまとめて配付し, これについてご協議ねがい, さらにその直後に開催される特別会計制度協議会にこれを提出してご意見を伺い, その上で概算要求に関する事務局長会議に臨んで各大学の予算編成の方針の説明を行ってきた。しかし, 昨年は第2臨調の第1次答申の提出や政府のゼロシーリングの方針の関係で, 概算要求の具体的方針を示す文書作成が困難となり, 事務局長会議では口頭による情況説明を行うに止めた。本年は昨年以上に厳しい財

政事情にあるため, 概算要求の編成に当たり, その方針を文書にとりまとめるのが昨年同様困難であるため, 本日は配付資料(国立学校関係の来年度概算要求をとりまく状況について)を基に主要な4点について説明をし, これについてのご理解を賜りたいと思う。

第1に, 昨年はゼロシーリングということで大変苦しい予算編成であった。しかし本年も, 昭和56年度における大幅な税収不足が見込まれるとか, 財政再建の基本方針である赤字国債の減額, その他, 当然増経費等を勘案すると, 新規事業をせすとも6兆円ほどの不足が見込まれる。税収不足額の確定が6月, 第2臨調基本答申とりまとめが7月, その他, 首相のサミット出席のための海外出張等考えると, 政府の概算要求編成方針が確定するのは早くとも7月はじめになるだろうが, 以上のような諸般の状況を考えると, 来年度以降の財政運営は一層深刻なものとなる見通しで, 経費については5%程度のマイナスシーリングという厳しい予算も予想される。

また定員については, 本年度が前年要求の2分の1という枠組みをはめられたが, 来年度はこれが認められるかどうかははっきりしない状況であり, 仮に前年通りでも新設3医科大学の附属病院の創設が予定され, また学年進行による既定増員等もあって, 昨年以上の厳しさが予

想される。

第2に、昨年第2臨調は、57年度予算に際し緊急に措置すべきものとして第1次答申を出したが、現在では中長期的展望の下に第1～第4部会に分れて、それぞれ分担事項の審議を行っている。今後、5月中に各部会より部会報告が提出され、この答申原案を6月から7月にかけて臨時行政調査会で審議のうえ、同月中に基本答申としてとりまとめられる予定であるが、そこでの国立学校に関する指摘事項については適切な対応が求められることになる。

第3に、昨夏国立大学（22大学が対象となった）等に対する行政監察が実施され、国立大学にあっては研究施設・設備利用の効率化、事務組織の合理化、農場・演習林の配置・利用の合理化等の調査、点検が行われ、近くその結果に対する報告が予定されている。このことについて、文部省としては単に行政的視点からでなく、大学の研究教育の発展という視点からの対応を行政管理庁に要請しているが、現下の情勢では近く出される報告も厳しい内容となることが予想され、今後その適切な対応が求められることになる。

第4に、大学進学率の停滞傾向を踏まえ、現在、大学設置審議会大学設置計画分科会で「高等教育の計画的整備について〈後期計画〉」の見直し作業を行っており、この6月にその結果報告が出される予定である。従来の整備計画より抑制された方向に向うのではないかと予想される。

以上のような状況であるが、具体の予算編成の考え方としては、現下の行財政的制約に適切に対応しつつ、なおかつ高等教育の計画的整備、学術研究の振興、国際研究協力の推進等々の従来からの方向を踏まえて全体的な向上を図

りたい。なお、実際の手算編成に際しては、厳選に厳選を重ねることになるが、大学であっても概算要求については精選して出してほしいし、また学内での検討に際しては学問的・社会的要請に対応して既存の学部組織・研究組織の転換再編成、定員や経費の効率的活用等の問題についてもお考えいただきたい。

続いて大崎学術国際局審議官より概ね次のような説明があった。

来年度の学術国際局関係の概算要求をとりまく状況については、基本的にはただいまの阿部審議官の説明のとおりだが、若干固有の問題もあるので補足的に説明したい。

臨調関係でいうと、科学技術行政の観点からの大学における学術研究のあり方が主として次の3つの側面から問題となった。

①産・官・学の有機的連携協力の推進

②上記の研究推進を図る上での総合調整の強化

③既存の研究組織等の見直しとその効率化

これに対しては、国大協の諸先生等の協力の下、大学における学術研究の特性について臨調関係者の理解を得つつある。ただ、大学における研究も社会的要請を踏まえる必要もあるし、また組織運営等の効率化も否定するわけにいかないという側面も当然あり、基本答申にその観点からの指摘があれば、適切な対応が必要と考える。

次に行政監察に関していうと、昨年夏の調査においては研究所が大きな比重を占めた。その報告は研究の自由を阻害する内容とならないと確信するが、やはり大学自らも組織運営の効率化とか、施設・設備利用の効率化等について努力することも必要であろう。

このような諸情勢の下で来年度の概算要求に対処しなければならないが、学術国際局の立場からいうと、学術研究は日進月歩であり、これら全般の発展を図りつつも、さらに重点を絞った上で重要基礎研究の推進を図りたいと考える。現下の財政状況の折柄その財源をどこから捻出するか、これを同時並行的に考えていかないと概算要求が出来ないという状況である。各大学にあっても、第2臨調・行政監察などの他律的な動きによるだけでなく、大学自ら研究水準向上のため事務組織・研究組織の再編改組・統廃合等による合理化・効率化、共同利用化の促進等を含めた運営の改善について努力をおねがいし、経費の一層の活用をおねがいたいと考える。

以上の説明に関し、次のような意見の交換があった。

- 財源不足のため来年度の文部省予算総額が本年度と比し5%程度のマイナスシーリングも予想されるとの説明があったが、仮にそのような事態になった場合、各局一律に-5%になるのか、それとも、例えば建物等の経費を削減して他の方面に充当するのか、その辺どのように考えているのか。
- 文部省として、それぞれの施策の重要性という観点から比較検討の上、文部省としての最終的判断を下すことになる。昨年は、一部には景気回復のため建物等の予算執行は前向きに検討すべきであるという意見もあったが、結局は建物等の予算をおさえることでゼロシーリングに対する措置を講じた。しかし、来年度については現在のところ五里霧中の状況である。
- 定員のシーリングについて何か情報が入っ

ているであろうか。

- 行政管理庁とも接触しているが、どの程度になるか全く情報が入ってない。ただ行政管理庁も、来年度の政府全体予算の大枠を把握できないと、定員の方針も打ち出せないのではなからうか。
 - 臨調では幅広い議論をしているが、臨調での文教政策と大学設置計画分科会での整備計画との両者のかねあいはどのようになるのか。また、最近では国立大学全般に、志願者の減少、入学辞退者の増加の傾向が見られ、国立大学側も中長期的展望の下、大学における研究教育のあり方を真剣に検討する必要があるが、大学の検討の結果、スクラップ・アンド・ビルドをすることになった場合、若干予算的にも大学にメリットがあるような措置を講ずることも必要ではないか。その他、大学開放の問題については、18歳人口の減少傾向を踏まえると、公開講座よりも社会人の大学受入れについて考える方がより重要であると考える。
 - 臨調は財政再建の観点から、高等教育に関しては、特に国立大学の量的抑制と私立大学の助成抑制の2つの問題を中心に審議しているようだが、大学設置分科会の方は財政再建という共通の認識は持ちつつも、なおどのように国立大学の質的充実を図るかという観点から、今後の18歳人口の推移を踏まえ「後期計画」自体の見直し等を含め、来年度予算編成に何らかの形で関連させるべく、この6月を目標に報告の取りまとめを進めている。
- また、大学進学率については、近年の私立大学の入学定員水ましの積極的解消策もあり、一概に減少傾向にあると言い難い面もある。なお、大学開放は、進学率減少から生じ

た話でなく、最近しばしば大学は社会的ニーズにもっと柔軟に対処すべきとの指摘があり、またそれが高等教育なり学問なりの発展のひとつの途でもあるので、これについても弾力的に対処したいと考えたからである。

- 現在の臨調の考え方は、スクラップ・スクラップ・アンド・ビルドであるが、文部省としては必要なものは極力努力したい。ただ、先程の予算的なメリットの配慮をのぞむということについては、現在の状況を考えて困難と考える。
- 研究施設の効率的利用・編成替えを検討する際、一番ネックとなるのは種々な会計法規である。大学でもこれらについて検討する必要があるが、文部省においても、そのネックとなる会計法規の改正を検討ねがいたい。
- 定員削減の関係で事務簡素化等の努力は続けており、若干ずつだが改善されていると考える。ただこれには大学レベル・文部省レベル・法令レベルといくつかの段階があり、文部省としても常に見直し、順次改善を図るべく努力したいが、大学においても具体的な組織替え等に際し、何がネックとなるかも指摘ねがいたい。また、事務組織の一元化は、一部で検討されているとも聞くが、各大学であってもまだ工夫の余地があると考えている。
- 大学内部でも、制度以前の問題として業務の生産性・質の向上について方法もあるような気がするが、大学における研究の国際的水準を下げるようなことがあってはならない。
- 臨調の意見に対し、文部省・国立大学側として何か見解等を示すことも必要と考えるが、その点どうであろうか。
- 目下の財政状況は冒頭で説明した通りで、文部省もこれに関して共通の認識を持ってい

るが、例えば新設医大の附属病院設置に代え関連病院の利用を主張するような誤解に基づく意見については説得につとめている。今後、この類のものについては前向きに対処したい。

以上の他に、洋書購入の直接版元への申込による経費の節減に関し若干意見の交換があり、来年度の概算要求の編成方針についての協議を終了した。

(文部省退席)

続いて委員長より、配付の参考資料「予算問題に関し第6常置委員会からの特別会計制度協議会への提言(53年度以降)」に基づき提言の項目の説明がなされたのち、来る5月21日開催の特別会計制度協議会に臨むに当たっての第6常置委員会としての要望事項について諮られ、概ね次のような意見の交換があった。

- マイナスシーリングが取沙汰されている状況下で、予算増額の要求をするのは無理かもしれないが、教官研究旅費の増額、光熱水料の確保については要望することが必要であろう。
- 近来、授業料と入学検定料が交互に値上げされてきたが、本年は臨調の関係等もあり、情勢がさらに厳しいので、学費問題についても触れておいた方がよいであろう。
- 新設医科大学の計画的整備についてもぜひ要望してもらいたい。
- 定員の問題は全大学共通の課題でもあるので、ただいまの新設医大の整備の件は定員確保という全般的な形で要望の中にも含めることにしたい。

概ね以上のような意見の交換があったのち、

委員長より次のように述べられ、了承された。

今回の特別会計制度協議会（5. 21）において、来年度の概算要求に関し、ただいま指摘のあった、(1)教官研究旅費の増額、(2)光熱水量費の確保、(3)授業料問題、(4)新設医科大学の整備について、(5)大学予算の効率的執行のための制度改善、の5項目を第6常置委員会の要望として提起することにした。

2. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

これについて高梨委員より次のように述べられたのち、配付資料「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書（案）」に基づき詳細な説明があった。

この要望書は例年提出しているものであるが、今年は、目下人事院において昭和60年度実施を目途に国家公務員の給与ならびに処遇のあり方について抜本的見直し作業が進んでいるという状況を踏まえ、内容的には昨年と同じであるが表現形式等に若干修正を加えた。この案は、去る5月8日の給与問題小委員会に原案を提出し了承を得たものであり、本日、承認が得られれば来る6月総会に提出したいと考えている。

以上の説明に関して、次のような意見の交換があった。

- 新構想大学の副学長に対する指定職の適用例が非常に少ないので、副学長の指定職適用のことをこの要望書に盛り込むよう配慮ねがいたい。
- そのことに関してはかつて協議した経緯があるが、その時は副学長制自体に反対の意見も出て、国大協としてのコンセンサスが得ら

れなかった。そのような経緯があるが、副学長を部局長のカテゴリーの中に入れて、要望書の第3項の表題のところを「部局長（学生部長等を含む）……」という形で処置することにしたらどうであろうか。（了承）

以上をもって、本議題についての協議を終了した。

3. 研究技術専門官制度の新設に関する要望書について

これについて荻原専門委員より次のように述べられたのち、配付資料「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」に基づき、今回の修正箇所を中心に説明があった。

これは既に昭和54年6月総会での了承のもと、人事院に提出したものであるが（文部省には53年11月提出）、その後も給与小委員会で検討を重ねた結果、新たに若干の修正を加えた。しかし、内容の基本については変りないので、本日承認が得られれば来る6月総会に提案し、文部省および人事院に再提出したい。

以上の説明に関して、次のような意見の交換があった。

- 人事院における国家公務員給与全面見直し作業についての状況を伺いたい。
- 昭和60年実施を目標に、来年の人事院勧告で基本的事項については具体的に盛り込む予定と聞いている。また、今夏の勧告で、抽象的にでも来年度に向けての予告勧告も入れたという考えもあるようである。
- 人事院の国家公務員給与全面見直しの検討での一番の問題は、行(一)職員の取扱いである。現在、行(一)職員の中味は雑多で運用不可能の状態に至っており、人事院でも行(一)中の専門職員をどう引き離すかという方向で議

論が進んでおり、これから見ると、この研究技術専門官制度は今回の全面見直しに乗る可能性が強いと考える。なお、前回の給与小委員会(57.5.8)では、取り敢えず、この研究技術専門官制度の要望は先行させるが、その他の国立大学教職員の待遇改善に関する諸問題(例えば大学院調整手当、研究休暇制、失業手当制度等)についても、今秋の総会を目的に全面的な見直しを検討するという結論になっている。

- 現在、講師・助手の採用は、大部分の大学で教授会人事に委ねられている。しかし、この制度では研究技術専門官をどこで選考し採用を決定するか、その任命権に関して明示されていないが、その点はどうなのか。
- 教官との比較からいうと、助教授に相当する1等級(技監)は大臣任命、その他は学長委任という形も考えられようが、研究技術専門官は身分上は文部技官であるので、教授会人事には入らない。
- そうすると、従来教授会人事であったものが外れるわけであるので、人事管理上の混乱の恐れもあり、任命権のことについて明示すべきではなからうか。
- 研究技術専門官の構想試案の4項目で「身分は、文部技官であり」と述べたのは、そういう意味を含めたつもりである。
- 助手が研究技術専門官に移ることにより教特法の枠から外れるわけで、身分保障等の点でデメリットが生じるのではないか。
- 確かに教特法に基づくものは失うが、他の行政職と同様に国家公務員法に基づく身分保障は残る。なお、今は構想という建前論を述べているので、実際の運用の際、例えば高齢の助手で現職のままでもいいと希望する者

を、強制的に移行させることは出来ないと考ええる。その辺は具体の運用の問題になる。

- 2等級(主任専門官)等の職務は、いまの助手のそれと同様であるが、当制度の実現により処遇面が改善されると、多くの助手が移る可能性も考えられよう。
- 実際に制度を運用してみないと、どう育っていくかわからない。なお、参考までに、この問題についての現在に至るまでの経緯を若干説明したい。従来より第1常置委員会と第6常置委員会で合同小委員会を設け、大学の制度面及び処遇面から助手の待遇改善を図るため、助手の実態調査の実施等検討を重ねたが、いろいろ困難な問題があり、結局は改善策をみるまでには至らなかった。しかし、その後も第1・第6両常置委員会合同で専門官制度問題小委員会を設け、助手の種々なタイプ(研究助手、実験助手、事務助手、臨床・研究助手)のうち、実験技術的な職務の助手を研究技術専門官に移すことにより、現行の助手制度を若干なりとも純粋化することを考えた。また、高度な技術者を確保しないと大学の研究上支障が生ずるので、これらの技術者に対する待遇改善を図り、現職者の確保と同時に将来の人材獲得にもそなえる必要もあり、このような構想試案を作りその実現方を要望した。しかし、この制度が実現しても、発足当初は過渡期であるから、従来の助手制度の運用との間で若干の混乱が起こるのは避けられないと考えるし、それは漸次時間の経過とともに整理されていくものと考えている。
- 研究技術専門官の職務内容は、現在の助手の職務より格が高いように読み取れるが、どうであろうか。
- 将来、処遇面で教授と同等の者があっても

いいという考え方が根底にあり、助手よりも上になっている。

- そのように考えると、教官人事なみとすべきであると考えられてくる。
- この問題の審議に際し、教官組織のことに触れると案がまとまりにくいという状況もあり、最高は助教授なみの処遇としながらも、文部技官として位置づけた。また、実際の運用の際、各講座の必要とする技官については、研究に従事している教官の考えを無視しては決められないわけで、それは結局、大学なり学部の運用上の問題と考える。
- 文部技官になった場合、学会への出張の扱

いとか研究旅費とかはどうか。

- 制度発足の際には、科研費の申請権、学会出張旅費等付随する問題についても、どのように取扱うか詰めることになる。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

当要望書に異存がなければ、これを来る6月の総会に諮り、承認が得られたら、関係機関に対し実現方を積極的に要望したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 昭和57年6月23日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館第8研修室

出席者 諸星委員長

有江、梅津、松田、阿部、小野、宮沢、高安、高梨、武藤、阪田、後藤、頼實、砂田、田中(代:荒木)、中塚各委員

諸星委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長から次のように挨拶があった。

今朝の新聞報道によれば明年度の概算要求はマイナス5%シーリングという厳しいものになりそうであるということであるが、当委員会としても、このような厳しい財政事情を踏まえた上で大学財政に対処していかなければならないと思う。なお、本日は特に結論めいたものを出すということではなく、本委員会の所掌に関する問題について自由に意見を交換するという形で議事をすすめることにしたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

【議事】

1. 調整手当について

このことについて次の2つの意見が出された。

1) 大学の郊外移転に伴う調整手当の問題

広島大学においては広島地区(乙地3%)から西条地区(非支給地)への移転に伴い、調整手当が変更されることになる。この切り換えは3年間は保障があるものの、その後は支給されなくなるが、筑波大学の場合はどうになっているのか。

2) 地方大学における支給区分の見直し

地方の大学は一般に支給区分が低くされているため、支給区分の高い地域から人材を得

ようとしても、給与が低くなるという理由から実現が難しい。このように調整手当の高低が人事交流のネックとなっているので、地方大学の調整手当増額を配慮してほしいと思う。

以上の発言に対し次のような意見が述べられた。

1) については、国の施策上のものなので特例(筑波研究学園都市移転手当)によっている。

2) については、調整手当は教官のみならず、行政官等にも支給されており、最近の社会的動向としてUターン現象により中央での人材確保が困難と聞いている。そこで、地方の調整手当を高くすることは現実的とはいえない。従って、この問題については教官独自の別の手当を考えた方がよいと思う。これには、「大学院担当による調整額」「共通1次・論文審査による超過勤務手当」をも含めて見直して、「研究調整額」といった手当に一本化する方向が考えられる。

2. 助手の待遇改善について

助手から講師への途が広くひらかれるようにとの要望があり、これに関して次のような意見が述べられた。

- 講師は医学系学部以外は、各大学でもその定数が少ないので、むずかしいのではないか。
- 助手といっても先に本委員会で調査したように、各大学間、また同じ大学でも各部局間で種々その職務内容の相違があって、その処遇改善は一律には考えられない。
- 人文系の学部では任期制をとっているところが多い。
- 同一学部内はだめだが、他学部・他大学の非常勤講師としては可能な大学も多いので、

根本的な待遇改善とはならないかもしれないが、講義の機会を与えることを積極的にすすめてはどうか。そうすれば肩書だけでも一応講師となる。

- 国大協で要望している「研究技術専門官制度」ともからみあう部分が多いので一緒に考えることにしてはどうか。
- 常勤講師の職階をなくして教授・助教授・助手の三本立として講師の名称は非常勤のみ与えることにしてはどうか。
- 教養部の自然科学系には助手の定員がっていないが、考慮の要がある。

3. 指定職について

このことについて次のような意見があった。

国大協では、全部局長を指定職に適用するようとの要望がなされているが、これについて人事院では次のように説明している。全部局長の数で定数を配分しているが、現在行われている定年1年前の一部教官に対する指定職(毎年文部省関係は約350名)昇格措置が別枠となっていないため、これを配分数から使用している。このことは文部省内での問題であり、従って文部省に対し、定年1年前の教官への指定職昇格をやめるよう要望すれば、部局長全員につくことになる。

また関連して、学長における指定職のランクは東大・京大を筆頭に旧帝大……単科大学というように区分されているが、このことが各大学間の格差につながっているのではないかと、この意見が述べられた。

5. 学長交際費について

このことについて次のような意見があった。学長交際費に関しては、ほとんどないも同然

の現状で、例えば関係者の慶弔に伴う費用にも不足する程度の少額である。特に大学として外国から人を招へいしたくとも予算的裏付がなく呼べないケースが多い。大学独自の予算で呼べるようになればよいのであるが、現在はほとんど学術振興会の費用で呼んでいる実情である。せつかく先方と交渉がまとまっても費用等の都合で実現できないことが多く、先方に対して失礼にあたることもしばしばである。

5. 非常勤講師の旅費について

このことについて次のような意見があった。

非常勤講師旅費が少なくて計画どおり呼べないケースがあるという話をきくが、非常勤講師の旅費は、総枠の範囲内で配分されるので、人数が多くなれば1人当りの額は低くおさえざるを得なくなる。また、医学系では1科目を少時間ずつ担当するので、どうしても非常勤講師の数は多くなる傾向にある。

6. SABBATICAL YEAR 制の導入について

このことについて次のような意見が述べられ

た。

- 私立大学では5～6年に1回位実施している大学もあると聞いている。
- この導入にあたっては公平な機会を与える必要がある。
- 勤務時間とのからみも考えて対処しなければならぬ。
- この制度を活用して単なる一年の休暇でなく遊学をさせる。この場合費用・行先等なるべく制限を加えないようにしないと遊学とは言えない。

7. 国際交流について

このことは第5常置委員会の所掌とも重なる部分もあるが、大学の予算・教官の待遇といった面から、次のような意見があった。

- 若い人が発展途上国に行きたがらないのは、帰国しても待遇面でみかえりがないからではないか。

次いで、国際交流に関する問題点について若干の意見交換が行われた。

日 時 昭和57年6月21日(月) 16:30～17:40
場 所 国立大学協会会議室
出席者 猪委員長

医学教育に関する特別委員会

吉田, 高安, 館, 吉利, 井沢, 脇坂, 山村,
古川, 福見各委員
堀専門委員
(文部省) 前知医学教育課長

猪委員長主宰のもとに開会。

協議に先立ち、委員長より配付資料「国立大学の定員要求について(要望書)」(6月10日提出)に関し、次のように説明があった。

来年度の概算要求に当たり、新設3医科大学

から病院創設等のための定員増の要望が強くだされており、これを主要な柱とした国立大学全体の定員要求についての要望書を去る6月10日、諸星第6常置委員長と松田理事(東京工業大学長)が同道して行政管理庁加地事務次官及

び佐倉行政管理局長に面談のうえ提出した。なお、この要望書の提出に先立ち、去る6月4日に私と吉利浜松医科大学長、高安山梨医科大学長、奥田福井医科大学副学長ならびに文部省より前畑医学教育課長にもご出席ねがって、これの対策について協議し、国大協から関係方面に要望書を提出することを考慮するとともに、当該大学にあっては地元国会議員等への協力方の働きかけを検討することを申し合わせた。

続いて前畑医学教育課長より次のように述べられた。

医学部に関しては、今日まで専ら新設医大の整備にかかりきりの状況で、既設の医学部の方には皺寄せが及んでいるが、定員関係は暫く猶予いただくとしても、今年度あたりから既設大学の病院等の施設や設備の整備について、施設部等とも相談しているのでよろしくご了承がいたい。

【講 事】

◎ 当面の諸問題について

このことについて前畑医学教育課長より配付資料「国立大学附属病院運営上の諸問題について（説明メモ）」、「臨時行政調査会 の部会審議における国立大学関係主要事項」、「受託研究の取扱いについて（通知）」、「国立大学附属病院における医薬品等の臨床研究の受託について（通知）」等に基づき、概ね次のような説明があった。

①附属病院の当面する諸問題について

最近附属病院で起こっている問題としては、医局問題、社会的要請の多様化、治験薬の取扱い、医薬品購入、国際医療協力等々の問題があ

り、これについては去る6月8日、名古屋大学において開催された病院長会議において、この説明メモを配付し、ご理解をねがった次第である。

②第2臨調における医学教育関係の部会審議事項について

第2臨調の部会審議において、医療供給体制の体系的整備について議論がなされており、そのうち、医学教育に関連しては、配付資料にあるように「医療従事者について、将来の需給バランスを見通しつつ、適切な養成に努める。特に医師の過剰を招かないよう合理的な医師養成を樹立する。」との議論もあるのでご紹介しておく。

③受託研究の取扱いについて

これは厚生省の国立病院における治験薬（医薬品等の臨床研究）の取扱い方に端を発した問題で、国立病院は国立学校特別会計と異なり受託研究・奨学寄付金等の制度がなく、医薬品メーカー等から治験のため受取った金額は別途会計でプールしたうえ病院の所要経費に充てており、昨年の国会で国立病院は国の機関であるので、これらの金額は予算化し歳入歳出をすべきであるとの指摘がなされた。そこで57年度予算編成に当たっては、国立病院は治験を受託研究として処理することとなり、これに伴い国立学校特別会計でも同様に処理することになった。

ところが文部省では、従来受託研究費は前年度実績に基づき予算編成をしてきたが、ご承知の通り56年度はゼロシーリングのため前年度予算と同額となったため、各大学には予算の関係で研究上必要な受託研究を引き受けられないという事態も一部には発生し困られたということもあり、57年度は大蔵省と折衝の結果、受託研究費の増額を図るとともに、当予算をオーバー

する実績になった場合、その実績に見合った歳出予算を組むことになった。

そこで大蔵省では、以上の2つに関連し受託研究取扱いの見直しを検討した結果、本日配付のような通知となった。その要点は次のとおりである。

- ① 委託者が負担する額は、謝金、旅費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（「直接経費」という）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（「間接経費」という）の合算額とする。
- ② 委託者の負担額のうち、受託研究費として国立学校に示達する額は直接経費分のみとし、間接経費の分は特別会計にプールする。
- ③ 間接経費の算定が困難であるので、直接経費に30%上乗せした額を委託者に請求する。

④ 治験の取扱いについて

従来、治験の取扱いは明確でなく、一般に奨学寄付金として処理されてきたが、今後、国立大学附属病院において外部からの依頼により医薬品等の臨床研究を実施する場合、これを受託研究として取扱ってほしい。なお、実施に当たっては、配付資料の記載事項に留意のうえ事務処理上遺漏なきようご配慮ねがいたい。

以上の説明に関し、概ね次のような意見の交換があった。

- 受託研究のことだが、例えば地方自治体からの受託研究の場合、今年には既に予算措置をした後であるので、いわば経過措置的な弾力的運用は出来ないであろうか。
- 省内でもその議論は出ており、現在関係部局とも協議しているところである。ただ、いまの話と関連して、治験を受託研究として受

けても、その金額の算出が困難であるという質問が大学の経理部長の一部からあり、これに対し文部省としては、治験を受入れる時に受託研究として取扱ってほしいという話と、委託者から奨学寄付金を受入れることとは別の話であり、何も奨学寄付金の受入れまで禁止しているわけではないので、その辺よくご理解をいただき対処ねがいたいと説明している。

- 今まで受託研究予算がオーバーした場合には考慮しなかったのであろうか。
- 52年度、53年度は予算額より決算額が少なかった。そこで54年度は前年度実績に基づき22億3,200万円の予算を組んだが、決算額は25億6,400万円となり、また、55年度も予算額24億9,500万円に対し決算額28億8,000万円で、それぞれオーバーした。しかし56年度予算はゼロシーリングのため前年と同額の予算となったため、かなりの不足を生じた。そこで今年は33億8,400万円の予算措置をし、更に歳入のあることでもあるので、実際にオーバーした場合でも弾力的に対応するということになった。

以上のような意見交換の後、引き続き医学教育課長より概ね次のような説明があった。

最近国会において行財政改革と関連し、国立大学医学部の入学定員を減らすべきであるという議論がある。これは国立大学医学部の学生1人当たり年間600万円の経費がかかり、その入学定員を減らす（それに応じて教官も若干削減）ことは、財政再建に役立つであろうという議論が出ている。文部省は従前の方針に基づき対処しているが、基本的には長期的展望に立った医師の需要を見定める必要があるし、またその

際、仮に入学定員の過剰という結論が出て、
国公立大学のいずれの分野からどのように削
減するかについては、医師養成に対する社会一
般の期待、地域社会との関連等々複雑な要素が
絡んでおり慎重なる対応が必要と考えている。
しかし国会筋の議論では、行財政改革に関連
し、国立大学から減らせばよいという形になっ
ており、その対応に苦慮している。本日は、学
長各位から医師養成における国立大学の役割に
ついて、ご意見を伺えれば幸いである。

以上の説明に関し、概ね次のような意見の交
換があった。

- ご承知のことと思うが、イギリス、アメリ
カでの検討結果を見ても、医師の需要数を出
すことは困難のようである。
- 適切なる医師数は、医療制度・医療の質等
とも相互に関連し、正確な数値を出すことは
不可能にしても、現に西ドイツ・イタリアは
大変な医師過剰の状態にあり、それら諸外国
の実態を調査することは可能である。国会で
の議論に対処する意味でも、国立大学の国の
医療に占める役割の重要性について、この際
検討しておくべきと考える。例えば、十数年
前に吉田富三元東大教授が学術審議会の医学
視学委員会委員長の時、医師会と厚生省に対
し医師の対人口比はどれくらいが必要かとい
う質問をしたことがあるが、これに対して全
く回答がなかった。このことは大変困難な問
題とは思いますが、調査の実施を含め、ある程度
の答えを出すべき必要があるのではなからう
か。
- 医療従事者の予測は、医療制度とか、社会
的要請の高さとか、種々な要素により変動す
るもので、当委員会で検討できるような問題

ではない。しかし、こういう問題を学問とし
て研究しているグループもあり、文部省はそ
のようなグループに科学研究費の措置を講ず
るとかして、本格的に取り組む方法もあろう。

- 文部省としては、その意味においても「21
世紀に向けての医療」（東京大・森教授代表）
に期待している。
- 厚生省は医学教育振興財団に委託し、その
問題を検討しており、先般報告書も出したよ
うである。
- この問題は放置することも出来ないが、扱
い方は大変難しい。先程ご指摘のあったよう
に諸外国の事情を徹底的に調査したらどう
か。この調査は当委員会では出来ないので、
どこか適当な機関で調査・検討してもら
うことになるだろうが、諸外国の実態を知ることは
意義がある。
- 予てから問題となっている医師国家試験改
善検討に関する常設の検討機関設置の件だ
が、現在厚生省は歯科医師について議論して
おり、今のところ、設置形態はいわゆる大物
の先生方による委員会を作り、その下部組織
として前述の機関の設置を考えているよう
である。ただし、この形態を医師国家試験にま
で持ち込むか否かは、白紙のようである。
- 委員の人選に際して、国立大学側として厚
生省に意見を述べる必要があるのではない
か。
- 文部省としては、人選に当っては十分相談
ねがいたい旨申し入れている。
- 歯学教育と医学教育は、歴史的に考えても
基本的に違っている。歯学と同じ考え方で、
医師国家試験の委員の人選をされては困る。
- 先般開催された全国医学部長・病院長会議
では、医師国家試験に関し、どのような議論

がなされたのであろうか。

- 議論の中心になったのは、ひとつは大学のランキングを発表するなということであり、もうひとつは不合格者個々に対する採点内容の通知（個人宛通知が困難の場合は大学宛に通知）である。会議には厚生省の医事課長も出席され、後者については検討を表明した。
- 以前より段々と試験の出題問題がなくなるという意見があり、そのため試験問題を沢山プールし、その中から適宜出題するという考え方が出たが、その作業が進んでいない。確かに前に出題してない問題を作成しなければならぬということであるが、これは事実であ

らう。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、本日の議事を終了した。

本日協議のあった適切な医師数の問題については、医師の過剰問題を含め、もう少し諸外国の実態を他の適当な機関に調査ねがい、これについて当委員会としてもさらに検討したい。また、国立大学医学部の国家的な位置づけ及び医師国家試験の問題については、将来、見解等を表明することも考えられるので、これらについてもさらに検討を重ねることにしたい。

教員養成制度特別委員会

日 時 昭和57年6月21日(月) 13:30~15:00

場 所 学士会分館8号室

出席者 井沢委員長

岡路、岩下、阿部、田浦、小林(哲)、小林(章)、
後藤、沢田、岡本各委員
山田専門委員

井沢委員長主宰のもとに開会。

【議 事】

1. 大学における教員養成の問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

当特別委員会は昨年11月10日（総会の前日）に開催したが、その後は毎月1回の割で小委員会を開催し、本日の配付資料「報告書の題目・内容について」にあるように、教員養成制度充実ということを中心課題として検討を続けてきた。その中身の柱は、教員の資格制度の基本的な考え方、教職課程センター、1年課程の教員養成、聴講生制度、などとし、それぞれ執筆分担を決めて報告書の原案をまとめてもらい、そ

の総体のまとめを岩下委員にお願いすることになっている。このあとの作業日程は、7月と9月に開催する小委員会において原案の検討作業を終わり、11月総会には報告書全体の要旨をまとめて報告する段取りとしている。

以上のような経過と見通しの下に報告書作成の作業が進められているが、本日はまず原案作成に当たっている各委員から担当事項の検討経過あるいは原案の概要について説明を伺うことにしたい。

以上の説明ののち、各担当委員からそれぞれ次のとおり説明があった。

教員資格制度の基本的考え方 山田専門委員
「免許制度の改善」のうち履修基準

後藤委員

大学における教員養成の充実 田浦委員

聴講生制度について

1年課程の教員養成について

教職課程センターについて

つづいて岩下委員から今後の作業の段取りについて次のように述べられた。

以上をもって報告書作成担当者からの報告が終わるが、小委員会は以上の問題を報告書の基本課題として、このうえに立ってこれから9月ないし10月までに具体的な整理の作業をかさねてゆくことにしている。

ついで委員長から、これまでの報告に関して意見を伺いたい旨の提言があったが、格別の意見はなかった。

2. 自由民主党文教部会の「教員問題に関する小委員会」における意見陳述について

このことに関し委員長から次のとおり報告があった。

自由民主党文教部会の「教員問題に関する小委員会」において目下、教員の資質向上に関する問題の検討が進められており、昨年11月に中間的な「提言」を行ったが、この問題についての検討をさらに進めるため、このたび同「提言」に対する関係諸機関（団体）からの意見聴取を行うことになり、国大協に対してもその旨の申入れがあったので、去る6月16日に私が自民党本部に出席して意見陳述を行った。

しかし、同「提言」の内容に関しては、当特別委員会としてはまだ結論の出ない問題が大部分であるので、委員長の個人的見解ということで、これまで当特別委員会（とくに小委員会）において交わされた意見をふまえ、見解を述べることにした。なお、このことについては文部省（教職員養成課）のおおよその了解を得

ておいた。

それでは、この文教部会小委員会の「提言」の内容と、それに対する見解の概略をご報告する。

① 教員の採用試験は、現在は筆記試験のほか、実技、面接、論文、適性検査などが適宜行われているが、今後は面接や実技などの選考方法を一層重視し、またグループ面接や体力テストなどを積極的に導入するとともに、クラブ活動歴や奉仕活動などの社会的活動への参加状況、特技等について適切に評価するなど選考方法の多様化を図るべきである、との提言がなされている。

これに対しては教員の採用には一つの枠を嵌めることなく、教員にふさわしい適性を多面的にみるべきであるという意見を述べた。

② 教員の採用内定の時期が民間企業や他の公務員に比して大幅に遅れており、これが教育界の人材確保にも支障を与えているので、教員の採用内定時期を民間企業等と同一時期まで早める必要がある、との提言がなされている。

これについては、最近文部省からその時期を早める措置について通達が出されたということでもあるので、特に問題はないと思う。

③ 新任教員の学校への配置に当たっては、新任教員が教師として力量を培うにふさわしい条件を整えた学校に配置するよう配慮する必要がある、との提言がなされている。

この問題については新任教員の研修などを考え、とくに僻地への派遣などについては適切な行政指導がなされるよう希望を述べておいた。

④ 教員の研修をより効果的に行うため、校内、地域等に優れた指導者を確保する必要が

あり、新構想教育大学の大学院等における長期の研修の充実を積極的に推進する必要がある、との提言がなされている。

これについては、研修の充実そのこと自体は結構だが、そのため特に新構想の教員養成系大学の大学院を当てることを重視するといっているのは必ずしも適当でないので、既設の教員養成大学・大学院に対しても同様な評価をすべきであるということ強く述べた。

- ⑤ もっとも問題となるのは教員の養成および免許に関する問題で、「提言」では教員養成の水準の引き上げや高い専門性を身につけた更に上級の免許状の創設、その他現職教員の再教育など、種々の提言を行っている。

これについては、国大協の当特別委員会としても従来から教員養成制度および免許制度の再検討に取り組み、その検討経過を55年11月に「大学における教員養成」の報告書にまとめてあるので、これについて説明をした。なお、これらの問題は当特別委員会ではまだ結論がでたわけではないので、今後も引き続き慎重な検討を続行する旨を述べた。

- ⑥ このほか「提言」のなかには、現在教職に就いている者については、その免許状に一定の期限を付け、その更新時に研修等を義務づけるなどの方法について検討を加える必要がある、としている。

これに対しては現職中の研修を強化するという点でよいのではないかということ述べた。

- ⑦ また、免許状取得後、一定期間教職に就か

ない者については、その免許状を失効させるような方途についても検討する必要があるとの提言もなされている。

これについては、それよりは、ある一定の期間教職に就職しなかった者が、その後、教職に就職する場合には研修を義務づける方式の方が望ましいのではないかということ述べた。

- ⑧ さらに、実践的指導力を身につけさせるため教育現場の体験を得させることが重要との見地から、教員採用後一定期間いわゆる試補としての実地経験を経ることが望ましい、との提言をしている。

これについては、教員には採用後に研修を施すことには賛成であるが、その研修期間ほどのくらか、実施時期はいつか、またそのための財政的な裏付けはどうなるのか、などの条件の整備が必要である。なお、この問題は大学が行う教育実習との関連においてもじゅうぶん検討する必要がある。また、それとともに現実的には教育実習そのものが困難な状況にある。これに関しては附属学校の整備の必要性などの問題がある、ことなどを述べた。

- ⑨ なお、「提言」では退職教員や経験豊かな先輩教員をアドバイザーにして新任教員の研修などに活用する制度の導入などにも言及している。

以上の報告をもって本議題を終了し、閉会した。

日 時 昭和57年6月21日(月) 15:00~16:30

場 所 学会分館3号室

出席者 須甲委員長

原田, 久保, 天野, 加藤, 吉利, 林, 幡, 小西,

田中(代: 荒木), 松山各委員

浅野, 永野, 柘植, 緒方, 重岡各専門委員

教養課程に関する特別委員会

須甲委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より新たに委員に就任された加藤一夫委員（静岡大学長）、永野巖専門委員（埼玉大学教授）の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

教養課程に関する問題は、非常に多岐にわたっているもので、これを検討するに当たっては、一応アンケート調査を行って各方面の意見を聴取した上で、その問題点を整理しまとめてみたいと考えている。ついては、先ずどのような事項についてアンケート調査をすればよいのか、またどのような対象を選んで調査をすればよいのか、ということを考えなければならないと思う。そこで今日は、これらの点についてご意見を伺いご検討をお願いしたいと思う。

なお、この問題の検討のための資料として、アンケート調査をするについての叩き台となるような素案を永野専門委員にお願いして用意していただいたので、同専門委員よりその案（配付資料）について説明を伺い、それから協議に入ることにしたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議 事】

◎ 教養課程に関するアンケート調査について

初めに、永野専門委員より次のように説明があった。

今回の教養課程に関するアンケート調査について、委員長より取敢えず叩き台となるような素案を作成してほしいという要請があった。そこで埼玉大学一般教育の中の教養教育改善委員会メンバーの協力を得ながら、お手許に配付したような素案を一応まとめてみた。

なお、この案（配付資料）は、以前京都大学が行った一般教育に関するアンケート調査の様式が基本となっているが、これは本日の叩き台として用意した案であるのでよろしくご検討をお願いしたい。

以上の前置があったのち、この案を基にその内容の要点について説明があった。

次いで重岡専門委員より、総合的な立場からの一般教育の調査に関して、次のように述べられた。

教養課程教育について、今回アンケート調査をするのであれば、例えば「一般教育の理念」「一般教育の現状」「多人数教育」「ゼミ形式授業」「単位の振り替え」「カリキュラム編成」等の諸事項の観点から、できるだけ簡潔にアンケート調査をしてみてもどうかと思い、お手許に配付したような素案をまとめたのでご検討をお願いしたい。

以上のように述べられたのち、この案（配付資料）の要点について説明があった。

また、これにつづいて語学教育の調査について、柘植専門委員より次のように述べられた。

語学教育についての調査研究は、これまでに

も幾つかの大学において行われていたが、それらはその大学だけの調査として終わっていたものである。去る55年の11月に国大協として当委員会がそれらの資料を集め、語学教育の実情報告として取りまとめを行った。

従って、今回語学教育についてアンケート調査を行うのであれば、この報告書(55.11)の内容を踏まえた上で、その中から問題を精選しつつ改めて国大協として調査をすれば、それによってこれまで各大学が個々に行っていた作業が、はじめて全体的に把握され、あるいは比較研究されて、われわれの認識も深められるのではないと思われる。

なお、お手許に配付した素案は、語学教育についてこのような形式で調査をしたらどうであろうかと考えてまとめてみたものである。よろしくご検討をお願いしたい。

以上の各専門委員からの説明があったのち、次のような意見の交換が行われた。

- いわゆる新制大学が発足してから、現在まで30数年を経過している。そこで、今回国大協として大学の一般教育についてアンケート調査をするというのであれば、国大協としては現状をよく踏まえた上で、大学の一般教育というものが将来どうあるべきであるかということを目標に調査すべきであると思う。従って、今回の調査にあたっては、その調査対象とかあるいは設問内容等について十分に検討した上で行うべきであろう。
- アンケートの調査方法ということは確かに大切なことであるが、それよりも回収したデータをどのように扱うかということの方が問題ではなからうか。
- アンケート調査をしてみた結果、このよう

なことも問うておくべきではなかったかというような問題もあるいは出てくるかもしれない。その場合は、また必要に応じて第二次調査ということもありうるのではなからうか。

- 今回実施しようとしているアンケート調査の対象はどのように考えているのであろうか。
- 調査の対象については、これまでは主としてその回答者は大学の教官か学生であったが、今回はそれを卒業生にまで広めて問うてみてはどうかと考えている。しかし、アンケート調査の範囲をどの辺までにするかという問題は、予算との見合いということもあって簡単には決められない。

なお、卒業生からの意見を求める場合、一番手近で確実なのは助手か院生であるが、できれば大学には関係のない一般社会で働いている卒業生の意見が聞きたいと思う。

- そのような対象から得られたデータは確かに参考になると思う。かつて医学教育の方面でも、インターン問題を取り上げた際に同じような問題があり、現在実習の過程にある者から見たインターン問題というのと、以前にインターンを終えた者から見たそれとでは随分、その意見が違っていたということもあって、非常に参考になったことがある。

概ね以上のような意見があったのち、「一般教育の理念」について若干論議が交された。

ついで、委員長より次のように述べられて本日の議事を終了した。

当委員会のこれからの作業としては、今後小委員会を何回か開いて、もう少しアンケート調査の問題を検討し、その結果ある程度の案がまとめれば、その時点においてまた本委員会を開

きこの問題についてお話ししたいのでよろしく
願います。

次回 小委員会 7月20日(火)

13:30~16:00

図書館特別委員会

日時 昭和57年5月17日(月) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

松田, 大川, 裏田, 吉武, 松山各委員

長沢, 石田, 東, 沙藤各専門委員

(文部省) 倉橋情報図書館課専門員他1名

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、新たに就任された委員および専門委員について次のように紹介があった。

大川 政三(教員)委員(一橋大教授, 同附属図書館長)

裏田 武夫 // (東京大教授, 同附属図書館長, 図書館協議会会長)

松山 公一委員(熊本大学長)

石田 晴久専門委員(東京大大型計算機センター助教授)

なお、裏田委員は、林良平(前)委員(京大教授, 同大附属図書館長, 図書館協議会副会長)の退任に伴い、その後任として図書館協議会から推薦があったものである。

ついで、小委員会委員長の選任ならびに退任委員の補充について諮られ、小委員会委員長には大川委員が就任することになり、また、丸山健(前)委員(静岡大学長)、岡芳包(前)委員(徳島大学長)の後任には、静岡大学加藤一夫学長ならびに徳島大学添田喬学長がそれぞれ委員に就任することになった。

次に、当特別委員会の当面する問題の経緯について次のとおり述べられた。

本委員会は、前回は昨年11月10日に開催したが、その後今年の3月15日に小委員会を開き、

主に学術情報システムならびにやがて設置されるであろう学術情報センターにかかわる問題について討議を行った。

ところで、学術情報システムについては、55年1月に学術審議会から「今後における学術情報システムの在り方について」として答申が出されて以来、情報図書館課の方でその実施計画を立案され、検討がすすめられている。しかし、大学側としてみれば、この問題はまだ十分に図書館現場に浸透していないのではないかという議論もでた。その他、①科学技術庁の肝いりで設立した日本科学技術情報センターの技術情報や国会図書館のサービス業務と、この学術情報センターとの関係はどのようなことになっているのか。また②技術科学情報ならびに諸外国の学術情報と、国公立を含む日本の大学関係の情報サービスを指向するものと思われるこの学術情報センターとの本質的な狙いの違いはどこにあるのか。さらには③情報システムのうえで留意しなければならない情報の公開性とその反面にある情報の秘密性(この問題は大学の中においては原則的にはないと思われるが、企業のなかでは重要な問題になっている。)の問題はどのように考えられているのか。それから、④現在なお研究途上にある情報はどの程度まで公開できるのか、などの問題をめぐって議

論が交わされた。

本日は情報図書館課からも係官のご出席をいただいたので、文部省側の考えも伺ったうえで質疑や意見交換を行うことにしたい。

次に国大協としては従来、6月総会の際に来年度の大学図書館予算に関する概算要求について具体的事項を掲げた要望書を文部省、大蔵省等に提出していたが、現在のように臨時行政調査会の行政改革構想が進められ、政府のゼロシリングというきびしい概算要求枠が設定されている情况进行ると、来年度の大学図書館予算に関する要望書についてどう考えたらよいかの問題もあるので、これについても意見を伺うことにしたい。

以上のような経過報告があったのち議事に入った。

【議 事】

1. 学術情報システムの問題について

初めに文部省側から、この問題のこれまでの経緯ならびに今後の進め方の方向について、図表を掲げ概ね次のように説明があった。

学術情報システムの検討組織として、昭和56年度は、学術情報センターの設置に関する調査協力者会議ならびに学術情報センターシステム開発協力者会議の二つの組織をもって検討作業が進められてきた。その審議の概要は、配付資料の「学術情報センター設置調査概要」ならびに「学術情報センターシステム開発調査概要」にまとめてあるとおりであるが、その要点を述べれば次のとおりである。

まず、調査費は16,565,000円で、設置形態は全国共同利用の形態である。運営方式は、大学学長等をもって構成される評議会がその任に当たる。センター長は、評議会の申請により文部

大臣が任命する。設置場所は、神田一ツ橋の一ツ橋会館の跡地に設置を予定されている大学学術会館と一体化して建設される。しかし、その組織は大学学術会館とは別の組織である。

以上のような前置きののち、上記の二つの「概要」を基に詳細な説明があった。

つづいて次のような質疑応答があった。

- ハードウェア、ソフトウェアともその準備段階が完了するまで、今後どのくらいの期間を想定しているのでしょうか。
- そのことについての第1段階としては、まず学術情報センターの設置自体が、したがってそのための予算が認められることである。今日のところは、まだ調査費が付いただけであるので、調査の段階であって設置そのものが認められたわけではない。このような状況にあるので、現在の時点で準備段階が完了するまでの期間というものを予測することはむずかしいが、いちおうの予定としては59年度から実働に入ることはなっている。
- この情報センターに入力するデータは、ある年代以降の学術情報ということになるのであろうが、それは過去何年の年代の情報まで遡ることを考えているのであろうか。
- 情報センターの仕事としては、二次情報と目録システムがある。二次情報の方はそれ自体が過去のものからすでに作成されているのがあるから、それを購入すればよいのである。しかし、目録システムの方は当面は過去に遡るということは無理である。
- この学術情報の範囲の問題であるが、学術雑誌等ですでに発表されている過去の学術情報には多種多様なものがある。そのなかでいわゆる科学技術ないしは狭い意味のテクノロ

ジーといわれるものについてのイメージには、すでに活動をはじめている科学技術情報システムが浮かんでくるが、それと同じ形態のものとして考えればよいのであろうか。

- 科学技術情報の方は企業向けの情報であるので、それなりの需要と提供、検索システムがあるが、ここで扱う情報の種類はそれほど多くはない。しかし、基礎的研究のための学術情報の方の需要は異なるものがあるし、その分野も自然、人文、社会科学というように広範囲にわたる。
- 学術情報センターの規模、必要人員はどれほどのものを企画されているのであろうか。
- この情報センターの組織は、事務部門のほか5つの研究部門と実際にコンピューターを動かす業務部門からなる。必要人員は62名である。なお、コンピューターのレンタル料についてはこれから検討に入るところであるが莫大な額になるものと予測される。それから図書館の関係だけでみれば端末機の問題がある。当初は300台にすぎないが最終的には1,000台になる。そのほかに二次情報検索のための研究者からの端末を入れると膨大な数になるので、これをうまくマネージできるマネージメントを置くことができるかどうかを考えなければならない。
- 学術情報センターが発足すれば大学図書館にとっては画期的な改革になる。ところで、従来の大学図書館の図書そのもの（コピーではなく現物）の部外との相互貸借をいちばん制約しているのはなにかと言えば、それは大学における図書の管理運用は、研究室あるいは学部自体において行われるべきであって、図書の業務に直接携わる図書館あるいは図書室の職員は自由にはできないという伝統的な

考えが底流にあるということである。したがって、図書館職員としても図書そのものを部外者に貸すということについては、コピーとは違って大きな不安も緊張もある。言い替えば学部図書室の図書の管理運用、なかでも部外者に貸し出すポリシーそのものは学部教官の意思によるということであるので、図書館職員は消極的になってきたというふうに思っている。

- 図書の部外者への貸借ということについては、現実の問題として貸し出したくないという一面があるほか、図書そのものの紛失、汚損などの心配もあろう。しかし、それは制度上の問題であるので、この問題は学術情報センターのシステムが動き出したあと、それを実際にどのように利用し運用してゆくかという受け入れ側の問題のなかで考えられることである。現在のところはこのセンターのシステムの在り方そのものを考えている段階である。
- この情報センターが活動をはじめ、その応用システムもほぼ完全なものが高できたとなれば、大学の研究者にとっても、また図書館にとっても従来のような労働からは、ある種の解放に近い状態になることは予測してよいのであろうか。
- この情報センターが完全な状態で稼働するとなれば、目録システムの方はある程度省力化できると思う。しかし、その他のところで省力化ができるかどうかはこのセンターの使い方による。センターを積極的に使うかどうか、仕事の量はどの程度に増加するかなどの要素も影響すると考えられる。しかし、図書館だけで言えば、情報が膨大に増え一つの図書館だけでは機能しえなくなるので、現実に

はむずかしい問題があるにしても、理想的には全国の図書館を結ぶ一つの大きな図書館として活用できるとなれば、機能的には大きなものを期待できるものと理解している。

- 先程の話では図書館は目録システムだけを扱う、ということであったが、二次情報の検索の方は研究者各個人がやるという前提があるのであろうか。
- それはそのとおりである。ただし、二次情報の検索の窓口は従来どおり図書館がやる可能性はある。けれども研究者が自分でやる方が効率的であるというものについては研究者個人がやることにもなる。
- その場合に、特に社会科学系の分野では図書館が窓口になって、研究者各個人にやってもらいたいというように持ち出す可能性が多いのではないと思われる。
- そのような状況がでてくる可能性が大きいことは考えられる。アメリカにおいては、研究者と業者との間の仲介というのは大きなウエートを占めている。日本においてもこのような仲介の形態はこれからも残されてゆくのではないかと思う。
- アメリカの図書館において、仲介者というのは図書館員であって、これはかなり普及している。しかし、日本の場合に、はたして図書館員が十分な仲介ができるだけの教育を受けてきたかどうかは疑問である。
- その問題はユーザーの教育研修にかかわる問題であるが、いま図書館情報大学において長期研修の一環として年間30日間の研修を行っている。この受講者は誇りと興味をもって受講しているので、いずれかなりの効果が現われるものと期待している。
- ところで、学術情報センターが発足すれ

ば、それに伴い検索業務などの労働負担が図書館職員にかかってくるのが懸念される。

現在でも、図書館職員は図書館のコンピューター化へ移行のための研修など、兼業の業務にかなりの労働時間が割かれているので、本来の図書館業務をこなすのが手いっぱいの場合にある。しかし、遅かれ早かれ学術情報システムは実現しなければならないのであるから、大学図書館の学術情報センターへの移行については、できるかぎり幅のある考えをもって準備の検討を進めてもらいたい。

概ね以上のような意見の交換があって、本議題についての協議を終わった。

2. 昭和57年度の大学図書館関係予算について

これについて、初めに文部省側から資料（昭和57年度国立大学図書館関係主要予算額事項別表）を基に説明があった。（文部省側退席）

3. 大学図書館の昭和58年度予算に関する要望書について

初めに委員長から次のように説明があった。

当特別委員会は従前はこの時期に、来年度予算に関する要望書をまとめて提出していた。この要望書は配付資料にもあるように、55年9月には「大学図書館の昭和56年度予算に関する要望書について」として、そのなかみは、1. 附属図書館予算の充実について、2. 学術情報システムについて、3. 附属図書館職員の待遇改善及び増員について、の三つの要望の柱を立ててある。ところが昨年はゼロシーリングというきびしい国家財政の状況ができたので、55年のようなかたちの要望の仕方ではまずいのではないかということになった。そこで、昨年6月の当特別委員会には情報図書館課長にも出席しても

らい、文部省の考えを伺ったところ、図書館予算に関する要望を「学術情報センターの設置に関する要望」だけに集約して提出するという事になった。

ところで、今年の財政状況は昨年よりなおいっそう悪化し、マイナスシーリングという様なことまで言われるような情勢がでてきている。したがって、例年第6常置委員会の方で取り上げている来年度の予算に関する要望書の扱いも、今年はどのようなことになるのか未定であり、従ってその要望書の取り扱いとの兼ねいで、当特別委員会が提出する大学図書館に関する要望書をどう処置してよいか定めにくい事情

にあるが、これについてご意見を伺いたい。

以上の説明に関し、図書館協議会の方からはどのような要望がだされるのか、また近く開催される特別会計制度協議会および理事会で来年度の概算要求に関しどのような意見がでるのかなど、今後の情勢の推移をみたらうえて委員長が適宜判断し、場合によっては小委員会を開催するなどして適切な対応をとることになった。

その他、当特別委員会の本来の存在意義、今後のあり方ないしはビジョンというものは何かということについて若干の意見交換があったのち閉会した。

特別会計制度協議会

日時 昭和57年5月21日(金) 13:30~15:30

場所 文部省第一特別会議室

出席者 (文部省側)

宮地、松浦、植木各委員

十文字、斎藤、勝谷、岡林各専門委員

阿部、大崎各審議官、野村教育施設部長、倉地人事課長

(国大協側)

平野、香月、沢田、諸星、宮沢、飯島各委員

篠沢、平間、石塚各専門委員

平野議長主宰のもとに開会。

初めに議長から、新たに就任された篠沢専門委員の紹介があったのち、次のように挨拶が述べられた。

本日は、文部省より「昭和58年度国立学校特別会計予算概算要求の編成方針」に関し協議会開催の申し越しがあったので、よろしくご協議をお願いしたい。

ついで、諸沢事務次官に代って宮地大学局長より次のような挨拶があった。

本日は、昭和58年度予算の概算要求編成方針についてご協議いただくわけであるが、その前

に57年度予算について若干ご説明したい。これの内容的なことは、去る1月20日の本協議会において説明しご了解を得たところであるが、その後、4月5日にこの予算案は国会において成立をみた。一方、設置法関係の面では、島根医科大学の大学院設置、九州大学の温泉治療学研究所の改組、その他定員の改正を内容とする国立学校設置法改正等が年度内に成立をみた。

なお、今国会はこの8月21日まで会期延長されることになったが、この期間に文部省所管の関係で処理すべき案件としては私立学校共済組合法、私学振興助成法、国公立大学に外国人教

員を任用するための特別措置法案等の審議があり、これらの法案の審議は順調に進むであろうと予測している。

次に58年度予算編成に関する問題であるが、これについては来年度は大幅な税収不足が確実視されるような状況にあり、57年度予算よりも更に厳しいものになるであろうことが伝えられている。この58年度予算編成の日程は、今のところはっきりしたことは言えないが、予算編成方針が決まるのは、鈴木首相がサミットより帰国後の6月下旬から7月上旬にかけての頃ではないかと予測される。しかし、58年度の予算編成方針がマイナスシーリングというかたちにおいてどのようなことになるのかという検討は、内部の事務的な折衝として、事前に行われるのではないかと考えている。

臨調関係については、この夏に基本答申が出される予定であるが、その中味について言うと、文教関係では大学の量的拡充の抑制、その他高等教育に関する提案が相当な部分を占めているように伺っている。

このような厳しい状況下における昭和58年度の国立学校特別会計の中味についてであるが、基本的には既定方針どおり臨むことに変わりはないが、58年度は新設医科大学のうち、福井、山梨、香川の3医科大学の附属病院の開設時期に当たっているということもあり、またその他国立大学に関わる課題も多い。

ところで、58年度予算はマイナスシーリングというなかで、どのような枠組みになるかまだ見当もつかないが、いずれにしても歳入歳出については徹底的な見直しが求められることは覚悟しなければならぬと思っている。しかし、このようななかでも教育・研究水準の維持向上をはかるためにも、その対応の仕方には、いろ

いろ考えなければならない点があると思う。例えば学部学科等の転換とか、またそれらの再編成を積極的に検討するということや、既存の定員の効率的な運用ないし配置換え等、それに経費の節約も更に一段と徹底した節約が求められることになろう。

このように、本日は来年度概算要求をとりまく背景についての説明にとどまったわけではあるが、文部省としてはこの事態に対処して最大の努力はするつもりであるので、各大学においてもこの辺の状況をご理解いただき、よろしくご協力下さるようお願いする。

以上のような挨拶があったのち、協議に入った。

【議 事】

◎ 昭和58年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針について

初めに文部省側より、来年度の概算要求をとりまく状況について次のように説明があった。

このことについては、去る5月13日の第6常置委員会の際にも説明したが、結論から申し上げますと、来年度の概算要求についてはいろいろな情勢が厳しいうえ不確定要素もあって、例年のようにその編成方針案を文書をもって示すことが困難なので、来る5月24日の事務局長会議の際には、別紙「国立学校関係の来年度概算要求をとりまく状況について」にあるような趣旨を説明することになろうと思っている。

以上のような前置きののち、この別紙の内容の4つの柱について次のように説明があった。

- ① 56年度における大幅な税収不足が確実視され、来年度以降の財政運営も一層深刻なものとなる見通しで、来年度の概算要求枠はマイ

ナスシーリングになるのではないかと推測されている。また、定員事情も一層厳しさが予想される中で、来年度にあっては、3医科大学の附属病院創設に伴う要員確保のこともあり極めて厳しい状況となっている。

- ② 臨調は今夏、基本答申をとりまとめることにしており、国立学校に関する指摘事項については、その適切な対応が求められている。
- ③ 昨夏の国立大学等に対する行政監察の結果、管理運営面の効率化・合理化等に関し近く勧告が予定され、その適切な対応が求められることになる。
- ④ 大学進学率の停滞傾向等を踏まえ、目下、大学設置審議会大学設置計画分科会において「後期計画」の見直し作業が行われている。その他、学術研究の推進、科学技術の振興と

学術研究の関係、国公立大学における外国人教員の任用に関する特別措置法案等に関する説明があったのち、主として次の事項について質疑応答や意見の交換が行われた。

- 授業料問題について
- 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について
- 研究技術専門官制度の新設に関する要望について
- 育英奨学制度の問題について
- 高等教育の費用負担のあり方について
- 国立大学の施設予算について

概ね以上のような事項について協議が行われ、本日の議事を終了した。

第70回総会国立大学協会事業報告

(注) 第69回総会より今総会前まで

I 諸 会 合 (64回)

1. 第69回総会

56. 11. 11 (水) 第1日
11. 12 (木) 第2日

2. 事務連絡会議

56. 11. 12 (木) 幹事会
11. 13 (金) 第36回事務連絡会議

3. 理 事 会

56. 11. 11 (水)
57. 2. 19 (金)
5. 26 (水)

4. 常置委員会 (27回)

(1) 第1常置委員会

(主要審議事項) 第2臨調は、昨年7月10日に第一次答申を提出した以後、9月1日から新たに4つの部会を編成し、本年7月頃を目途に基本答申を出す予定で本格的審議を開始したが、その中の第1部会(理念と重要行政施策担当)においては、その検討事項として「科学技術行政」の問題(研究開発における官、学、民の協力体制の確立を目指す科学技術行政のあり方)、「文教政策」の問題(高等教育における大学のあり方、とくに国立大学の役割等)など、国立大学の管理運営や研究教育体制に関わる重要な問題が取り上げられている点に鑑み、これの対応について協議し、これらの問題に対する意見の概要を取りまとめ、必要に応じ対処できる準備を行った。

また、今国会に議員立法として提出された「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案」に関し、その内容について検討した。

(委員会開催状況)

- 57. 1. 29 (金) 常置委員会
- 2. 15 (月) 小委員会
- 3. 9 (火) 専門委員会

(2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 高等学校学習指導要領改訂に伴う昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について、昨年11月総会にその「中間まとめ」を提出したのち、これの補完事項として残されていた〔高等学校の「職業科」に係る出題科目案〕について検討を続け、今総会(6月総会)にこれを提出する方針の下にその取りまとめを行った。

なお、この「職業科に関する出題科目案」をまとめるに当たり、予めその試案について各国立大学にアンケートして意見を求める一方、これに関して、全国7地区の「地区連絡協議会」に各担当専門委員が出向して、各国立大学の入試担当関係者に試案の趣旨・内容について説明を行った。

また、以上のアンケートと並行して、既に公表した「中間まとめ」に対する、その後の各大学の検討に基づく意見をも徴し、これらの結果も踏まえて、来る11月総会までに「昭和60年度以降における共通第1次学力試験に関する最終報告」を取りまとめることにしている。

その他、57年度の共通第1次学力試験の実施結果の検討、58年度と同試験の実施方針等についての審議を行うとともに、共通第1次学力試験の全般に亘る実施上の諸問題についても検討を続けている。

(委員会開催状況)

- 56. 11. 28 (土) 小委員会
- 57. 1. 20 (水) 常置委員会
- 2. 22 (月) 小委員会
- 3. 16 (火) 入試教科目改訂専門委員会
- 3. 17 (水) 小委員会
- 3. 17 (水) 常置委員会
- 4. 7 (水) 小委員会
- 5. 11 (火) 常置委員会
- 6. 10 (木) 打合せ会
- 6. 11 (金) 小委員会
- 6. 21 (月) 常置委員会

(3) 第3常置委員会

(主要審議事項) 一昨年夏から集中的に審議してきた「留年問題」の取りまとめを行うこ

となり、昨年6月に各国立大学に対して行った「留年問題に関する調査」の集計結果を主体として報告書として取りまとめ、今総会（6月総会）に提出することとした。

また、大学卒業予定者のための就職事務の開始時期等の申し合せ（いわゆる就職協定）について、57年度においては、行政的立場にある労働省がこの就職協定への参加を取り止めるという事態が生じたため、大学側・業界側にとって協定の維持、順守に一層の努力が要請される状況となったので、これの対応策について就職問題懇談会（国公私立大学・高専11団体の自主的な協議機関）と連携を取りつつ検討を続けている。

（委員会開催状況）

- | | |
|---------------|-------|
| 56. 12. 8 (火) | 常置委員会 |
| 57. 2. 17 (水) | 小委員会 |
| 2. 17 (水) | 常置委員会 |
| 4. 20 (火) | 小委員会 |
| 4. 26 (月) | 常置委員会 |
| 5. 15 (土) | 小委員会 |
| 5. 25 (火) | 常置委員会 |

(4) 第4常置委員会

（主要審議事項） 本委員会の推進の努力もあって実現をみた「学生教育研究災害傷害保険」（昭和51年度より実施、学徒援護会管掌）について、昨年、これが発足してから5年を経過した時点で、その実情を把握し、その運営の改善に資するための調査を行う計画を立て、12月1日に「学生教育研究災害傷害保険に関するアンケート」を各国立大学に依頼した。その後、これの調査結果の取りまとめを行い、今総会（6月総会）にその結果を報告するとともに、今後この結果を基に改善意見の取りまとめを行うことにしている。

（委員会開催状況）

- | | |
|---------------|-------|
| 57. 1. 22 (金) | 常置委員会 |
|---------------|-------|

(5) 第5常置委員会

（主要審議事項） 例年実施している外国学長の招致について、昨年度はカナダより3名の学長を12月9日より2週間に亘り招待し、本年度はメキシコより3名の学長を今秋招待する予定としている。また、本委員会としては、外国大学との国際交流のほか身近な国内大学間の交流の促進をも図るべきであるとして、大学間の単位互換、共同研究等の問題について検討を行った。

その他、「国公立大学における外国人教員任用等に関する特別措置法案」の問題についても協議した。

(委員会開催状況)

57. 2. 24 (水) 常置委員会

(6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 本委員会の主要な担当事項である大学財政に関する問題については、国立学校特別会計に関する57年度予算ならびに58年度概算要求編成方針案等について文部省側と隔意のない意見交換を行った。なお、58年度概算要求に関連し、「国立大学の定員要求に関する要望書」を緊急に作成し、行政管理庁長官宛これを提出した。(57. 6. 10)

また、給与問題については、目下人事院において検討が進められている「国家公務員制度の見直し」(国家公務員の給与体系の抜本的改正)の動きに対応し、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を取りまとめるとともに、数年来推進を図ってきた「研究技術専門官制度の新設」をこの機会に実現させるべく、これに関する要望書を改めて作成し(初案は54. 7. 3人事院に提出済み)、これらを今総会(6月総会)に提出のうえ、関係方面に要望することとしている。

その他、第2臨調の検討事項に関連し、「国立大学の授業料等の問題」について検討を行った。

(委員会開催状況)

57. 2. 18 (木) 常置委員会
3. 15 (月) 給与問題小委員会
5. 8 (土) 給与問題小委員会
5. 13 (木) 常置委員会

5. 特別委員会 (16回)

(1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 今後の検討課題について目下審議中であるが、昨年6月に要望した「学術情報センターの設置」の促進を図るとともに、これに対応する大学図書館のあり方を当面の検討事項とする方向にある。また、従来から検討を続けてきた大学図書館の整備充実の問題についても引続き検討することとしている。

(委員会開催状況)

57. 3. 15 (月) 小委員会
5. 17 (月) 特別委員会

(2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 行政改革の推進に伴う予算・定員の抑制の強化の下での「新設医科大学の計画的整備」の促進について、その対応策を検討した。また、医学教育に関する当面の問題について審議した。

(委員会開催状況)

- 57. 6. 4 (金) 打合せ会
- 6. 21 (月) 特別委員会

(3) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 一昨年11月に取りまとめた調査研究報告書「大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状と問題点——」のあとをうけ、引続き教員免許制度、資格制度の問題を中心に調査研究を続け、本年秋の総会(11月総会)を目途に報告書(大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題)の取りまとめを進めている。

(委員会開催状況)

- 56. 12. 19 (土) 小委員会
- 57. 2. 12 (金) 小委員会
- 4. 9 (金) 小委員会
- 5. 14 (金) 小委員会
- 6. 21 (月) 小委員会
- 6. 21 (月) 特別委員会

(4) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 一昨年11月に調査報告書「——アンケート調査結果を中心とした——教養課程教育の実状」を取りまとめたが、その中に提起されている問題をさらに検討し、教養課程のあり方について研究を進めるため、「教養課程に関するアンケート」の実施を計画し、その具体的方策について検討中である。

(委員会開催状況)

- 57. 4. 14 (水) 小委員会
- 6. 21 (月) 小委員会
- 6. 21 (月) 特別委員会

(5) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) いわゆる新設大学の充実整備を進めるための方策について検討を続け、昨年6月には「人文社会系学部の拡充整備についての要望書」を提出したが、今後大学院の

拡充整備を重点に検討を進める予定である。

(委員会開催状況)

- 57. 1. 27 (水) 小委員会
- 3. 1 (月) 特別委員会
- 5. 26 (水) 打合せ会

6. カナダ国大学学長招待準備委員会 (2回)

(主要審議事項) 例年実施している外国学長招致事業として、昨年はカナダから学長3名を2週間(12月9日～23日)に亘り招待したが、国内各地の視察を終えて帰国する前日(12月22日)、関係機関・団体等の関係者を招いてカナダ国大学長との懇談を行った。なお、このカナダ国大学長の来日についての経過報告を今回発行の会報第96号に掲載した。

(委員会開催状況)

- 56. 12. 22 (火) 準備委員会
- 12. 22 (火) 懇談会

7. 特別会計制度協議会 (2回)

(主要審議事項) 文部省と国大協との間で予算問題を協議するために設けられた本協議会を、1月と5月の2回開催し、国立学校特別会計に関する57年度予算ならびに58年度概算要求編成方針等について文部省側の説明をきき意見交換を行った。

(協議会開催状況)

- 57. 1. 20 (水) 協議会
- 5. 21 (金) 協議会

8. 臨調問題に関する懇談会 (5回)

(主要審議事項) 第2臨調の第1部会および第2部会で検討されている「科学技術行政」、「文教政策」等の審議状況に対応していくため、会長、副会長、第6常置委員長始め関係学長(主として在京学長)、関係委員会教員委員等によるインフォーマルな会合を時宜に応じて開催し、その対応策について協議した。

(懇談会開催状況)

- 57. 1. 5 (火)
- 2. 24 (水)
- 3. 24 (水)
- 5. 13 (木)
- 5. 21 (金)

9. その他の諸会合（5回）

- 56. 12. 14（月） 就職問題懇談会
- 57. 1. 11（月） 就職問題懇談会小委員会
- 2. 8（月） 就職問題懇談会
- 4. 27（火） 就職問題懇談会小委員会
- 4. 30（金） 国公大学入試問題連絡協議委員会

II 要望書その他の諸活動（13件）

対外的諸活動

56. 12. 21 政府においては、昭和57年度予算の編成にあたり、国立大学の授業料を増額改定する意向がある由聞き及んだので、教育の機会均等の見地ならびに学生の経済生活の実情よりして、授業料の増額改定については慎重な配慮をされたい旨の要望書をまとめ、平野会長が大蔵省高橋事務次官に面会してこの旨を伝え、また文部省の各関係官にも同要望書を手渡し、善処方を要望した。
57. 8. 10 行政改革の推進に伴い、国家公務員の定員要求の抑制が強化される情勢にある由仄聞したので、これの国立大学の研究教育に及ぼす影響に鑑み、行政管理庁長官に対し、大学の研究教育の重要性と国立大学の定員増の必要性を理解のうえ格別の配慮をされるよう要望することとし、諸星第6常置委員長と松田理事（東京工業大学長）が同道して行政管理庁を訪れ、加地事務次官ならびに佐倉行政管理局長に面会し、趣旨説明のうえ要望書を提出した。

各国立大学への意見照会等

56. 12. 1 当協会の推進の努力もあって実現をみた「学生教育研究災害傷害保険」が、発足後5年を経過し1ラウンドしたので、この機会にこれの実情を把握し、その運営の改善を検討することになり、このため野村第4常置委員会委員長より各国立大学長に対し、「学生教育研究災害傷害保険に関するアンケート」を依頼した。
57. 4. 14 第2常置委員会では、昨年11月発表した「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についての中間まとめ」の補完のため、高等学校のいわゆる「職業科」に係る出題科目についての検討を行うことになり、その案を今総会（6月総会）に提出するにあたり、予めその試案に対する意見を徴するため、猪委員長より各国立大学長に対し意見照会のアンケートを依頼した。

57. 4. 17 第2常置委員会では、昨年11月に取りまとめた「中間まとめ」と上記の「職業科」に関する出題科目案とを総合して「昭和60年度以降の大学入試の実施案」の最終報告とし、これを本年の11月総会に提案することになっているが、その作業を進めるにあたり、既に公表した「中間まとめ」に関し、その後各大学でこれを検討して意見がある場合には提出されるよう、猪委員長より各国立大学長に依頼した。

資料・連絡強化等

56. 12. 2 各国立大学が「昭和60年度以降の大学入試」について検討する際の参考資料として、「新学習指導要領による高等学校教科書」を斡旋する旨、猪第2常置委員長より各国立大学長あて通知した。

56. 12. 7 フロリダ・インターナショナルユニバーシティよりの国際会議に関する参加招集の案内状のことに関し、西川第5常置委員長より各国立大学長あて通知した。

56. 12. 18 昨年11月26日、労働省が「就職協定に行政として参加することは本年度限りとする」旨表明したことが各新聞等に大々的に報道されたことに関連し、この問題の詳細な経緯を事務局長より各国立大学長あて事務連絡した。

56. 12. 23 「国立大学の授業料の増額改定」の問題について、12月21日文部大臣ならびに大蔵大臣に要望書を提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。

57. 1. 8 昭和57年度予算の政府案が閣議決定され、これに伴って国立大学の授業料が改定されたことに関し、その経緯を事務局長より各国立大学長あて事務連絡した。

57. 3. 3 第2常置委員会では、来る6月総会に提出する「昭和60年度以降の共通第1次学力試験における高等学校の「職業科」に係る出題科目について(案)」を取りまとめるため、その試案に対する各大学の意見聴取のアンケートを行うことにしたが、その試案の内容について予め各大学に説明を行うため、「地区連絡協議会」を開催されたい旨、猪委員長より各地区世話大学長に依頼した。

57. 4. 2 新規大学卒業予定者の就職のための採用選考時期等に関し、就職問題懇談会(国公私立大学・高専11団体による自主的な協議機関)の申合せに基づき適切に処置されたい旨、会長名をもって各国立大学長あて通知した。

57. 6. 10 行政改革の推進に伴い、国家公務員の定員要求の抑制が強化される情勢にある由仄聞したので、行政管理庁長官に対し、国立大学の実情を理解のうえ格別の配慮をされたい旨の要望書を緊急に提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。

III 要望書等の受理

受付日	提出団体等	要望事項	関係委員会
56. 11. 4	全国産業教育振興中央会	大学への推薦入学の拡大	第2・第3各常置
11. 6	大学関係7団体	大学入試に職業学科への配慮等	第6常置
12. 21	福島大学長	学費・奨学制度・定員削減・学部設置等	第6常置
12. 28	全国国立大学医学部医科大学附属病院歯科口腔外科科長会議	定員削減について	医学教育特別委
12. 28		歯科口腔外科学講座設置について	
57. 1. 12	第5回国立大学46工学系学部長会議総会	修士課程助手の待遇改善, 博士課程の設置促進, 科研費・旅費の増額等	第1・第6各常置
1. 29	中国・四国国立大学長会議	図書館職員の定員増について	図書館特別委
2. 12	滋賀大学教育学部教授会	第6次定員削減について	第6常置
2. 15	富山大学人文学部長	第6次定員削減と事務機構一元化について	第1・第6各常置
3. 26	弘前大学教養部教授会	定員削減について	第6常置
5. 14	国立医科大学長会議	新設医科大学の計画的整備について	医学教育特別委
5. 25	弘前大学農学部教授会	定員削減について	第6常置
5. 26	高知大学人文学部長	定員削減について	第6常置
5. 31	全日本学生寮自治会連合	学寮に関する諸要請	第4常置

IV 刊行物

57. 2 会報第95号

57. 6 会報第96号

諸 会 合

(昭和57年5月～6月)

5. 8(土) 10:00 第6常置委員会給与問題小委員会
5. 11(火) 13:30 第2常置委員会
5. 13(木) 13:30 第6常置委員会
16:00 臨調問題対策打合せ
5. 14(金) 13:30 教員養成制度特別委員会小委員会
5. 15(土) 10:00 第3常置委員会小委員会
5. 17(月) 14:00 図書館特別委員会
5. 21(金) 13:30 特別会計制度協議会
5. 25(火) 13:30 第3常置委員会
5. 26(水) 13:30 理事会
6. 4(金) 14:00 医学教育に関する特別委員会打合せ会
6. 11(金) 10:00 第2常置委員会小委員会・入試教科目改訂専門委員会合同会議
6. 21(月) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
13:30 教員養成制度特別委員会
13:30 教養課程に関する特別委員会小委員会
15:00 教養課程に関する特別委員会
13:30 第2常置委員会
16:30 医学教育に関する特別委員会
6. 22(火) 10:00 第70回総会(第1日目)
12:00 理事会
6. 23(水) 10:00 第1常置委員会
10:00 第2常置委員会
10:00 第3常置委員会
10:00 第4常置委員会
10:00 第5常置委員会
10:00 第6常置委員会
13:00 第70回総会(第2日目)
6. 24(木) 18:00 幹事会
6. 25(金) 10:00 第37回事務連絡会議

進学経路の柔構造

名古屋大学教育学部教授
(技術教育学)
佐々木 享

*

洋の東西にわたって核戦争への危機感が高まっている折、第二次大戦で戦没した学生たちの手記『きけ わだつみのこえ』が岩波文庫におさめられた。学生たちに日々接する者として改めて読みなおし、若くして散った者たちの感受性の豊かさにふれ、涙なきを得ない。

ところで、ふと思いついて、この巻末におさめられた若者たちの学歴を調べてみた。冒頭の浅見有一の学歴が、千葉高等園芸—九州帝大農学部卒となっていたからであ

る。記載されている略歴の過半を占める四十名が帝大卒または帝大在学中出征の学歴をもっており、その大部分はいわば常識どおりに旧制高校から帝大に進んでいるが、専門学校から帝大に進んだ者が二名いる。専門学校（あるいは専門部）から私大の学部へ進んだ者も二名ある。ここには最終学歴だけをみる習慣からすれば見逃されがちな問題が顔をのぞかせている。

この四名の専門学校入学前の経歴の記載がないのは残念である。年次や学校による差は大きかったが、概して専門学校入学者の三割前後は実業学校出身者で占められていたことを、統計がしめしているからである。そういえば現閣僚のN氏は、十勝農業学校—宇都宮高等農林—九大農学部という経歴の持主だと新聞に出ていた。大学や学部による差が大きいというものの、こうした進学経路は例外として無視してしまうほどは細くはなかったのである。戦前日本の学校体系は意外に柔軟な構造をもっており、その一端が『きけ わだつみのこえ』にも顔を出しているように私には思えた。

ところで、近年の教育統計——たとえば『学校基本調査』には、コンピュータのおかげもあって年ねん精緻になっているのに、大学入学者の前学歴——高等学校の何学科出身なのか——に関する統計がない。高卒者の進路先統計などから推測するしかないのだが、これによると、高校職業学科からの大学進学者は減少傾向にある。大学入試センターのデータによれば、とくに国立大学進学者中に占める職業学科出身者の比率は大へん小さいらしい。

実業学校や専門学校自体が極度に少なかった戦前の事情を戦後とくらべることには無理がある。しかし若者たちの進路選択の幅が狭くなり、進路選択の経路、ひいては学校体系が硬直化することは、たんに民主的ではないということだけでなく、社会生活自体がもつ柔軟さと活性を損うおそれがあるといえないだろうか。

要 望 書

国立大学の定員要求について（要望書）

行政管理庁長官
中曽根 康 弘 殿

昭和57年 6月10日

国立大学協会会長
平 野 龍 一

大学における教育，研究上の使命を達成するため，各国立大学の真に必要な定員要求についてかねてからその実現方について強く要望してきたところでありますが，昭和57年度定員要求に際しては，2分の1シーリングという極めて厳しい枠決めの中で，国立大学の学生増に伴う教職員定員（学年進行等）が圧縮され，またその他時代の要請に応じた事項についても厳しい査定をうけたところであります。このことは行政改革に伴う方針とはいえ遺憾に存じております。

昭和58年度にあっては，新設3医科大学の病院創設等のため約1,400人が必要であるという特別な事情が加わり昨年度の概算要求枠ではとうてい必要な整備が行えない状況になっております。

昭和57年度からは教官も含めて定員削減計画が実施されたところであり，高等教育の計画的整備や重要基礎研究の推進等の観点から真に必要な各国立大学の整備のため，上記新設医大病院創設を含め，昭和58年度における定員増は不可欠の状況にあることをご理解の上，格段の取り扱いをされるよう，配慮方お願いします。

（国立大学関係）

57年度シーリング数	2,531人
58年度必要予定数	約3,900人
（内訳）学年進行	約1,800人
病院年次計画	約1,400人
その他	約 700人（56年度要求の半分）

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

昭和57年6月22日
国立大学協会会長
平野 龍一

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

国立大学教官等の待遇改善に関し、このたび当協会第70回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が速やかに実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

現在、人事院において、国家公務員の給与ならびに処遇のあり方について抜本の見直し作業が進められていると聞いているが、この一環として、大学教官等の給与・処遇の改善についても、当国立大学協会の意見を汲み取り、特段の配慮を強く要望するものである。

周知のように、近年、大学が果すべき高度の学術研究の遂行と専門教育を授けるという社会的使命は、より一層、重要性をましつつある。にもかかわらず、大学教官等の給与ならびに処遇が必ずしも十分には改善されないためもあって、大学は、有為な人材の確保が困難な状況におかれ、研究についても教育についても、その能力の水準向上に苦慮している実情にある。

こうした状況を放置しておくことは、高度かつ専門的な学術研究の発展と高度な専門教育の遂行にとって、決して望ましいことではないと考える。

そこで、こうした状況を十分配慮され、中長期的視野に立って、つぎの諸点につき、特段に措置されることを強く要望する次第である。

1. 俸給体系の是正を図りながら俸給水準の引上げを行うこと。

大学教官の俸給をその職責にふさわしい水準に引上げるよう特段の配慮を引続き要望する。と同時に、俸給の上下格差を縮小する方向で、現行の俸給曲線の「中だるみ」を是正し、早期に最高俸給に到達できるよう「中ぶくらみ」の形に改める必要性も高い。

そのさい、現行俸給表に修正を加え、助教授のほか講師も、2等級とし、両等級の一本化を図ること、これに応じて、助手を3等級に格上げし、教育職(一)俸給表の等級数の縮減を図ることが是非とも必要である。

それは、講師の職務は、教授または助教授に準ずると学校教育法に定められ、また実態としても講師の職務内容は、助教授のそれと大差がないと考えるからである。

2. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

周知のように、義務教育教員には、教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がその職務の特殊性に基づいて支給されている。

大学教官にも研究・教育上の特殊性に基づいて実験、実習、フィールド・ワークなど多様な職務を長時間にわたって遂行するなどの特別な負担がある。

よって、国家公務員給与のうちの諸手当について再検討、見直しを加え、こうした大学教官特有の職務遂行に見合う特別な手当を新設し、これをすべての大学教官に適用し、支給されることをとくに配慮されたい。

3. 部局長（学生部長等を含む）のすべてについて指定職の完全適用を図ること。

部局長は、その職責からして指定職の適用を受けるのが当然の措置であるが、未だ定数が必ずしも十分ではないために、すべての部局長が指定職の適用を受けているわけではない。

よって、このさい、大学の部局長については、現行の管理職手当の適用をやめ、指定職制度の主旨を生かしてすべての部局長にその在職期間中指定職俸給が適用できるよう特段に措置されたい。

4. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情にかんがみ、現行の管理職手当制度の見直しを図りながら、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の激職にあるものには、その職務の内容や任用の手続きを明確化したうえで管理職手当支給の途を開くようとくに配慮されたい。

5. 研究教育関係職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および図書館職員等の果す役割は大きく、とりわけ、近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどから、これらの職員の職責が重要性をましたただけではなく、その資質の向上が強く求められてきている。

にもかかわらず、これらの職員の待遇は十分ではなく、しかも給与に頭打ちがあることなどのために、有為な人材を確保することが著しく困難な状況にあり、研究教育の発達にも支障を来している。

こうした問題を抜本的に改善するために、当国立大学協会は「研究技術専門官」職階という別建ての俸給表の新設を内容とする待遇改善案を昭和53年度にまとめ、関係機関へ「要望書」を提出した。

これについては、関係機関では、具体的実現の方向で準備作業に取りかかられたと聞いているが、これを国家公務員給与の抜本の見直しの一環として採り入れるよう特段の配慮を強く要望する。

なお、これと類似の職責を大学に勤務する職員が遂行している実情にかんがみ、これらの職員にも特別の配慮を要望する。

研究技術専門官制度の新設に関する要望書

昭和57年6月22日
国立大学協会会長
平野 龍一

当協会は、かねてより、大学における研究教育補助職員のうち、特に技術系職員の位置づけを明確にするとともに、その待遇の抜本的改善について要望して参りましたが、その具体的成案を得ましたので、「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」(昭54.7.2付)で要望したところであります。

その後、当協会内でこの案について検討を加えて参りました結果、基本的な考えは同様であります。これら職員確保のため必要な若干の修正を加えました。ついで、この案について検討を加えられ、公務員給与全面見直しの一環として、その実現について善処されるよう要望します。

これら職員の処遇に関する具体的改善の内容は別添資料のとおりであります。この骨子は、前回要望と同様大学におけるこれらの職員を「研究技術専門官」として位置づけ、別建ての俸給表を新設することによって、抜本的な改善を図ろうとするものであります。

目 次

別添資料

研究技術専門官(俸給表新設)の構想試案

参考資料(1)

研究技術専門官(俸給表新設)の構想試案一覧

参考資料(2)

研究技術専門官俸給表(案)

参考資料(3)

研究技術専門官俸給曲線 省略

研究技術専門官（俸給表新設）の構想試案

1. 経 緯

- (1) 大学における研究教育を十分遂行するためには、大学特有の専門職である「研究教育補助職員」の果す役割は大きい。とりわけ近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどから、これら職員の重要性がとみに増してきた。にもかかわらず、これら職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがある等のことから、有為の人材を確保することが困難な状況にある。

こうした問題を抜本的に改善するために、国大協は、人事院・文部省等に対し、数年来これらの職員を適用対象とした別建て俸給表を新設し、あわせて給与水準の大幅引き上げを強く要望してきたところである。

また、文部省直轄・国立大学附置研究所長会議においても同様の趣旨で、技術専門官制度の実現方について要望されている。

文部省においては、これら要望を考慮し、国立大学の専門官の要求を数年来、人事院・大蔵省に要求してきている。

これらの要望に対し、人事院は、現職者については属人的に優遇の措置が毎年若干とられているが、専門官制度については、大学内における位置付けと実態が明確でないことを理由に認めていない状況である。そこで、国大協においては、職員組織、給与に関連する問題であるので、第1常置委員会及び第6常置委員会合同の小委員会として、昭和52年11月専門官制度問題小委員会を設け、抜本的改善のため検討を行うことになったものである。

この小委員会においては、これらの経緯をふまえ、また、関係方面の意見も勘案し、数回の会合の結果一応の試案を得たので、これについて各大学のご意見を昭和53年6月に伺ったところ、殆どの大学や学部から賛成意見がよせられた。この小委員会の試案については、説明が若干不十分であったため、誤解を受けたむきもあるので、説明の不備な箇所を若干改訂のうえ改定試案としてここに提示する。今後なお検討を要する点があることはいうまでもない。

- (2) 以上の経緯は、昭54.7.2付国大協会長が、関係方面に要望した際のものであるが、その後、第6常置委員会給与問題小委員会においてさらに検討した結果、他の先進国に比し、わが国の基礎研究で最も欠けているこれら職員の制度、処遇の確立がきわめて重要であり、前回の案では、なお不十分であるとの意見が強かった。

将来高度の技術者は、教授等教官と同格の処遇とすべきであるが、現時点においては、とりあえず、そのような技術者を採用できる途を開くべきであるということとなった。そのた

め前回の案について、原則として職務と直接関連する専攻の大学院修了者について助手と同様の初任給、昇給の新等級（前回の案と比較しやすいように特4等級とした）を設けるよう修正した。

なお、将来これらの者、及び現在教官職等に在職する者について教授相当の給与曲線を設けることについて検討する。

2. 研究教育補助職員の処遇上の問題点

(1) 処遇が不明確であること

現在、これら職員は、採用時の定員・定数により、教育職(一)（助手の一部、教務職員）、行政職(一)（技術職員）、行政職(二)（技能職員の一部）に採用されている。これらについて一応の基準はあるが、必ずしも明確でないし、給与・昇進等も確立していない。

また、採用後これら俸給表は、昇給曲線が複雑に交叉しており（参考資料(3)参照）、採用後適用俸給表により、有利不利が生ずる。このため在職中給与上の処遇を計るため適用俸給表を変更せざるをえない実態がある。俸給表の変更は、必然的に身分上の変更を伴い、一部は助手等の教官職にせざるをえないものもある。また、特に高度な技術者については、助手、講師等で採用せざるをえない実態がある。

(2) 給与上いわゆる「頭打ち」が生ずること

現在、給与上昇格の途がひらかれているという面で最高額が最も有利なものは行(一)適用者であるが、これも4等級止りであり、その数は技術職員総数（約9,000人）に対し、僅かな数（約180人）であり、大部分の者は5等級止りである。これは、一般事務系職員が係長・補佐・事務長等への昇進の機会があるのに比し、職員の意欲を減退させる要因となりうるものである。その他の教育職（助手、教務職員）、行政職(二)（技能職員）の場合には、さらに低水準でいわゆる「頭打ち」となる。

(3) 高度な技術者の確保が困難であること

このため、近來特に必要とされる高度な技術者を確保することが困難であるとともに、優秀な若手の技術者の転出をとめることができない。

(4) 在職者の不満が多いこと

昇進の見込みがなく、また、給与上頭打ちが生ずることは、在職者の意欲を減退させるだけでなく、関係団体・組合等からも改善すべき課題として表明されており、研究教育上重要な職務を分担するこれら職員の処遇改善は喫緊の事項であるといわなければならない。

3. 試案の考え方（参考資料(1)「試案一覧」参照）

この試案においては、これらの経緯、問題をふまえ、次のような考え方によって案を作成した。

なお、作成にあたっては、(1) いわゆる「教室系技術職員」及びこれに相当する職員に限つ

た（図書系職員及び施設部系技術職員を除外したのは部課制がとられていること及び一般事務職員との交流が必要なためである）。(2) 講座、学科目等の教官定員の変更はしない（ただし定員の振替を伴わないで属人的な等級別定数＝俸給表別定数の移行はありうる）ことを前提とした。

(1) 「研究技術専門官俸給表」を新設する

大学におけるこれら職員のうち、助手、教務職員、教室系技術（技能）職員（行(一)(二)）等で、研究技術専門官に相当する職種の職務内容を具体的に明らかにし、新俸給表を設け、明確な職群とする。身分は、文部技官であり、また、その能力・責任により、5等級制（技監、主任専門官、専門官、専門官補1・2）の職種を設け、採用・昇任・昇給等の制度を確立する。

(2) 給与の大幅な引き上げを図ること（参考資料(1)・(2)参照）

1等級（技監）の最高額は、おおむね36万円としたこと。これは現行の講師の最高をやや上廻り、助教授をやや下廻り、また行(一)2等級（大学の部長）にほぼ相当するものである。

なお、この等級は現在きわめて高度な知識・技術を有する者を移行するとともに、将来優秀な人材を確保するためのものである。

2等級（主任専門官）は、最高額が現行の行(一)3等級（大学の事務長・古参課長）にほぼ相当する。

3等級（専門官）は、現行の行(一)4等級（補佐・新任課長）に相当する。

特4等級（専門官補）は、経緯のところでもふれたが、原則として高度の技術者（大学院修了・当該職務と直接関連する専攻修了者確保のためのものであり、将来教官職と同格の処遇としようとするものである。初任給は助手と同額とし、最高は助手をやや下廻る。）

4等級（専門官補）の最高は、現行の行(一)5等級に相当する。初任給は、高校卒は現行初級合格者に、大学卒は現行の教務職員に相当するものである。

(3) 移行措置等について

現在の助手、教務職員及び教室系技術（技能）職員（行(一)(二)）等で(1)の研究技術専門官に相当する者について、その職務内容・知識・技術・学歴・免許資格・経験年数等により各等級に切替えるものとする。当然、現給は保障する。

なお、今後の新規採用者は、公務員試験合格者から採用できるポストについては、合格者から採用する。該当者がいない場合、試験になじまないポストについては、選考採用または、試験対象外官職として取り扱うこととしたい。（これは、今後人事院・文部省と折衝を要する事項である。）

参考資料(1)

研究技術専門官（俸給表新設）の構想試案一覧

等級(職名)		1等級 (技 監)	2等級 (主任専門官)
俸給月額		365,200~261,500	328,600~226,800
対応 俸給表・等級	教 (一) (俸給月額)	2等級(助教授)・3等級(講師)の一部 (助教授371,900~193,000円) (講師 340,000~165,600円)	3等級(講師)・4等級(助手) (助手287,800~120,600円)
	行 (一) (俸給月額)	2等級(部長)・3等級(古参課長・事務長) (2等級360,400~230,200円) (3等級333,200~204,800円)	3・4等級(事務長・課長・補佐・上級係長) (4等級303,800~173,600円)
	研 究 (俸給月額)	2等級(研究員) (2等級319,800~171,400円)	3等級(研究員) (3等級265,900~106,400円)
(イ) 格付基準	(イ) 博士の学位又はそれと同等以上の知識・能力、高度の経験・技術を有する者 大学卒経験25年以上、博士課程修了経験15年以上 (ロ) 相当数の部下を有する工場長・技師長等の職務または研究・技術に関し極めて高度の経験・技術を必要とする職務	(イ) 大学卒15年以上・短大卒19年以上・高校卒22年以上の経験を有する者 (ロ) ○教育研究の補助として、高度の実験・実習または演習を担当する職務 ○高度の機器等の操作・運転・保守等を行う職務 ○研究題目を担当して直接研究を行う職務	
移行措置	教 (一)	2等級(助教授)・3等級(講師)の一部	3等級(講師)・4等級(助手)の一部
	行(一)技術	3等級の一部	3・4等級の一部
	行(二)技能		
	研 究	2等級の一部	2等級
在 職 現 員		・講師 4,700 ・教務職員 1,600 ・行(一)図書館職員 2,000 ・研究職 3・4等	

3 等級 (専門官)	特 4 等級 (専門官補)	4 等級 (専門官補)
304,400~186,000	273,100~120,600	250,500~85,900
4 等級 (助手)	4 等級 (助手)・5 等級 (教務職員) (教務職員245,700~98,100円)	5 等級 (教務職員)
4・5 等級 (係長) (5 等級264,100~145,300円)	5・6 等級(主任・上級係員) (6 等級219,900~118,900円)	5・6 等級(主任・上級係員)
3 等級(研究員)	4 等級(補助研究員) (4 等級215,700~91,700円)	5 等級(補助研究員) (5 等級127,200~83,500円)
(イ) 大学卒10年以上・短大卒14年以上・高校卒17年以上の経験を有する者 (ロ) ○教育研究の補助として実験・実習または演習を担当する職務 ○機器等の操作・運転・保守等を行う職務	(イ) ①博士修了 特 4-8 (170,000円) ②修士修了 特 4-4 (141,100円) ③大学卒 特 4-1 (120,600円) - 現行 教(-)4-1 助手 大学卒相当 ④大学卒 2 年以上・短大卒 5 年以上・高校卒 8 年以上の経験を有する者 ※ 1. ①②を原則とし、かつ、当該職務と直接関連ある専攻を修めた者および当該職務と直接関連ある学位を有する者とする。 ※ 2. ③④は、当該職務と直接関連ある学科を修め、①②と同等以上の知識・技術を有する者と特に認められた者(認定者は別途検討) (ロ) 困難な研究の補助を行う職務	(イ) ①大学卒 4-7 (112,700円) - 現行 教(-)5-4 教務職員大学卒相当 ②短大卒 4-4 (98,100円) - 現行 教(-)5-1 教務職員短大卒相当 ③高校卒 4-1 (85,900円) - 現行 行(-)8-3 技術職員初級合格相当 (ロ) 研究の補助を行う職務
4 等級	4 等級・5 等級 (教務職員) の一部	5 等級
4 等級	5・6 等級	6 等級以下
特 1 等級	1 等級	2 等級以下
3 等級	4 等級	5 等級
級 180 ・ 助手 17,000 ・ 行(-)技術職員 8,800 ・ 行(二)技能職員 7,200		

研究技術専門官俸給表(案)

号俸	1 等級		2 等級		3 等級		特 4 等級		4 等級	
	1 等級	間差額 百円	2 等級	間差額 百円	3 等級	間差額 百円	特 4 等級	間差額 百円	4 等級	間差額 百円
1	261,500	65	226,800	58	186,000	71	120,600	66	85,900	40
2	268,000	120	232,600	67	193,100	84	127,200	69	89,900	40
3	280,000	100	239,300	66	201,500	75	134,100	70	93,900	42
4	290,000	90	245,900	66	209,000	75	141,100	72	98,100	43
5	299,000	85	252,500	64	216,500	70	148,300	72	102,400	46
6	307,500	75	258,900	62	223,500	65	155,500	73	107,000	57
7	315,000	66	265,100	61	230,000	55	162,800	72	112,700	58
8	321,600	65	271,200	60	235,500	54	170,000	70	118,500	64
9	328,100	61◎	277,200	58	240,900	54	177,000	70	124,900	64
10	334,200	56	283,000	56	246,200	53	184,000	67	131,300	69
11	339,800	49	288,600	54◎	251,500	52	190,700	65	138,200	69
12	344,700	46	294,000	48	256,700	52	197,200	64	145,100	70
13	349,300	43	298,800	47	261,900	49	203,600	57	152,100	70
14	353,600	43	303,500	44	266,800	48	209,300	56	159,100	66
15	357,900	40	307,700	42	271,600	46◎	214,900	54	165,700	64
16	361,900	33	311,900	37	276,200	42	220,300	52	172,100	59
17	365,200		315,600	34	280,400	32	225,500	51	178,000	57
18			319,000	34	283,600	31	230,600	51◎	183,700	55
19			322,400	31	286,700	30	235,700	48	189,200	52
20			325,500	31	289,700	30	240,500	46	194,400	51
21			328,600		292,700	30	245,100	43	199,500	51
22					295,700	29	249,400	41	204,600	49
23					298,600	29	253,500	40	209,500	46
24					301,500	29	257,500	40	214,100	46
25					304,400		261,500	34	218,700	45
26							264,900	28	223,200	43
27							267,700	27	227,500	34
28							270,400	27	230,900	33
29							273,100		234,200	33
30									237,500	33
31									240,800	25
32									243,300	24
33									245,700	24
34									248,100	24
35									250,500	

資 料

第2次臨時行政調査会部会報告に対する国立大学協会の基本的見解

第2次臨時行政調査会会長
土 光 敏 夫 殿

昭和57年7月20日

国立大学協会会長
平 野 龍 一

意見書の提出について

国立大学協会は、貴調査会が財政再建と行政改革というわが国当面の緊切な課題について、日夜に亘り真剣な検討を続けられているご努力に対し、深く敬意を表するものであります。

当協会は、これまでも貴調査会の審議内容に注目し、その都度必要に応じて意見を表明してまいりましたが、今回提出された部会報告には、国立大学の教育・研究に携わる者の立場から疑念を抱かざるを得ない諸点がありますので、その中の若干の重要事項につき基本的見解を申し述べ、貴調査会の格別のご配慮を要請する次第であります。

第2次臨時行政調査会部会報告に対する国立大学協会の基本的見解

第2次臨時行政調査会は、昨年7月その第一次答申において基本方針および各部会の審議項目と今後の方向を明らかにしたが、本年5月中旬以降に各部会報告があいついで提出され、これらを総括して7月末に基本答申がなされると聞き及んでいる。

提出された部会報告のうち、とくに第1部会の文教政策と科学技術行政に関するもの、および第2部会の科学技術行政に関するものは、国立大学の教育と研究、その組織と運営のあり方に深いかかわりをもっている。当協会は、これまでも臨時行政調査会の審議内容に注目し、そのつど必要に応じて意見を表明してきたが、今回提出された部会報告には、その考え方において疑念を抱かざるをえない点があるので、この際部会報告に対する当協会の基本的な見解を表明しておきたい。

1. 大学の使命と国立大学の役割

今回の部会報告は、大学の教育・研究に深くかかわる文教政策・科学技術行政についても、他の行政分野と同様に、当面する財政再建のための経費の節減と行財政の効率化・総合化を図ることを最高の課題としているために、長期的観点に立った大学の使命、とくに国立大学の果たすべき役割についての認識が十分でない憾みがある。

- (1) まず、大学教育の今後のあり方について、部会報告は、既に高等教育が広く普及しているという認識の上に、長期的政策基調として大学の規模を抑制し、専修学校等の役割を重視して高等教育の多様化を図ることを提言している。しかし、言うまでもなく大学の教育は、単なる実用教育にとどまるものでなく、広い教養と専門的技能を身につけた人材を育成することであり、そのようなものとして大学の教育は、わが国のあらゆる活力を支えてきたのである。国際社会においてわが国が貢献する必要が今後ますます増大することを考えるならば、大学の教育・研究の果たすべき役割は、増大こそすれ決して減少することはありえない。この点について部会報告は、高等教育の量的拡大よりも質的充実を進めることを強調しているのであるが、とくに現在国立大学がわが国の高等教育と学術研究において果たしている質的な役割を認識するならば、長期的な政策基調としては、国立大学の質的充実とともにその量的拡大をも進める必要が依然として存在している。
- (2) 次に、今回の部会報告においては、大学における教育と研究とが密接不可分の関係にあること、機関に即して言えば学部・大学院・附置研究所・附属研究施設・附属病院等が相互に分ち難く関連して大学の教育・研究を支えていることが、看過されている憾みがある。部会報告は、大学における教育と研究とを分離して取り上げ、とくに今日の国立大学の研究・教育において重要な地位をしめていながらその整備充実が遅れている大学院について、その見直しと制度の多様化を求めるとどまっている。また研究については、「産・学・官の連携の強化」による研究活動の効率化を求め、大学附置研究所については、必要に応じ研究規模の縮小合理化、機関の再編合理化を行うことを提言している。それは、研究と教育が密接な関係にある大学のあり方、とくに大学の基礎研究および研究者養成という重要な役割を十分に認識していない憾みがあると言わざるをえない。
- (3) 部会報告が述べている、時代の変化に対応して大学の設置・組織・運営と研究・教育制度の多様化・弾力化を進めることは、最近の新しい研究・教育分野の増大や学術の研究・教育の国際化の進展のもとで、国立大学においてもその必要が痛感されているところである。しかし、それを進めるにあたって重視されなければならないことは、大学の制度の多様化・弾力化は、行財政の必要からではなく、研究・教育そのものの要請にしたがって、大学の自主的な判断に基づいてなされる必要があることである。部会報告において、総合的な大学行政を進めるための体制の整備を図ることが、主として行政的必要から提言されているが、大学行政の総合化は、学問の不断の向上を図るという長期的観点に立って進められなければならない。

2. 国公立大学と私立大学の均衡のとれた発展

部会報告は、国立大学がこれまで果たしてきた、また今後果たすべき独自の役割を十分に検討することなく、国立大学と私立大学とを外見的に対比して、両者の均衡を図ることを提言している。

言うまでもなく国立大学は、わが国の諸科学、その研究と教育が総体として均衡のとれた発展をとげるよう、国の責任において、公共の見地から設置されており、それぞれ独自の建学精神と校風を持ちながら一応自由に設置される私立大学とは、おのずからその性格を異にしている。たとえば、国立大学は私立大学に比して、研究と教育がより密着していて、研究機関の性格がより強く、後継者養成の役割をより大きく果たしている。また、理工学系および医学系の学部・研究所・研究施設ならびに附属病院が多く設置されていて、科学技術の振興と専門的技能を有する人材の育成ならびに医療福祉の普及に大きく貢献している（私立大学に比して国立大学の経費が多く、教官の数が多いたは、主としてそのことに基因している）。

さらに、私立大学が大都市圏に集中しているのに対比して、国立大学は、各地方に存立してその地域社会と密接な関係を持つ特色ある大学が数多く存在している。これらのいわゆる地方国立大学は、さまざまな創意工夫をこらしてそれぞれの地域社会の教育・文化、医療・福祉などのニーズにこたえると同時に、高等教育の機会均等を確保するために大きな役割を果たしている。

このような国立大学の果たしている独自の役割を十分に考慮して文教政策は樹立されるべきであり、しかも諸外国に対比してわが国の国立大学のしめる比重がきわめて低いことを考慮するならば、長期的な政策基調としては、むしろ国公立大学の拡充によって、国公立大学と私立大学との均衡のとれた発展を図ることが望ましい。

3. 科学技術行政と国立大学の役割

科学技術行政に関する部会報告においても、国立大学における学術研究および研究者養成が果たしている役割が、十分に認識されているとは言い難い。科学技術行政について部会報告は、技術開発およびそれに直接に関連する科学に視野を限定した狭義の科学技術の推進のみを重点的に取りあげていて、自然科学の諸分野から人文・社会科学の諸分野をも含めた広義の学術・科学の振興こそが、国民の文化水準を高度に維持し、そのことが逆に個々の科学技術の発展を促すという広い視野が見失われている。そのような施策によっては、部会報告も指摘しているわが国の基本的科学技術の先進国への依存性を容易に脱しえないであろう。

そのことと関連して、科学技術行政の総合的推進のために科学技術会議にきわめて重要な役割を与えようとしていることにも疑問がある。これまでの科学技術会議の活動状況を見ると、その重点が技術開発課題に著しく偏っていて、科学技術の総合的な推進という観点をほとんど欠落させていると言ってよい。大学における学術研究は、あらゆる学問分野にわたる研究者の自主的かつ創造的な活動によって、広く国民の文化水準の維持向上を図るという使命を有しているが、それは、以上のような限られた性格の科学技術会議による総合的調整には、包括しきれないものなのである。

4. 高等教育の費用負担（とくに国立大学の授業料）

高等教育の費用負担、とくに国立大学の授業料については、すでに当協会の基本的見解を繰り返し表明してきたが、今回の部会報告でも、遺憾ながら当協会の見解がほとんど受け容れられていない。そして、表現は緩和されているが、教育に要する経費の受益者負担や私立大学との均衡等を考慮して国立大学の授業料について順次「適正化」を進めること、また、授業料負担の増額のもとで高等教育の機会均等を確保するには育英奨学資金の量的拡充によって対処し、そのために有利子制度への転換による外部資金の導入や返還免除制度の廃止が提言されている。

あらためて当協会の基本的見解を述べれば、高等教育の機会均等の原則を実現するために、大学の授業料はできるだけ低廉であることが望ましい。そして、いわゆる国際人権規約にもうたわれているように、高等教育への「無償教育の漸進的な導入」は国際的な趨勢でもある。わが国においても、財政再建等の一時的な理由によってこの基本的な目標が見失われてはならない。また、高等教育を含めて一般に教育による最大の受益者は国と社会であり、とくに、国家的見地から高度の学術の研究・教育の水準の不断の維持向上を図るべく、公共的必要と国の責任において設置される国立大学の授業料は、受益者負担の原則にそもそもなじまないものである。

授業料の増額によって損なわれる高等教育の機会均等を補填するのに育英奨学資金の拡充によって対処することは、国費負担の大幅な増加や民間からの寄附金の増大をそれほど望めない現状のもとでは、きわめて現実性に乏しい。それだけでなく、国の行う育英奨学事業は、私的な企業や団体による奨学金や銀行等の融資による私的な教育費調達とは性格が異なり、むしろ無償をこそ理想とすべきものであり、その規模の拡大にはおのずから限界がある。まして、有利子制度への転換や返還免除制度の廃止が同時に行われるならば、奨学金の返済のための負担が増加し、そのことへの危惧のために育英奨学事業の普及がさまたげられ、むしろ教育の機会均等の確保が困難とならざるをえないであろう。

理事会出席旅費について

理事会に出席する理事・常置委員会委員長・監事の旅費については、予算の範囲内において、「総会・事務連絡会議出席旅費支給基準」に準じ支給することができるものとする。

(参考)

総会・事務連絡会議出席旅費支給基準

総会・事務連絡会議に出席する学長・事務局長については、次の区分により旅費を支給する。

1. 次項2の在京大学および東京近接大学（埼玉・千葉・横浜）以外の大学については、鉄道賃のほか日当・宿泊料を支給する。

ただし、北海道・高知・九州・沖縄地区に所在する大学については航空賃・日当・宿泊料を支給する。

2. 在京大学および東京近接大学（埼玉・千葉・横浜）については、会議1日につき、車賃として3,000円を支給する。この規程の運用については予算の都合等により、調整することができる。

大学設置審議会（大学設置分科会）委員について

5月9日をもって任期満了となる当協会推薦の大学設置審議会（大学設置分科会）委員として下記の3学長が5月10日付で再任された。

榊豊橋技術科学大学長

綾部鳥取学長

幡香川大学長

仏教遺跡パガン

大阪外国語大学教授
(ビルマ語学)
大野 徹

＊

ビルマの首都ラングーンからイラワジ川を溯ることおよそ700キロ、乾燥地帯特有の赤茶けた平地に、仏教遺跡パガンがある。ここは、ビルマ最初の統一国家「パガン王国」の都があった所で、今でも50平方キロの範囲内に2,000を超える仏塔、寺院が群在している。これらの仏教建築物は、輪廻の苦しみから逃れんとして、あるいは涅槃の幸を得んがために、パガン朝の歴代国王や王族、貴族などによって建立されたもので、すべて煉瓦造りである。

ビルマ語でゼーディーとよばれる仏塔は、仏舎利塔から発展したもので、円錐形に近い形をしている。ラングーンやペゲー、プロームなど、南部ビルマに散在する仏塔には仏舎利宝蔵の伝説をもつものも少なくないが、11世紀から13世紀にかけて建立されたパガンの仏塔には仏舎利に代って磚仏のような法舍利が宝蔵されている。

ビルマ語でグーとよばれる寺院には方形の建造物で、屋上に四面体のどっしりした高塔を載せている。寺院の内部は祀堂になっており、奥に煉瓦製、漆喰塗りの釈尊像が安置されている。一方に長く突き出た向拝の先に1か所だけ入口をもつパガン時代初期の煉瓦寺院は、おそらくインドの洞窟寺院を模して作られたものであろう。

寺院内部の壁面には、仏陀の一生を表した仏伝や前世での輪廻転生を表したジャータカ物語などが描かれている。これらの壁面の目的が寺院荘厳にあったことは疑いないが、同時にそれは、まだ文字の読めなかった当時の民衆に対する教化手段としても利用されたものとみられる。

パガン遺跡のもうひとつの特徴に碑文がある。現存する碑文の数は約3,000だが、その殆どが仏塔や寺院の建立者によって記されたもので、当時のビルマ語で書かれている。これらの碑文からは、仏教徒の信仰生活面だけでなく、パガン時代の社会構造や生活様式などがうかがえるが、三宝に奉納される土地や奴隷が増加するに伴い、パガン時代後期にはその所有をめぐる王権と僧伽との間に争いが生じたことまで判明する。

パガン王国は元の征緬を契機に滅亡するが、二世紀半にわたる仏教の興隆が一方では国力の衰退、王権の弱体化を招き、それが王国の崩壊を早めたことは否定できない。

そ の 他

学長等の移動

○ 学長の交代

(大学名)	(前 任)	(後 任)
茨城大学	秋田 康一	菊池 哲也 (事務取扱)
千葉大学	香月 秀雄	井出源四郎

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(後 任)
第1常置委員会	山田 敏郎 (京大教授)	桐栄 良三 (京大教授)
特別会計制度協議会	諸沢 正道 (文部省事務次官)	三角 哲生 (文部省事務次官)
〃	松浦泰次郎 (文部省学術国際局長)	大崎 仁 (文部省学術国際局長)
〃	柳川 覚治 (文部省管理局長)	阿部 充夫 (文部省管理局長)
〃	鈴木 勲 (文部省官房長)	高石 邦男 (文部省官房長)

○ 専門委員の委嘱

大学格差問題特別委員会	田中 稠生 (金沢大学事務局長)
特別会計制度協議会	坂元 弘直 (文部省大学課長)
〃	泊 竜雄 (文部省会計課副長)

○ 専門委員の解嘱

特別会計制度協議会	斎藤 諦淳 (文部省大学課長)
〃	岡林 隆 (文部省会計課副長)

寄贈図書

- 教育と情報 57年6月号, 7月号 (文部省)
大学と学生 57年6月号, 7月号 (文部省)
I D E 57年6月号, 7月号, 8月号 (民主教育協会)
E S P 57年6月号, 7月号, 8月号 (経済企画庁)
みんぱく 57年3月号, 4月号 (国立民族学博物館)
国際交流 No.31 (国際交流基金)
アジアの友 57年3月号, 4・5月号, 6月号 (アジア学生文化協会)
大学時報 164号 (日本私立大学連盟)
クレセント 10号, 特別号, 12号 (関西学院大)
大学研究ノート53 工学系大学・学部の教育改革に関する事例研究 (広島大学)
九州芸術工科大学研究年報 1981年
金沢大学 大学教育開放センター紀要第2号
筑波大学年次報告書 昭和55年度版
筑波フォーラム 16・17
研究紀要 No.1~3 (大学入試センター)
一般教育学会誌 第4号, 第5号 (一般教育学会)
高等教育研究紀要 第3号, 大学の研究機能と学術体制 (高等教育研究所)
愛知教育大学大学院問題資料集 (愛知教育大学教職員組合)
大阪大学史紀要 第2号
学校基本調査報告書 (高等教育機関) 55年度 (文部省)
北大百年史

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総 会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補 導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学格差問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)。その下に, 大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会会長ほか5学長, 文部事務次官ほか4局・課長)

編集後記

* 異常な長梅雨の影響で夏らしい日も少ないまま今年の夏も終わろうとしております。遅ればせながら残暑お見舞いを申し上げます。

* 本号は前総会関係の記事を掲載した関係で相当大部のものになりました。なお、一般の総会においては、前回（昨年11月）の総会の例に倣い「当面する大学の諸問題」についてのシンポジウムを催し、4人の学長先生より所懐の一端を披瀝して頂きました。その演述の要旨を総会議事録の中に収載いたしましたので、ご一読願えれば幸いです。

なお、この過去2回に亘るシンポジウムは、当面の国立大学のあり方について示唆に富んだ内容を含んでおりますので、これを別冊として編纂して関係方面の参考に資したいと考えております。

* 今回の「特別寄稿」には、橋爪愛知教育大学長の“教育の研究を通じた教育”を、また「窓」欄には、佐々木名古屋大学教授の“進学経路の柔構造”および大野大阪外国語大学教授の“仏教遺跡パガン”の2篇を頂戴いたしました。ご多忙のところご寄稿くださいました諸先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。(R)

くり返しわが灯を恋ふか火蛾の舞

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和57年8月28日 印刷
昭和57年8月31日 発行 (非売品)

会 報 第 97 号

(第32巻第3号 通巻第97号)

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 楠文唱堂